

令和7年つくば市議会定例会9月定例会議

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理 月日	件 名	提出者の住所 氏 名	陳情趣旨
陳情7 第3号	6・26	鷺による被害に関する陳 情書	茨城県つくば市■■■■■■■ 株式会社 さくら薬局 代表取締役 ■■■ ■■ 並びに 職員一同	別 紙
陳情7 第4号	6・26	白鷺の集団繁殖地（コロ ニー）による公害に関す る陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■ 医療法人社団 桜水会 筑波病院 病院長 ■■■ ■■ 並びに 職員一同	別 紙
陳情7 第5号	8・1	核兵器禁止条約の批准お よび東海第二原発の廃炉 にむけた要請	原水爆禁止日本国民会議 共同議長 ■■ ■■、 ■■ ■■、 ■ ■■ 茨城平和擁護県民会議 代表 ■■ ■■、■■ ■、 ■■ ■■ 脱原発とうかい塾 世話人代表 ■■ ■■	別 紙
陳情7 第6号	8・4	つくば市が法令を遵守 し、学校が児童・生徒の 権利と利益を守れる正常 な運営を取り戻すため、 学校職員に「つくば市は 生徒ではない」と再教育 を求める陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■	別 紙
陳情7 第7号	8・6	吾妻中学校の学校不正会 計を隠蔽するためだけに 簡易テントを並べる意味 不明な卒業式強行阻止と	茨城県つくば市■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■	別 紙

		卒業対策費と称して未成年者に対する強制割当寄付金徴収の根絶を求める陳情書		
陳情 7 第 8 号	8・7	要請書	茨城県平和友好祭実行委員会 実行委員長 ■■ ■■	別 紙
陳情 7 第 9 号	8・18	つくば市の不正を隠蔽するために市民への攪乱目的欺罔行為を職務とすることの根絶を求め泥をかぶる覚悟で行動できた職員への正当な評価を求める陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■ ■ ■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■	別 紙
陳情 7 第 10 号	8・21	小中学生に稼がせた金で学校備品や消耗品の購入をやめさせ暫定的措置として学校職員に現金取扱いを全面的に禁止することを求める陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■ ■ ■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■	別 紙
陳情 7 第 11 号	8・25	学校運営を PTA から取り戻すため法令や指導に従えない職員の処分と暫定的措置として PTA の学校に係る活動の停止（施設利用許可取消）を求める陳情書	茨城県つくば市■■■■■■■■■ ■ ■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■	別 紙



陳情 7 第 3 号

2025 年 6 月 20 日

つくば市議会議長 黒田建祐 殿

鷺による被害に関する陳情書

陳情者 住所 茨城県つくば市 [REDACTED]
氏名 株式会社 さくら薬局
代表取締役 [REDACTED] 並びに職員一同
連絡先 [REDACTED]

○陳情趣旨

2024 年春頃から、数種類の鷺が施設すぐ脇の雑木林に集団で住み着き、去年は雛の落下や多数の死骸がありました。他にも様々な被害を受けています。

1. 糞害

日中は飛来し、いたるところで鷺の糞で白くなっており、駐車場など敷地内を移動する際も頭上を警戒せざるを得ない状況です。また、糞からの悪臭や、糞が乾燥し、空中への飛散による健康被害も大いに懸念されます。

2. 騒音被害

鷺の集団の鳴き声が昼夜問わず聞こえてきます。これによりストレスを感じる方もいます。

3. 住環境への被害

鳥の糞は酸性が強いので、建物や自動車に付着し放置した場合、金属部分等を腐食・劣化させてしまいます。付着した糞の清掃費等が発生しています。

○陳情事項

薬局は地域住民の健康を支える場所です。それが鷺により阻害されるわけにはいきません。鳥獣保護管理法等十分理解はしていますが、追い払いの対策、何卒宜しくお願い致します。



陳情 第 4 号

2025 年 6 月 23 日

つくば市議会議長 殿

白鷺の集団繁殖地（コロニー）による公害に関する陳情書

陳情者 住所 茨城県つくば市

氏名 医療法人社団 桜水会 筑波病院

病院長 並びに 職員一同

連絡先

○陳情趣旨

昨年より病院周辺の雑木林に、白鷺がコロニーを形成しており、鳴き声による騒音や自動車に大量の糞が落下するなどの公害発生の原因となっています。

具体的事項

1. 鳥の糞には様々な菌やウイルスが含まれている

乾燥した鳥の糞を吸い込むことでヒトブラズマ症、ニューカッスル症、オウム病、クリプトコッカスなどの病気を引き起こす可能性がある

2. 数百羽が集中して繁殖し、ヒナの声や不気味な鳴き声が一晩中鳴り響いている

3. たくさんの糞が地面や自動車に落下し、常に悪臭を発している

○陳情事項

鳥獣保護法について重々理解はしておりますが、患者様や職員の健康状態の維持、住環境の維持のため早めの対策を要望します



第 7 第 5 号

2025 年 7 月 31 日

つくば市議会

議長 黒田 健祐 様

原水爆禁止日本国民会議

共同議長

茨城平和擁護県民会議

代 表

脱原発とうかい塾

世話人代表

核兵器禁止条約の批准および東海第二原発の廃炉にむけた要請

広島・長崎への原爆投下からこの夏で 80 年になります。あの暑い夏の日、筆舌に尽くしがたい苦しみに見舞われ、今日まで生き抜いてこられた被爆者の方々の平均年齢は 86 歳を超え、被爆者の数も減少しています。今なお未解決の課題では、長崎の被爆者が「旧長崎市であったかどうか」で線引きされ、いまだ被爆者と認められずに「被爆体験者」となっていることです。「被爆体験者」は被爆者です。80 年経ってもなお残るこの問題の一刻も早い解決と救済が求められていることを訴えます。

現在、世界には 1 万 2 千発以上の核兵器があり、その大半をロシアと米国が保有しており、人類は原子爆弾の脅威から逃れることができないでいます。また、ロシアのウクライナへの軍事侵攻、核保有国であるイスラエルによるカザや近隣諸国との戦争など、世界で起きている戦争で核兵器使用リスクの高まりは危機的状況にあります。

こうした情勢で、昨年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞は、国内外に大きなインパクトを与え、核廃絶に向けて原水爆禁止運動に取り組んできた私たちも大いに励まされる出来事でした。この受賞の意義を日本政府は重く受け止めなければなりません。

日本政府は核保有国と非保有国の「橋渡し役」を自称して、「核兵器禁止条約」（TPNW）への不参加の態度を変えていませんが、すでに世界は核兵器の非人道的な違法性を認めて、核兵器の存在そのものを禁止する国々が動き出しているのです。日本も核廃絶＝「核兵器のない世界」に向けた人類の大きな希望である TPNW に加盟する世界の国々との積極的な協調を進めるときにきています。

核の放射能被害の問題では、東京電力福島第一原発事故から 14 年が過ぎましたが、未だに県内外に 24,639 人（本年 2 月）が避難生活を続けており、2,348 人（同 2 月）が震災関連死と認定されています。再び原子力災害を繰り返してはなりません。

県内では東海第二原発の再稼働問題があります。同原発は運転開始からすでに 46 年が過ぎた老朽化した原発であり、原発の周辺 30 キロ圏内には 92 万人の住民が生活し、首都圏に一番近い原発です。福島第一原発事故で明らかになったように「原発事故は起こりうる」という教訓を踏まえると、東海第二原発事故が起これば甚大な放射能汚染の被害が発生します。その影響は大きく、首都圏の経済活動も壊滅の危機となります。日本原電は、東海第二原発の再稼働を目指していますが、2023 年 10 月 16 日には安全対策工事の要である防潮堤の基礎工事で、鉄筋の変形やコンクリート柱の施工不良が明らかになり、防潮堤工事はストップし、現在も原子力規制委員会での審査が続いています。

さらに、近年施設内で老朽化等に伴う火災が相次ぎ発生していましたが、2 月 4 日には原子炉運転を監視する中央制御室の制御盤で火災が起きました。再発防止の検討中、5 月 30 日には原子炉建屋地下でケーブル火災が発生しました。これらについては、原子力規制委員会の山中伸介委員長が 6 月 4 日に会見し、「件数が非常に多く、問題視している」と指摘しています。こうした一つ一つの事実が東海第二原発の再稼働の危険性を証明しています。

日本が地震大国であることは十分に認識されているにもかかわらず、東海第二原発の周辺 30 キロ圏内 14 自治体のうち 8 自治体が、能登半島地震を教訓とした自然災害に備えた「複合災害対策」を考慮しないままに、「避難計画策定」を発表しました。しかし、避難所面積の見直しに伴う避難先確保、大型バス・福祉車両などの移動手段確保も示されていません。形だけの「避難計画」の策定では、住民の命や財産を守る地方自治体としては、「住民が置き去りの避難計画」だと言わざるを得ません。真に実効性ある避難計画策定ができない状況で、原発再稼働を許してはなりません。

県内では、1999 年 9 月 30 日に東海村で起きた JCO 臨界事故で 2 人が大量の放射線を浴びて亡くなり、667 名を超す住民などが被曝し、31 万人が屋内退避を経験しました。

その後、2011 年には東京電力福島第一原発事故も発生し、これまでの原発運転で生み出された高レベル放射性廃棄物(核のごみ)は最終処分先も決まらず、溜まり続けている問題も抱えています。

世界では化石燃料や原子力発電からエネルギー政策の転換の流れにあり、太陽光と風力発電等の再生可能エネルギーを拡大しています。時代の流れは原子力に依存することのない社会に向かって進んでいるのです。これらの状況を踏まえ、貴自治体に対して下記の要請をさせていただきます。

記

一、核兵器は非人道的兵器であり、その使用は決して許されないという立場から、日本政府に対して「核兵器禁止条約」の批准を求めてください。

一、子どもたちの未来に原子力災害のない安心な社会をつくるため、東海第二原発の再稼働には反対の意思を表明し、廃炉を求めてください。

以上



陳情 7 第 6 号

2025 年 8 月 4 日

3058555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1
つくば市役所本庁舎 6 階 つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口 ご担当者様

つくば市議会 黒田健祐 議長

つくば市が法令を遵守し、学校が児童・生徒の
権利と利益を守れる正常な運営を取り戻すため、
学校職員に「つくば市は生徒ではない」と
再教育を求める陳情書

陳情者 住所 茨城県つくば市
氏名 :
連絡先 :

第 1 陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、未来を担う児童・生徒
らの真に健全な教育環境を守るため、

1. 生徒の活動費用である生徒会費を学校経費に流用することが
おかしいと思えない職員に「つくば市は生徒ではありませ
ん。毎日学校に通っていても学校職員の皆さんは、もう生徒
ではありませんよ」という所からやさしい日本語で再教育

2. 地方自治法で禁じられているにもかかわらず、学校運営経費の私費精算を目的に、未成年者である児童・生徒の就学上必要な経費に見せ掛けた割当て現金徴収および公施設経費の勝手な私費精算について度々通報を受けるなど、**校長に正常な判断力が無いか、文字や文章が読めても内容が理解できない等の業務に支障がある可能性を思わせる通報が再三ありながら、適切な配置転換をしない理由について、市議会で森田教育長に説明させ、その全文を市民に公開**
3. 地方自治法・地方財政法に従わず、**公費負担区分の支払いを目的として徴収した現金を、速やかに市の予算に編入しなかったり、1万円を超える物品を購入しながら備品登録もしない上、寄付採納手続きすらしていなかったり、学校が直接受領した現金寄附(市に属しない現金)の学校保管を行っていないか市内公立小中全校の監査実施**
4. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、**公費負担区分の私費精算**が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施
5. **寄付採納および備品登録されていない私費設備**がどれだけあるか市内全校調査実施
6. 本来の消耗教材費および個人教育活動費用(学費)振替の為に手続きさせた口座情報を不正に利用し、**強制割当寄付金徴収(刑法 246 条 2 電子計算機使用詐欺)**を行った職員の刑事告発を視野に入れた全校調査実施
7. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、**市教委による年 1 回の監査および指導の徹底**

以上、7 件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去 3 年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2 陳情趣旨

つくば市立吾妻中学校では、生徒の活動費用として徴収した生徒会費が、学校所有物や施設維持修繕費など、法の定めにより公費で清算しなければならない学校経費に使われています。

つくば市は、吾妻中学校の生徒ではありません。こんなことを市民に指摘されなければならないなど、みっともないにも程があります。

吾妻中学校はつくば市が運営管理する施設です。学校教育法第5条(学校の管理と費用負担)では、「学校の設置者(つくば市)はその設置する学校を管理し法令に特別の定めのある場合を除いてはその学校の経費を負担する」と定められています。

地方財政法第4条の5(割当的寄付金などの禁止)では、「地方公共団体(つくば市)は他の地方公共団体(他の市町村)や団体(PTAや生徒会など)または住民(市民)に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金(に相当する物品などを含む)を割り当てて強制的に徴収(に相当する行為を含む)するようなことをしてはならない」と定められています。

地方財政法第27条の4第1項(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)には、「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村(つくば市)の負担に属するものとされている経費で政令が定めるものについて、住民(市民)に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない」と定められています。

学校は現金寄附を直接受領できません。地方自治法第235条の4(現金及び有価証券の保管)で「地方公共団体(つくば市)の所有に属さない現金の保管は、法律または政令の規定によるものでなければ保管することができない」と定められているからです。

学校は法人格を有しておらず、教育委員会は財産取得権がありません。市に属しない現金の保管自体を禁じているので、現金寄附を受領する場合はつくば市として受領しなければならない理由を、つくば市教育局教育総務課も回答しています。

吾妻中学校長らは、子供の為なら何の疑いも持たれず金を払う保護者が愚かしくて面白く、不正徴収・違法私費精算がやめられないようです。子供たちが安心して学び過ごせる学校の健全な教育環境を守るには、再三の指摘を受けても法に従う意思が無い職員を取り除かなければなりません。

つくば市は毎年、学校評価アンケートを実施されてますが、「信頼される学校」である為に職員の指導・改善確認もできず、学校職員による生徒や保護者を欺く裏切り行為を放置してきました。

不正徴収・学校経費への流用について、学校からも教委からも、正式に返還などの説明がなされた試しがありません。口先三寸で言いくるめる事が信頼関係を築く手段だと考えているとしか思えません。

令和6年度吾妻中学校生徒会費の内訳を確認しました。承認しているのは菅谷和美校長、諏訪恵美教頭、大久保龍太郎学校事務の3人で、学校経費を尤もらしく「如何に生徒の活動費用として転嫁するか」しか考えていないような使途・偽装が多いです。

No.	使途	金額
1	委員会活動としているが記載不十分。ふきんとポリ袋とテーブルクロス2枚。不正使用疑い。 ※給食に係る学校経費を給食委員の生徒による自主的な活動として生徒に支出させている可能性が高い。	1,320 円
2	生徒会活動費	1,540 円
3	授業用具(学校所有・学校経費)	33,000 円
4	委員会活動としているが記載不十分。 スポンジ。不正使用疑い。 ※給食に係る学校経費を給食委員の生徒による自主的な活動として生徒に支出させている可能性が高い。	220 円
5	美術部と思われる支出	9,600 円
6	返金	2,800 円
7	剣道部と思われる支出	1,100 円
8	委員会活動としているが記載不十分。	990 円

	大量のポリ袋。不正使用疑い。 ※給食に係る学校経費を給食委員の生徒による自主的な活動として生徒に支出させている可能性が高い。	
9	委員会活動としているが記載不十分。	2,214 円
10	パソコン科学部と思われる支出	12,216 円
11	給食に伴う備品。大量のポリ袋(学校経費)	330 円
12	学校行事印刷物 ※全て生徒消費か不明	54,186 円
13	授業用(学校所有・学校経費)	30,800 円
14	学校行事消耗品(学校所有・学校経費)	4,800 円
15	返金	1,000 円
16	学校所有・学校経費	36,564 円
17	OKI トナーカートリッジ No. 12 が生徒使用プリンターインクなら、 学校の複合機用トナーでは？	79,200 円
18	学校所有・学校経費 ※生徒に管理を手伝ってもらうことはできても、学校所有品に係る消耗品を生徒の自主活動経費とはできません。	18,869 円
19	学校所有・学校経費	2,398 円
20	授業用(学校所有・学校経費)	20,900 円
21	学校行事経費 ※数量的にも学校所有・学校経費では？	31,050 円
22	学校所有・学校経費	17,765 円
23	学校所有・学校経費	2,808 円
24	不正使用疑い。生徒活動とすると消耗教材費にできるような掲示物の中でラミネート加工が必要なものがほぼ無い。	28,545 円
25	消耗教材費	3,180 円
26	学校所有・学校経費	4,697 円
27	学校所有・学校経費	924 円
28	学校経費(建物維持修繕費) ※地方財政法違反	33,436 円
29	学校行事経費	19,009 円

	※学校行事の通知を生徒にデザインしてもらうことで生徒の活動経費に転嫁したと思われる。	
30	数量的に特定の学年消耗教材費	11,601 円
31	消耗教材費	1,827 円
32	給食調理室消耗品(学校所有・学校経費)	1,320 円
33	授業用(学校所有・学校経費)	55,825 円
34	学校経費 ※憲法が義務教育無償を保障しているため、児童・生徒から施設利用料・空調使用料(授業料のようなもの)を徴収することができない。	22,512 円
35	返金	200 円
36	数量 100 の物は卒業生への制作物と考える事ができるが、乾電池 200 本が意味不明。 ※在校生全員がペンライトで見送るなどは卒業生を送る会でもやっていない上、生徒も持ち帰っていない。	30,543 円 5,313 円
37	授業用(学校所有・学校経費)	64,284 円

生徒会費として徴収し私費精算した 519,093 円は正当に公費精算可能だったものです。職員に正当な事務処理をする能力が無いか、つくば市が「不正を働くことが職務」と指導しているかになります。

生徒活動費として認められそうな金額は総額 648,886 円中、125,793 円しかありませんでした。令和 6 年度の生徒数は 280 人強でしたから、生徒 1 人当たり必要だった生徒会費は年 450 円だったことになります。

部活動経費は生徒会費として徴収していると説明を受けていますが、12 種類ある部活動の中で、経費を要した部活動が少なすぎます。また、部活動経費であるならば、必要だった生徒に請求して良いものです。所属部活動経費の徴収や生徒会費の使途についても改める必要があるでしょう。

吾妻中学校は教育総務課の寄附受領申請についての指導にも従わず、現金で学校経費を徴収したにも関わらず令和 5 年度～6 年度に

において吾妻中 PTA・在校生からの寄附受領申請は 1 件も無く、不正取得であるが故に備品登録も正常に処理されないでしょう。

令和 5 年度つくば市決算報告も確認させていただきました。折角確保した予算の内、**中学校費だけでも 10 億円**を余らせ、不要だったと判断されていました。市内の中学校は 19 校くらいです。**1 校当たり 5000 万円**も余らせて「**自治体の予算が足りなくて仕方なく不正を働いた**」など**とは冗談でも言えません**よね。

五十嵐立青つくば市長が率いる「つくば市が」未来を担う**未成年者を欺く市政**を強行しながら、地域と連携して信頼ある学校だと思ふかなどとアンケート調査を行うなど、虚しい業務に職員の労力を割くよりも、「**当たり前前に法令を遵守できるつくば市**」に改める方が**急務**です。

※次は、卒業対策費での違法行為について陳情書を提出しますので、余計な言い逃れで火に油を注ぐ努力はお勧めしません。国籍・職業・性別・目的を問わず公開可能な、透明性を保つ為の公開条例且つ公文書なのに、公益通報先である市議会議員への通報に反応して、つくば市が職員に対して「**みだりに公文書を交付するな**」などの脅迫的通達を発行するなど、「つくば市は市民の権利や利益に反する、都合の悪い事をしています」と公表しているようなものです。

※陳情書を.pdf にする場合、添付証拠書類と陳情書を分割してアップロードする配慮を頂けると幸いです。

第 3 添付証拠書類

- 学校が直接現金寄附を受領できない理由について
つくば市教育局教育総務課の回答 1 枚
- 令和 5 年度つくば市決算報告 2 枚
- 寄附受領について 3 枚
- 吾妻中 PTA および在校生からの寄附受領が 1 件も無い事を証明する不開示決定通知 1 枚
- 令和 6 年度吾妻中学校生徒会費会計書類 ⁸²~~84~~ 枚

以上

送信者: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [REDACTED]

日付: Fri, 11 Jul 2025 16:37:29

件名: 【つくば市教育総務課】 6月27日にメールにてお問い合わせ
わせいただいた件について

[REDACTED] 様

いただいたお問い合わせに関して回答いたします。

学校での現金寄附採納に関する、学校教育法、地方自治法上の法的な整理は [REDACTED] 様のお見込みのとおりです。

現金寄附については、市立学校は法人格を有さないため、金銭を直接受け取ることができず、また、教育委員会には財産の取得決定権がないため、教育委員会名では金銭を受け取ることができません。金銭を財産として受け取るには、「つくば市」という地方自治体として受け取る必要があります。

金銭の寄附を受ける場合には、おっしゃるとおり、地方自治法第210条に定める「総計予算主義の原則」に従い、歳入に含めて予算化し、寄附金を公金化する必要があります。しかしながら、現在つくば市では、金銭の寄附について、学校を指定する形で使用可能な予算として公金化する仕組みがなく、この点から金銭の寄附を受けることができません。

現在の制度上は、「アイラブつくばまちづくり寄附金」制度を利用し、「未来をつくる人が育つまちに関する事業」や具体的な事業名を指定して金銭の寄附をいただくことは可能です。ただし、この場合でも、学校を指定して、自由に使える予算として寄附金を受け入れることができるものではありません。

以上のことから、現在の制度上、学校で使用する用途として現金を寄附で受け取ることができる仕組みが存在しないため、現金での寄附採納はできないという取り扱いにしている、ということになります。

学校施設の維持修繕を含む学校経費についても、地方財政法及び地方財政法施行令の規定により、公費で賄うべきものとなっているため、学校徴収金を充てているような事実があるのであれば、是正が必要な状況と考えます。

学校備品に関しては、自発的な寄附であれば、寄附として受け入れが可能な場合もあるものの、その寄附は強制的なものになってはならないと、当市の「学校徴収金取扱要項<公費・私費負担区分等ガイドライン>」にも謳っています。

「援助費」についての市の認識は、令和5年10月10日市長回答のとおりです。市としては、寄附金の強制徴収は認めていません。

各学校内において「学校徴収金に関するガイドライン」やつくば市PTA連絡協議会が作成している「PTA活動についてのガイドライン [PTA本部向け]」の内容を遵守し、適切な運用となるよう学び推進課と連携して各学校に一層働きかけるとともに、公費で賄うべきものを適切に公費で対応できるよう、学校予算配当を担当する課と連携して、学校が必要とする学校施設維持修繕費用や学校備品等を公費でいかにして適切かつ迅速に措置ができるか、現状のやり方の見直しと今後の方策を検討してまいりたいと思います。

つくば市教育局 教育総務課

担当: 武田

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1-1-1

TEL: 029-883-1111 (代表)

内線: 4610

FAX: 029-868-7608

E-Mail: edc010@city.tsukuba.lg.jp

この封筒は、個人情報の
自己開示により交付さ
れた物である。つくば市

令和5年度

つくば市歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

基金運用状況調書

つくば市

一般会計

歳出

款	項	予算現額
		円
10. 教育費		29,987,310,748
	1. 教育総務費	1,834,428,400
	2. 小学校費	10,089,515,901
	3. 中学校費	5,330,434,222
	4. 幼稚園費	1,335,605,216
	5. 社会教育費	1,143,960,027
	6. 保健体育費	10,253,368,980
11. 災害復旧費		1,000
	1. 災害復旧費	1,000
12. 公債費		6,328,981,000
	1. 公債費	6,328,981,000
13. 諸支出金		2,625,317,078
	1. 普通財産取得費	1,000
	2. 基金費	2,625,316,078
14. 予備費		97,957,252
	1. 予備費	97,957,252
歳出合計		128,438,812,745

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
円	円	円	円
23,121,934,615	5,771,218,479	1,094,157,652	6,885,376,131
1,717,008,793	18,900,000	98,521,607	117,421,607
8,158,529,553	1,695,970,567	235,015,781	1,930,988,348
4,254,657,246	888,527,578	187,249,398	1,075,776,976
1,199,371,331	48,367,000	87,868,885	136,233,885
1,094,233,991	0	49,726,036	49,726,036
6,698,135,701	3,119,453,334	435,777,945	3,555,231,279
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
6,327,972,365	0	1,008,635	1,008,635
6,327,972,365	0	1,008,635	1,008,635
2,433,892,618	0	191,424,460	191,424,460
0	0	1,000	1,000
2,433,892,618	0	191,423,460	191,423,460
0	0	97,957,252	97,957,252
0	0	97,957,252	97,957,252
112,693,165,240	8,753,172,278	6,992,475,227	15,745,647,505

歳入歳出差引残額

6,075,706,106円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

1

令和5年度

学校への寄附に係る 受領手続きについて ～地域やPTAからの寄附～

令和5年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和5年(2023年)4月24日(月)

教育総務課

この資料は、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

2 物品の寄附手続きについて

手順1 物品の寄附による受領の意向決定

- 各学校において、地域団体や企業、PTAなどから物品の寄附の相談を受けた場合は、実際に物品を受け取る前に、当該物品が寄附を受けることが可能な物品かどうか御確認ください
御不明な場合には教育総務課までご相談ください
- 確認のポイント
 - ・現金や不動産は直接学校が寄附として受け取ることはできません
 - ・学校教育活動に資するもの以外は受け取ることができません
 - PTA会議室用のフットマッサージャーなどはNG
 - ・学校の建物維持及び修繕に係るものは寄附として受け取ることができません
 - 既存のものよりグレードが上がる等、市の基準以上のものであれば可能

「学校徴収金取扱要項」も参考にしてください

2 物品の寄附手続きについて

手順3 (必要に応じて備品登録)

- 購入価格又は評価価格が税込1万円以上の物品については、
物品規則上、備品としての取扱いになるため、
備品登録システムに登録し、備品として適切な管理を行ってください

第5条 物品の分類は、次のとおりとする。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用に耐える物及びその性質が消耗性の物であっても美術品及び骨とう品として保管する物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とみなす。
- ア 購入価格又は評価価格が10,000円以下の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出に供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)
 - イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
 - ウ 記念品、ほう賞品等の贈与を目的とする物

(つくば市物品規則)

様式第4号(第6条関係)

行政文書不開示決定通知書

つくば教総第594号

令和7年(2025年)7月11日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 芳

令和7年(2025年)6月24日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和5年度及び令和6年度につくば市立吾妻中学校が受領し配置先となった寄附について、吾妻中学校PTA、吾妻中学校卒業生、吾妻中学校在校生から提出された寄附申請書類
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 該当する文書は受領していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号 029-883-1111 (内線4610)

(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会教育長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2025. 7. 22 受着

令和6年度 預金出納簿 (生徒会費)

番号	月日	通 用	学年	氏名	収入金額	支出金額	差引残額	備考
1	3月26日	前年度残額			93		93	
2	6月26日	生徒会費徴収			585,600		585,693	
3	7月1日	学校運営費として支出				45,680	540,013	No.1~No.5
4	7月9日	未納生徒分入金			21,800		561,613	
5	7月30日	転出生徒返金(2名)				2,800	558,813	No.6
6	8月19日	学校運営費として支出				1,100	557,713	No.7
7	8月28日	学校運営費として支出				3,204	554,509	No.8、No.9
8	8月28日	生徒会費徴収			16,800		571,309	
9	9月12日	学校運営費として支出				66,732	504,577	No.10~No.12
10	9月17日	生徒会費徴収			7,400		511,977	
11	10月8日	学校運営費として支出				35,800	476,177	No.13、No.14
12	10月9日	転出生徒返金(1名)				1,000	475,177	No.15
13	10月9日	未納生徒分入金			4,800		480,177	
14	10月23日	学校運営費として支出				134,633	345,544	No.16~No.18
15	10月24日	学校運営費として支出				54,348	291,196	No.19~No.21
16	10月29日	学校運営費として支出				55,985	234,201	No.22~No.26
17	11月16日	学校運営費として支出				34,360	199,841	No.27~No.28
18	12月2日	学校運営費として支出				30,610	169,231	No.29~No.30

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

生徒会費出納簿

令和6年度 預金出納簿（生徒会費）

番号	月日	適用	学年	氏名	収入金額	支出金額	差引残額	備考
19	11月3日	未納生徒分入金			10,200		179,431	
20	12月23日	未納生徒分入金			2,800		182,231	
21	1月16日	未納生徒分入金			1,400		183,631	
22	1月30日	学校運営費として支出				3,147	180,484	No31～No.32
23	3月4日	学校運営費として支出				78,337	102,147	No33～No.34
24	3月18日	生徒返金				200	101,947	No35 ※転入の為、令和6年5月～令和7年3月の11カ月分徴収だったのを、12ヶ月分徴収していたため、1ヶ月分(200円)返金
25	3月19日	学校運営費として支出				100,140	1,807	No36～No37

この...は、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

令和6年度 吾妻中学校生徒会会計決算報告

収入	予算額	前年度繰越金	雑収入	合計
	650,600	93	0	650,693

支出	項目	予算額	決算額
	本部事務 運営費	150,600	161,931
	文化体育費	320,000	310,646
	委員会活動費	80,000	71,595
	特別活動費	100,000	100,714
	生徒返金	0	4,000
	予備費	0	0
	合計	650,600	648,886

差引残高	収入	支出	差引残高
	650,693	648,886	1,807

差引残高1,807円は来年度へ繰り越します。

令和7年3月21日 生徒会費会計担当 大久保 龍太郎

印

(確認印)

校長	教頭	生徒会顧問
		

この等しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

No.1

担当者

校長	教頭	事務
		

物品購入伺 (No)

令和6年4月5日

会計費目	市費	生徒会費	補助費	学級費	教材費	PTA	その他()
		○					
用途	委員会活動で使用するため						
合計	1,320 円						
品 目	数量	単価	金額	支払い先			
マイクロファイバー	1	1210	1210 円				
テーブルクロス	1	110	110 円				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和6年6月5日

金	1,320 円
---	---------

上記のとおり支出してよろしいでしょうか。

- ※1 「銀行振戻票」と「業者納品書・請求書」とともに提出(裏面に添付)
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払日	令和 6 年 7 月 1 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 書

つくば市立吾妻中学校 様

金額 ￥ 110 -

※上記金額欄に記載がない場合は、
レシートの合計金額が領収金額です

1. レシートに対象外の商品が含まれる場合は、
金額はお客様がご記入ください。
2. ご返金・交換の際には領収書が必要となります。
3. 領収書の再発行はいたしかねます。

株式会社
本社 埼玉県大塚市
TEL
FAX

領 収 書

TEL 1420
2024/04/06(土) 18:33
テーブルクロスグリーン 100
小計 1点 100
消費税 10
合計 ￥110
100円対象 110(内税額 10)
お預り ￥110



領 収 書

つくば市立吾妻中学校 様

金額 ￥ 1210 -

※上記金額欄に記載がない場合は、
レシートの合計金額が領収金額です

1. レシートに対象外の商品が含まれる場合は、
金額はお客様がご記入ください。
2. ご返金・交換の際には領収書が必要となります。
3. 領収書の再発行はいたしかねます。

株式会社
本社 埼玉県大塚市
TEL
FAX

領 収 書

TEL 1420
2024/04/06(土) 20:12
マイカイン-7200ライト 200
取っ手付きボリ88号乳白 800
テーブルクロスグリーン 200
小計 11点 1,100
消費税 110
合計 ￥1,210
100円対象 1,210(内税額 110)
お預り ￥1,210



この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者
(印)

校長	教頭	事務
(印)		

物 品 購 入 例

令和 6 年 4 月 4 日

会計費目	市 費	生徒会費	奨励費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		0					
用 途	新入生メッセージボード (生徒会活動費)						
合 計	¥ 1,540						円
品 名	数量	単価	金額	支払先			
A4 PP貼リ2リ>7"	1	100	100				
色紙2>折リ	3	100	300				
メッセージボード	6	100	600	"			
フック スチーパー	2	100	200	"			
フック スチーパー	1	100	100	"			
マスキングテープ	1	100	100	"			
税		140	140	"			

校長	教頭	事務
(印)		

支 出 例

令和 6 年 4 月 22 日

金	¥ 1,540	円
---	---------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行振戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出(裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を添付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 4 月 22 日			
校長	教頭	事務	金計担当書	受領印
(印)				(印)

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

この等しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 証

第 一

¥1,540-

(うち、消費税等 140円)

但し、
売上分+No.:4480

として上記正に納税いたしました

No. 00014301-0231-4480
2024年04月08日

紙 幣 外

紙 幣 外

<各町内又は指定の町外へ送付するもの>
2024年04月08日(土)18:11
店 No.:0002
A 4 PP貼付2リングフ V100外
色紙2つ折り両面版等 (大 V200外
(0100 x 3個)
メッセージカード (色紙用 V400外
(0100 x 6個)
フレイクステッカー (7つ V200外
(0100 x 2個)
フレイクステッカー (7つ V100外
マスキングテープV (15 V100外
小計 14点 ¥1,400
100円換算
お預り金計 ¥1,540
お預り金計 ¥2,000
お預り金計 ¥4,480
店番号 172400102301



店:000346 店+No.:4480

領 収 証

第 一

¥1,540-

(うち、消費税等 140円)

但し、
売上分+No.:4480

として上記正に納税いたしました

No. 00014301-0231-4480
2024年04月08日

<各町内又は指定の町外へ送付するもの>
2024年04月08日(土)18:11
店 No.:0002
A 4 PP貼付2リングフ V100外
色紙2つ折り両面版等 (大 V200外
(0100 x 3個)
メッセージカード (色紙用 V400外
(0100 x 6個)
フレイクステッカー (7つ V200外
(0100 x 2個)
フレイクステッカー (7つ V100外
マスキングテープV (15 V100外
小計 14点 ¥1,400
100円換算
お預り金計 ¥1,540
お預り金計 ¥2,000
お預り金計 ¥4,480
店番号 172400102301



店:000346 店+No.:4480

担当者


校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 5 月 29 日

会計費目	市 費	生徒会費	奨励費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		9					
用 途	体育授業用						
合 計	33,000 円						
品 名	数量	単価	金額	支払先			
野球ボール	5	6,600	¥33,000				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 5 月 29 日

金	33,000	円
---	--------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 7 月 / 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この書類は、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

領 収 証

吾妻十号改

様 No.

33000

入金日 平成 6 年 5 月 27 日

上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (10%) 3300

土 浦 市
株式会社

代表取締役

TEL

納品書添付

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市



校長	教頭	事務

物品購入用(No)

令和6年 6月 1日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他()
		○					
用途	委員会活動物品						
合計	220 円						
品 目	数量	単価	金額	支払い先			
スポンジ	2	110	220 円				
			円				
			円				
			円				
			円				

校長	教頭	事務

支 出 用

令和6年 6月 1日

金	220 円
---	-------

上記のとおり支出してよろしいでしょうか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」とともに提出(裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払日	令和 6 年 7 月 / 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 書

つくば市立吾妻中学校 様

金額 ￥220-

(消費税別)

※上記金額欄に記載がない場合は、
レシートの合計金額が領収金額です

1. レシートに対象外の商品が含まれる場合は、
金額はお客様にご記入ください。
2. ご返金・交換の際には領収書が必要となります。
3. 領収書の再発行はいたしかねます。

株式会社

本社 岐阜県大垣市

TEL
FAX

領 収 書

登録番号 1420
TEL 027-857-9711 1/2 44840
2024/05/07(火) 18:04
源崎くん 40P 200
小計 2点 200
消費税 20
合計 ￥220
16%対象 220(内 税額 20)
お預り ￥5,020
お釣り ￥4,800



納品書添付

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者
小 林 大 志

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6年 5月 17日

会計科目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	美術室消耗品補充の為						
合 計	9,600 円						
品 名	数量	単価	金額	支払先			
72上2-1に納	1	4,800	9,600				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6年 5月 18日

金	9,600 円
---	---------

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めて提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 7 月		日
校長	教頭	事務	会計担当者 受領印
			

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 証

№ 57383

2024年07月03日

吾妻中学校
吾妻中学校 様有限
会社
代表取締役

金額 9,600 円也

上記正に領収いたしました

事業番号

01/01

納品日	商 品 名	数 量	単 価	金 額
24/06/23	セントロール紙 1250mm×10M巻	2	4,800	9,600

10%本体金額 8,728円 10%消費税額 872円 8%本体金額 0円 8%消費税額 0円

購 求 書

24 * 05 * 20

36009625

吾妻中学校

吾妻中学校

様

有 限
公 司

代表取締役

上田市

4035-0071

取引銀行

事業番号

合計金額 9,600 円也

(内 税)

区 分	品 名	数 量	単 価	金 額	予費・後払い
新分事業部	セントロール紙 1250mm×10M巻	2	4,800	9,600	
10% 本	8,728円 消費税			872円	
8% 本	0円 消費税			0円	
計				9,600	

この写しは、情報公開
により交付された物

担当者


校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 ・ 支 出 伺

令和 6 年 7 月 23 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	松見会費
		○					
用 途	生徒返金(2名)						
合 計 2,800 円							
品 名		数量	単価	金額	支払先		
生徒返金(7 か月分)		1名	1,400 円	1,400 円	保護者様		
生徒返金(7 か月分)		1名	1,400 円	1,400 円	保護者様		

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 7 月 23 日

金 2,800 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 8 月 19 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 書

つくば市立吾妻中学校 様

一金 14,850 円也

上記金額正に領収いたしました

内訳

生徒会費 1,480円

令和 6年 7月26日

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 書

つくば市立吾妻中学校 様

一金 11,450 円也

上記金額正に領収いたしました

内訳

生徒会費	1,400円
PTA会費	2,450円
運動費	2,800円
学級費	1,050円
教材費	3,750円

令和 6年 1月 9日

公開
された
物
につく
は
な
り
に
あ
る
。
 につく

担当者


校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 7 月 1 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		0					
用 途	体育使用						
合 計	1,100 円						
品 名	数量	単価	金額	支払先			
木刀用 ツバ	5	110	550				
木刀用 ツバ止めゴム	5	110	550				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 7 月 1 日

金	1,100	円
---	-------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 8 月 28 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

借款者探討

新 歌 集

書書中學校

6年8月22日

[illegible]

個々からソレをいって
上野正に謝罪いたしました

Abstract

納品管轄付

この件は、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者


校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 8 月 25 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	委員会活動のため						
合 計		990 円					
品 名	数量	単価	金額	支払先			
バイオマスポリエチレン	9	110	990				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 8 月 25 日

金	990	円
---	-----	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行振戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 8 月 28 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
					

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領收証

領 収 証

><は市立五妻中学校

大阪府立中央図書館

通來

財布・手帳等にはさんで保管いただく場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いします。

① 肉類	990円
② 魚類	0円
③ 野菜類	0円
④ 果物類	90円
⑤ 調味料類	0円

領収日: 2024年08月25日
但し、
上記、正に領収いたしました

4990-

11

993

2024年08月25日(日) 第1
No. (0278)004-55293-0038

● 東京の都心部をのりこぎ、町景

好買上國藥

8024 JAN4550480268408
バイオマスポリエチレン巻2
9110 X 9 99004

領 收 証

2. 江市立陸中學校

大德
米姑

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管置く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

品名	単価	数量	金額
(100g) 鶏肉	90円	100g	90円
(80g) 鶏肉	0円	80g	0円
(非課税) 鶏肉	0円	80g	0円
(100g) 鶏肉	90円	100g	90円
(80g) 鶏肉	0円	80g	0円

領収日: 2024年08月25日
但し、上記、正に領収いたしました。

¥990-

現金

993P

2024年08月25日(日)発行
W-No. (0278)004-55290-00380

選品・交換はこの領収証をご持参
頂上の選別以内に着払い致します

兒童上眼藥

お買上明細
#024 JAN4550480268A08
バイオマス・ プチレン巻2
0111 x 9 99044

ハイオク x 0110 x 6

— 30 —

Debut

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市

担当者
(印)

校長	教頭	事務
(印)		

物品購入例

令和 6 年 7 月 11 日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用途	安全活動のため						
合計		2,214 円					
品名	数量	単価	金額	支払先			
コンパイルカード	2	495	990				
カブ-7-11-15-15-15	3	188	564				
カブ-7-11-15-15-15	4	165	660				

校長	教頭	事務
(印)		

支出例

令和 6 年 7 月 25 日

金	2,214 円
---	---------

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	6 年 7 月 25 日			
校長	教頭	事務	金計担当者	受領印
(印)				(印)

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収証

2024 年 06 月 11 日 No. 1

吾妻中学校

[内 税]

No.	品 名	数 量	単 価	金 額
1	T型ガンホーカッター NA-TDC ※-130-0	2	495	990
2	カーブリスト ミリYA NS-732 ※-130-0	3	188	564
3	しわにならないのり GFS3 36g ※-130-0	4	165	660
4				
5				

備 考

2214

RECEIVED

2024 年 6 月 25 日 領収

納品書添付

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市



校長	教頭	事務

物品購入例

令和6年7月30日

会計費目	市費	生徒会費	奨助費	学級費	教材費	PTA	その他()
		○					
用途	PC室消耗品補充の為						
合計	12,216 円						
品 目			数量	単価	金額		支払い先
自在アールペーシ1.5×100×200mm 他一式			1	12216	12,216 円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		

校長	教頭	事務

支 出 例

令和6年9月2日

金	12,216 円
---	----------

上記のとおり支出してよろしいでしょうか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」とともに提出(裏面に貼付)
※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
※3 支払い後、「領収書」を貼付(裏面に貼付)
※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	令和 6 年 9 月 12 日			
校長	教頭	事務	会計担当	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

No 000635 この領収証は税務署に添付 する際の添付を以て有効とし 金額の訂正は認めません		収入印紙	
領 収 書		印 記	
名毒中学校 様		印 記	
¥ 12,216 -		印 記	
内消費税 10% 1,110 円		印 記	
但し 自在リビングサロン材料代は 上記の金額正に徴収いたしました		印 記	
R6 年 9 月 18 日		印 記	
株 式 会 社		印 記	
代表取締役		印 記	
本社 東京都東村山市		印 記	
TEL		印 記	
TEL		印 記	
FAX		印 記	

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

納品書

〒 305-0005

茨城県つくば市天久保1-9-1

つくば市立吾妻中学校 様

(A20102)

学校直送 029-852-7751

区分	商品コード	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
摘要		・PC科学部 周野先生・				
売上	J1525	自在75mm入 1.5*100*200mm	5	個	282	1,410
売上	N8768	スケルトンワンピースギヤボックス	1	個	1,400	1,400
売上	J1001	ワイパーゴム 2セット(9ミ)	1	個	840	840
売上	J1774	スポーツタイヤ 58mm径	1	個	540	540
売上	J1776	ワイパーゴム 2セット(9ミ)	1	個	360	360
売上	N8410	スケルトンワンピースギヤボックス	1	個	900	900
売上	J1010-5	万能フレーム 黒 100本組	1	個	4,091	4,091
売上	N8535	自在Lプラ YP-03型	3	個	109	327
売上	N8533	Cロック YP-01型	2	個	109	218

毎度ありがとうございます。上記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

金額単位: 円

納品書

〒 305-0005

茨城県つくば市天久保1-9-1

つくば市立吾妻中学校 様

(A20102)

学校直送 029-852-7751

区分	商品コード	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
売上	N8534	スペースロック YP-02型	2	個	109	218
売上	J1238	グリップ(中) 28セット(黄)	1	個	155	155
売上	K0450-10	ナベビス3*10mm(200入)	1	個	319	319
売上	K0450-13	ナット M3 (200入)	1	個	319	319
売上	2003	佐川急便 元払い	0	個	0	0
摘要		※8月2日必着でお願いします※ 消費税額(10%)				1,110
合 計						12,216

毎度ありがとうございます。上記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

金額単位: 円

この写しは、情報公開
により交付された物

No 11

担当者

校長	教頭	事務

物品購入用(No)

令和6年 7月 1日

会計費目	市費	生徒会費	振助費	学級費	教材費	PTA	その他()
		○					
用途	給食活動に伴う備品						
合計	330 円						
品 目	数量	単価	金額	支払い先			
ゴミ袋	3	110	330 円				

校長	教頭	事務

支 出 用

令和6年 7月 1日

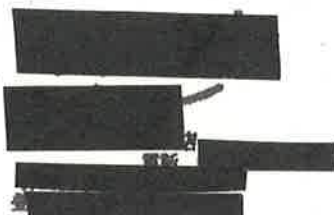
金	330 円
---	-------

上記のとおり支出してよろしいでしょうか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」とともに提出(裏面に添付)
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払日	令和 6 年 9 月 12 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市



2024年 7月 3日 (水) 20時41分
PCNO.001 レシートNO.01760-900458

発行 株式会社

¥330-
(内消費税等 ¥80)

支払内訳
現金 ¥330

但し
上記正に領収いたしました

発行元レシートNO.
20240703-001-01760-900748

財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管して下さい
---<<商品明細>>---

8"リットル100枚入		
単 110	3個	¥330込
小 計	3個	¥330
お買上げ合計		¥330
(内消費税等		¥80)
10%対象	3個	¥330
	消費税	¥80

貴: 5841712



2024年 7月 3日 (水) 20時41分
PCNO.001 レシートNO.01760-900458

発行 株式会社

¥330-
(内消費税等 ¥80)

支払内訳
現金 ¥330

但し
上記正に領収いたしました

発行元レシートNO.
20240703-001-01760-900748

財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管して下さい
---<<商品明細>>---

8"リットル100枚入		
単 110	3個	¥330込
小 計	3個	¥330
お買上げ合計		¥330
(内消費税等		¥80)
10%対象	3個	¥330
	消費税	¥80

貴: 5841712

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

No.12

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 8 月 22 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	校内委員会 御活動関係印刷消耗品として						
合 計 54,186 円							
品 名				数量	単価	金額	支払先
GC41KH ブラック Lサイズ				3	4,900	14,700	
GC41CH シアン Lサイズ				2	4,320	8,640	
GC41MH マゼンタ Lサイズ				3	4,320	12,960	
GC41YH イエロー Lサイズ				3	4,320	12,960	
上記消費税 10%					4,926	4,926	

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 9 月 11 日

金 54,186 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 9 月 12 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

請求

住所

領収証

05009

No.

つくば市立中央図書館様 2014年7月18日

金額

164180

☒ 現金

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税別)金額

10%(税込・税別)金額

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

14700

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

No. 13

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 例

令和 6 年 9 月 17 日

会計費目	市 費	生徒会費	運動費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		✓					
用 途	体育の授業の為						
合 計	28,000 30,800						円
品 名	数量	単価	金額	支払先			
竹刀	10	2,800	28,000				
消費税	10	280	2,800				

校長	教頭	事務

支 出 例

令和 6 年 9 月 20 日

金	30,800	円
---	--------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 10 月 23 日			
校長	教頭	事務	金計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書様式

電話番号 [Redacted]

様 No. _____

領収証 三井物産株式会社

¥ 30800 -

但 入金日 昭和 46 年 10 月 10 日

上記正に領収いたしました

三井物産株式会社・東京・丸の内

株式会社

代表取締役

三井物産株式会社 FAX

内訳
現金金額
消費税等 (%)

取入 印

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

No. 14

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 9 月 22 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育祭用消耗品として						
合 計 4,800 円							
品 名				数量	単価	金額	支払先
OA 賞状用紙クリーム縦書き用 A3				3	940	2,820	
競技用笛				1	1,980	1,980	

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 10 月 7 日

金 4,800 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 10 月 23 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

領 収 証

長崎県立
高等学校

1980
年 10 月 10 日

但 執事代

入金日

10 月 10 日

上記正に領収いたしました

スポーツ用品・体育施設・運動場

内訳
現金
外貨
消費税 (%)

収 入
印 紙

株式会社

代表取締役

〒 〇〇〇〇〇〇
TEL 〇〇〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇〇〇

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

072653

領収証

香妻中子校

課

1. OA室紙 7/1-h A3 102.3 940 2820

2

3

4

5

6

備考

2820

上記正に領収いたしました

2024.10.23

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

No.15

担当者
()

校長	教頭	事務
()		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 7 日

会計費目	市 費	生徒会費	奨助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	生徒会費返金分として						
合 計 1,000 円							
品 名			数量	単価	金額	支払先	
さん生徒会費返金(5ヶ月)					1,000 円		

校長	教頭	事務
()		()

支 出 伺

令和 6 年 10 月 9 日

金 1,000 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 10 月 11 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
()					

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 書

つくば市立吾妻中学校 様

一金 7,800 円也

上記金額正に領収いたしました

内 訳

生徒会費	1,000円
PTA会費	1,750円
運動会費	2,000円
学習費	750円
教材費	2,300円

令和 6年10月10日

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 18 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	校内清掃用						
合 計 36,564 円							
品 名			数量	単価	金額	支払先	
ホールモップスベア 90cm10枚			1	36,564 円	36,564 円	[REDACTED]	

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 10 月 18 日

金 36,564 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 11 月 6 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

No 59981

領 収 証

2024年11月08日

五妻中学校
五妻中学校 様

有限
会社
代表
取締役
氏名

金額 38,504 円也

上記正に領収いたしました

事業報告書

701

納品日	品 名	数量	単 価	金額
24/10/17	ホーモルモップスベア 90cm 10枚	1	38,504	38,504

10%本体金額 38,504円 10%消費税額 3,850円 8%本体金額 0円 8%消費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 18 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育祭・紫苑祭他校内行事関係文書印刷用						
合 計 79,200 円							
品 名			数量	単価	金額	支払先	
沖	トナーカートリッジ ブラック		1	17,100 円	17,100 円		
沖	トナーカートリッジ シアン		1	18,300 円	18,300 円		
沖	トナーカートリッジ マゼンタ		1	18,300 円	18,300 円		
沖	トナーカートリッジ イエロー		1	18,300 円	18,300 円		
消費税 10%				7,200 円	7,200 円		

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 10 月 18 日

金 79,200 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 10 月 31 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

59985
IN

2024年11月06日.

蘇
蘇丹鐵印

金額 18,869 円也

上記正に誤叙いたしました

自主创新

各書目詳列

10/1

納品日	商 品 名	数 量	単 価	金 額
24/10/17	なんでもスタンド 20-0983	1	312	312
24/10/17	L型カード立 CT-100L	11	1,078	11,858
24/10/17	71=74B-3-1R 25mm巻き B4判	1	6,699	6,699

原水料金	17.14円	1%減費処理	1.715円	基本料金	8円	5%減費処理	8円
------	--------	--------	--------	------	----	--------	----

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば

担当者

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 9 月 28 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育祭記録用						
合 計		¥ 2,398			円		
品 名	数量	単価	金額	支払先			
VIビデオユードJVC	2	1,199	2,398				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 9 月 28 日

金	¥ 2,398	円
---	---------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めて提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	令和 6 年 10 月 3 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
					

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

2024年 8月28日(土)

17時23分

1 V1ビデオコード
JVC
4976769282365 VX-M.10G 1点 10% ¥1,199

2 V1ビデオコード
JVC
4976769282365 VX-M.10G 1点 10% ¥1,199

請求書添付

2点/合計 ¥2,398
税別内訳 / 消費税10% ¥2,398
(内消費税額 ¥218)

[011176-011224202-2310013480005]

2024年 8月28日(土)

17時23分

金額 ¥2,398

(内消費税額 ¥218)
税別内訳 / 消費税10% ¥2,398
(内消費税額 ¥218)

但し、お品代として
上記金額正に領収しました。

〈決済内訳〉
現金 ¥2,398
(内消費税額 ¥218)

現金お預かり ¥2,398

登録番号
株式会社

店コード 2200001111763

売上伝票番号 2310013480005

↓ へのご意見・ご要望はこちらから↓

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6年 10月 15日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育授業使用砂						
合 計 20,900 円							
品 名	数量	単価	金額	支払先			
川砂(運搬費含む)			20,900 円				

校長	教頭	事務

支 出 伺

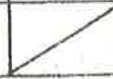
令和 6年 10月 15日

金 20,900 円

上記のとおり支出してよろしいが。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出(裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6年 10月 30日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

領 収 証

五事中学校

420900-

但

入金日

平成10年10月30日

上記正に領収いたしました

送

登録番号

様 No.

スホーツ用品・体育施設・
株式会社
代表取締役
〒
つくば市 FAX

内訳

校舎費

消費税等 (%)

収 入

印 紙

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 15 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育祭使用						
合 計 31,050 円							
品 名				数量	単価	金額	支払先
ワンタッチベルト				45	690 円	31,050 円	

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 10 月 15 日

金 31,050 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行振込票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 10 月 15 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書

つくば市立香取中学校 様

発行日: 2024年10月15日

金額

¥10,350.- (税込)

差し 体育用ベルトとして、上記金額正に領収いたしました。

〒 [redacted] 株式会社
大阪府大阪市
TEL: [redacted]
MAIL: [redacted]
事業所 [redacted]

ご注文日: 2024年9月27日
受注番号: 228177-20240927-0582644544

商品名	数量	単価	金額
DIRTACT 977777 絆 DT-OB-BK_822 (sankyo-881871)	15	690円	10,350円 (税込)

商品合計 10,350円
送料 0円

総額内訳
(10%対象 10,350円 内消費税 941円)

以上

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書

つくば市立霞ヶ丘中学校 様

発行日: 2024年10月15日

金額

¥13,800.- (税込)

値し 体育服用ベルトとして、上記金額正に領収いたしました。

株式会社

〒
TEL
MAIL
事業所

大塚府大塚市

ご注文日: 2024年9月27日

受注番号: 228177-20240827-0549944466

商品名	数量	単価	金額
DELTACT 7777A' 外 DT-OB-NE _839 (sanyo-681872)	20	690円	13,800円 (税込)

商品合計 13,800円

送料 0円

総額内税

(10%対象 13,800円 内消費税 1,255円)

以上

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書

つくば市立霞ヶ丘中学校 様

発行日: 2024年10月18日

〒100-0001

金額

¥6,900.- (税込)

領し 体育服用ベルトとして、上記金額正に領収いたしました。



ご注文日: 2024年10月3日

受注番号: 225177-20241003-0564645323

商品名

DELTACT 979756-8 DT-08-NF_839 (sanryo-581872)

数量

単価

金額

10

690円 6,900円 (税込)

商品合計

6,900円

送料

0円

・総額内訳

(10%付帯 6,900円 内消費税 628円)

以上

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6年 10月 8日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育祭用テントパーツ代						
合 計 17,785 円							
品 名			数量	単価	金額	支払先	
ワンタッチテントパーツ(運賃含む)			1	12,350	12,350		
取り付け上賃			1	3,800	3,800		
消費税 10%				1,615	1,615		

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6年 10月 23日

金 17,765 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出(裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6年 10月 30日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市

担当者

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 調

令和 6 年 10 月 18 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	校内図書整備用						
合 計 2,808 円							
品 名			数量	単価	金額	支払先	
なんでもスタンド			9	312	2,808		

校長	教頭	事務
		

支 出 調

令和 6 年 10 月 23 日

金 2,808 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 11 月 6 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
					

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

No 59983

領 収 証

2024年11月06日

吾妻中学校
吾妻中学校 様

有限
会社
10000

金額 2,808 円也

上記正に領収いたしました

事業者番号:

01/01

納品日	商 品 名	数量	単 価	金 額
24/10/21	なんでもスタンド 2D-0983	9	312	2,808

10%本体金額 2,553円 10%源泉税額 255円 8%基本税率 0円 固定費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 8 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	各委員会・校内行事掲示物用						
合 計 28,545 円							
品 名		数量	単価	金額	支払先		
ラミネートフィルム A4		5	1,190	5,950			
ラミネートフィルム A3		5	2,110	10,550			
ラミネートフィルム B4		5	1,890	9,450			
消費税 10%			2,595	2,595			

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 10 月 23 日

金 28,545 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 11 月 5 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

領 収 証

つば市立 吾妻中学校 様

★

723,545-

内 訳	
現金	
小使手	/
手 形	/
控 留	12/20
所収金額(千円)	723,545

東京エナジー株式会社

2024年 11月 16 日 上記正に収めいたしました

収入印紙

水戸市

株式会社

代表取締役

TEL

027-222-XXXX

コクニ ケンコー

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つば市

担当者
横山英子

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 3 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育祭 団バフォーマンス用 備品						
合 計	3,180						円
品 名	数量	単価	金額	支払先			
スライテープ 50mm x 50	5	318	1,590				
スライテープ 50mm x 50	5	318	1,590				

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 10 月 4 日

金	3,180	円
---	-------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めて提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 / 10 月 30 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				横山

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

この写しは、情報公開法
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 8 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	校内図書整備用						
合 計 4,697 円							
品 名	数量	単価	金額	支払先			
布テープ	1	4,697	4,697				

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 10 月 23 日

金 4,697 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 11 月 6 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書控え

№ 59984

領収証

2024年11月06日

台東中学校
台東中学校 様

有限
会社
代表者

金額 4,697 円也

上記正に領収いたしました

事業者番号

納品日	商 品 名	数 量	単 価	金 額
24/10/09	布チーzusパーエエコノミ30巻 BS29J-30	1	4,697	4,697

10%本体金額 4,270円 10%消費税額 427円 3%本体金額 0円 3%消費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

No. 7

担当者

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 10 月 25 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	図書室用消印						
合 計 924 円							
品 名	数量	単価	金額	支払先			
消印 ゴム製	1	924	924				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6 年 10 月 29 日

金 924 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 11 月 15 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

№ 60000

領 収 証

2024年11月15日

吾妻中学校
吾妻中学校 様

金額 924 円也

上記正に領収いたしました

事業番号

納品日	商 品 名	数 量	単 価	金 額
24/10/28	納品 ゴム製	1	924	924

10%本体金額 840円 10%消費税額 84円 84%本体金額 0円 8%消費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

No. 8

担当者

校長	教頭	事務

物品購入伺

令和 6年 11月 8日

食計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用途	校内清掃用						
合計 33,436 円							
品名		数量	単価	金額	支払先		
ワックス スクールタフ		2	16,718	33,436			

校長	教頭	事務

支出伺

令和 6年 11月 8日

金 33,436 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	6年 11月 15日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領 収 証

№ 60401

2024年11月15日

香葉中学校
香葉中学校 様

金額 33,436 円也

上記正に領収いたしました

事業者番号:

有限会社

納品日	商 品 名	数量	単 価	金 額
24/11/05	ワックス スターグラフ SW-988-205-1	2	16,718	33,436
10%本体金額 30,397円 10%消費税額 3,039円 8%本体金額 0円 5%消費税額 0円				

領収書添付

付添後水曜

納品書添付

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

提出者

校長	教頭	事務

物品購入用(No.)

令和6年 9月 27日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他()
		○					
用途	業苑祭の活動で使用するため						
合計	19,009 円						
品 目	数量	単価	金額	支払い先			
方眼換速紙	1	2822	2,822 円				
ケント紙	4	2281	9,124 円				
乾電池	1	3487	3,487 円				
両面ハトメパンチ	1	2778	2,778 円				
バインダー紐	1	798	798 円				
			円				

校長	教頭	事務

支 出 用

令和6年/2月 2日

金	¥ 19,009	円
---	----------	---

上記のとおり支出してよろしいでしょうか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」とともに提出(裏面に添付)
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払日	令和 7 年 月 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収証 № 60456

2024年12月13日

香美中学校
香美中学校 様

有限会社
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
事業番号

金額 11,946 円也

上記正に領収いたしました

納品日	商品名	数量	単価	金額
24/11/06	カト紙 ニュース B4 薄口 100枚	4	2,281	9,124
24/09/20	方眼模造紙 417 60枚 7-A P152J-Y	1	2,822	2,822

10%本体金額 1,086円 10%消費税額 1,086円 8%本体金額 0円 8%消費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

 资料来源:

小計	¥2,778
商品引	3%
合計	¥2,778
お支払い	¥10,000
お釣り	¥7,222
お釣り合計	¥7,778
お釣り残	100



9220-00-04

小計	¥700
食品類	1点
合計	¥700
お釣り	¥1,000
お釣り	¥202
お釣り	¥700
お釣り	¥72



08 26/07/NEO03 1.175
GR.195 x 250

才計 2張 風.170
CLASSIFICATION 風.170
LAWYER 風.170
DATE 風.170

印刷
木製

93-487-

[illegible]

頁上凡有缺字者

印刷部

[illegible]

この写しは、情報公開法
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 年 月 日							
会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	美術室消耗品として						
合 計		11,601			円		
品 名			数量	単価	金額	支払先	
染め和紙(50枚) 280×47			2	1150	2,300		
7.5ハインズ 4.86 透明5枚×20ハインズ			1	6,537	6,537		
両面テープ 7.5mm×20mm 10個			1	2,764	2,764		

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 12 月 2 日

金	11,601	円
---	--------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7 年 1 月 16 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収証

2024. 11. 15 12:55 NO. 3

吾妻中学校

【内税】

品名	数量	単価	金額
A38072 染め和紙 (50枚)	2	1150	2300

2300

2025 / 1 / 16

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば

領 収 証

№ 60455

2024年12月13日

苔葉中学校
苔葉中学校 様

有限会社
[Redacted]

金額 9,301 円税

事業者番号:

上記正に領収いたしました

納品日	商 品 名	数 量	単 価	金 額
24/11/11	アパソちみくん B6 透明5枚×20パック	1	6,537	6,537
24/11/11	両面テープ 15mm×20mm 10個 B049J-10	1	2,764	2,764

10%本体金額 3,459円 10%消費税額 345円 8%本体金額 0円 8%消費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当書
横山英子

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 12 月 25 日

会計費目	市 費	生徒会費	奨励費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	委員会活動にて交流校へのお礼の品作成						
合 計	1,827 円						
品 名	数量	単価	金額	支払先			
スリッパ 7-7 B4	3	323	969				
徳用 折り紙	1	378	378				
白紙10枚	1	480	480				

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 12 月 26 日

金	1,827 円
---	---------

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7 年	月	日		
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

購 求 書

2025年01月30日

山崎 学校

山崎 学校

様

合計金額

1,827 円也

区 分	品 名	数 量	単 価	金 額	予納・教頭用
24/12/26	再生色画用紙 84	3	323	969	
24/12/26	袖用おりがみ 300枚 090200	1	378	378	
24/12/26	白ボール紙 4ツ切 合紙 10枚 106303	1	480	480	
計				1,827	

領 収 証

No 61541

2025年01月30日

吾妻中学校
生徒会 様

金額

1,827 円也

上記正に領収いたしました

事業者番号

納品日	商 品 名	数 量	単 価	金 額
24/12/26	再生色画用紙 スケッチブック 84	3	323	969
24/12/26	袖用おりがみ 300枚 090200	1	378	378
24/12/26	白ボール紙 4ツ切 合紙 10枚 106303	1	480	480

10%本体金額 1,827円 10%消費税額 182円 8%本体金額 0円 8%消費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。

担当者


校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6 年 12 月 1 日

会計費目	市 費	生徒会費	奨励費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	調理室使用						
合 計		¥ 1320 円					
品 名	数量	単価	金額	支払先			
X-ミネストロニ	3	110円	330円				
まなげ水筒 貸	9	110円	990円				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 7 年 1 月 25 日

金	1320	円
---	------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を欄付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	2 年 1 月 25 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

つくば市立吾妻中学校 生徒会 (委員会)

No. 00224554-5255-4150
2024年12月08日
[振込: 00224554]

¥330-

但し、
売上No.: 4150
として上記正に振込いたしました

つくば市立吾妻中学校 生徒会 (委員会)

No. 00224554-5255-4150
2024年12月08日
[振込: 00224554]

¥990-

但し、
売上No.: 4150
として上記正に振込いたしました

<食料引又修正月別未収>

2024年12月08日(日) 11:57
L/No.: 0004 費: 9999992
手さげポリ袋 (25cm x 80cm) ¥800外
(0100 x 8個)
手さげポリ袋 (ロールタイプ) ¥100外
小計 9点 ¥900
10%税抜対価額 ¥900
10%税額 ¥90
合算 ¥990
お預り合計 ¥1,000
おさし金 ¥10
登録番号

店: 006125 L/No.: 4150

<食料引又修正月別未収>

2024年12月08日(日) 11:58
L/No.: 0004 費: 9999992
メラミンスポンジ (落ち箸) ¥300外
(0100 x 3個)
小計 3点 ¥300
10%税抜対価額 ¥300
10%税額 ¥30
合算 ¥330
お預り合計 ¥1,000
おさし金 ¥670
登録番号

店: 006125 L/No.: 4150

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 7年 2月 28日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育授業用バレーボール						
合 計 55,825 円							
品 名		数量	単価	金額	支払先		
ミカサ V400W バレーボール		7	7,250	50,750			
消費税 10%			5,075	5,075			

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 7年 2月 28日

金 55,825 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7年 3月 5日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収証

〒55825

様 No.

★ ¥ 55825 =

内訳

現金 55825

小切手 /

手形 /

消費税(10%) 5075

200円 4775

〒55825

7年3月5日 上記に領収いたしました

200円

代表

茶屋敷電力株式会社

TEL 8

茶屋

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 7年 2月 28日

会計費目	市 費	生徒会費	補助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	校内行事に使用する暖房器具用灯油						
合 計 22,512 円							
品 名	数量	単価	金額	支払先			
灯油	170.55 L		20,466				
消費税 10%			2,046				

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 7年 2月 28日

金 22,512 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7 年 3 月 5 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市


 領収書
 年 月 日
 金額

品名 数量 単位 単価 金額
 灯 油 (内燈油本体) (内燈油引取)
 金員割引
 通利費
 税率10%税額金額
 10%消費税
 合計

 領收書
年 月 日
(社名) 女中學校 様
お名前 様
株式会社
〒 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
番地 〇〇 番
電話 〇〇-〇〇〇〇

品名	数量	中国	金額
灯油	770.85		20465
灯油			
(内軽油半価)			
(内軽油引換)			
金 割 引			
通 関			
分 割			
税率10% 輸入金額			2046
10% 消費税			2046
合 計			2046

公開情報、は、し、の、この、に、で、
た、れ、さ、交、写、よ、に、
物、た、さ、付、り、あ、で、
市、づ、く、る、

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 ・ 支 出 伺

令和 7 年 3 月 18 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	松見会費
		○					
用 途	生徒会費超過徴収分(1ヶ月)返金						
合 計 200 円							
品 名	数量	単価	金額	支払先			
生徒会費超過徴収分(1ヶ月)返金	1	200	200				

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 7 年 3 月 18 日

金 200 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出(裏面に添付)
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7 年 3 月 19 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、備報公開により交付された物である。 つくば市

領 収 書

つくば市立吾妻中学校 様

一金 750 円也

として上記金額正に領収いたしました

内訳

生徒会費	200円
運動費	400円
学費	150円

令和 7年03月19日

印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

④ 110.36

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 7年 3月 17日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	卒業式使用消耗品・各委員会掲示物用						
合 計 35,856 円							
品 名	数量	単価	金額	支払先			
ラシヤ紙 空	100	125	12,300	[REDACTED]			
リボン 赤耳	2	1,133	2,266	[REDACTED]			
アルカリ乾電池	1	5,313	5,313	[REDACTED]			
ラミネートフィルム A4	4	2,060	8,240	[REDACTED]			
ラミネートフィルム B5	2	1,654	3,308	[REDACTED]			
両面テープ	1	4,229	4,229	[REDACTED]			

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 7年 3月 17日

金 35,856 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払口	7 年 3 月 21 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収書添付

№ 63437

領 収 証

2005年03月21日

近畿中学校
百葉中学校 様

金額 35,856 円也

上記正に領収いたしました

事業者番号:

01/01

納品日	商 品 名	数量	単 価	金額
25/03/14	ラシヤ紙 空	100	125	12,500
25/03/10	ラミネートフィルムA4 100枚 E003J	4	2,060	8,240
25/03/10	ラミネートフィルム B5 100枚 R03J	2	1,654	3,308
25/03/10	両面テープ(再生)20mm×20m10巻 B572J-10	1	4,229	4,229
25/03/07	リボン 赤耳 35mm幅 R-MC36	2	1,133	2,266
25/03/06	75W乾電池 単3×200本 K123J-4P-50	1	5,313	5,313

10%本体金額 32,597円 10%消費税額 3,259円 8%本体金額 0円 8%消費税額 0円

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

16.37

担当者

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 7年 3月 17日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
		○					
用 途	体育授業使用						
合 計 64,284 円							
品 名			数量	単価	金額	支払先	
TOEI メッシュベスト			1	14,800	14,800	[REDACTED]	
EV ティーボールスタンド			2	5,680	11,360	[REDACTED]	
モルテン サッカーボール			4	5,580	22,320	[REDACTED]	
モルテン マーカーパッド			2	4,980	9,960	[REDACTED]	
消費税 10%					5,844	[REDACTED]	

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 7年 3月 17日

金 64,284 円

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7 年 3 月 19 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

領収証

吾妻中学校

様 No.

464284-

但

入金日

平成27年3月18日

上記正に集収いたしました。



印

印

印

200円

株式会社

代表取締役



この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市



陳情 7 第 7 号

2025 年 8 月 6 日

3058555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1
つくば市役所本庁舎 6 階 つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口 ご担当者様

つくば市議会 黒田健祐 議長

吾妻中学校の学校不正会計を隠蔽するためだけに
簡易テントを並べる意味不明な卒業式強行阻止と
卒業対策費と称して未成年者に対する
強制割当寄付金徴収の根絶を求める陳情書

陳情者

住所： 茨城県つくば市

氏名：

連絡先：

第 1 陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、未来を担う児童・生徒
らの真に健全な教育環境を守るため、

1. 生徒の活動費用である生徒会費を学校経費に流用することが
おかしいと思えない職員に「つくば市は生徒ではありません
ん。毎日学校に通っていても学校職員の皆さんは、もう生徒
ではありませんよ」という所からやさしい日本語で再教育

2. 地方自治法で禁じられているにもかかわらず、学校経費の私費精算を目的に、未成年者である児童・生徒の就学上必要な経費に見せ掛けた割当て現金徴収および公施設経費の勝手な私費精算について度々通報を受けるなど、**校長に**正常な判断力が無いか、文字や文章が読めても内容が理解できない等の**業務に支障がある可能性を思わせる通報が再三ありながら、適切な配置転換をしない理由**について、市議会で森田教育長に説明させ、その全文を市民に公開
3. 地方自治法・地方財政法に従わず、**公費負担区分の支払いを目的として徴収した現金を、速やかに市の予算に編入しなかったり、1万円を超える物品を購入しながら備品登録もしない上、寄付採納手続きすらしていなかったり、学校が直接受領した現金寄附(市に属しない現金)の学校保管を行っていないか**市内公立小中全校の監査実施
4. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、**公費負担区分の私費精算**が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施
5. **寄付採納および備品登録されていない私費設備がどれだけあるか**市内全校調査実施
6. 本来の消耗教材費および個人教育活動費用(学費)振替の為に手続きさせた口座情報を不正に利用し、**強制割当寄付金徴収(刑法 246 条 2 電子計算機使用詐欺)**を行った職員の刑事告発を視野に入れた全校調査実施
7. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、**市教委による年 1 回の監査および指導の徹底**

以上、7 件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去 3 年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2 陳情趣旨

つくば市立吾妻中学校では、**生徒の卒業に必要な経費として徴収した卒業対策費が**、生徒に支払い義務のない教師に係る消耗品費や学校所有物や式典費など、**法の定めにより公費で清算しなければならない学校経費にも使われています。**

つくば市は、吾妻中学校の生徒ではありません。市政を未成年者に頼るなど、情けないにも程があります。

吾妻中学校はつくば市が運営管理する施設です。学校教育法第5条(学校の管理と費用負担)では、「学校の設置者(つくば市)はその設置する学校を管理し法令に特別の定めのある場合を除いてはその学校の経費を負担する」と定められています。

地方財政法第4条の5(割当的寄付金などの禁止)では、「地方公共団体(つくば市)は他の地方公共団体(他の市町村)や団体(PTAや生徒会など)または住民(市民)に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金(に相当する物品などを含む)を割り当てて強制的に徴収(に相当する行為を含む)するようなことをしてはならない」と定められています。

地方財政法第27条の4第1項(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)には、「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村(つくば市)の負担に属するものとされている経費で政令が定めるものについて、住民(市民)に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない」と定められています。

学校は現金寄附を直接受領できません。地方自治法第235条の4(現金及び有価証券の保管)で「地方公共団体(つくば市)の所有に属さない現金の保管は、法律または政令の規定によるものでなければ保管することができない」と定められているからです。

学校は法人格を有しておらず、教育委員会は財産取得権がありません。市に属しない現金の保管自体を禁じているので、現金寄附を受領する場合はつくば市として受領しなければならない理由を、つくば市教育局教育総務課も回答(添付証拠1)しています。

陳情人は2025年5月27日、吾妻中学校の法令違反が目にするため、保有個人情報利用停止請求書(添付証拠2)を提出しました。

森田教育長が2025年6月19日付けで開示決定した、7つくば吾中第18号は、陳情人が「1円たりとも義務のない支払いを含んでいないと言い切れる場合のみ、振替えて良い」と書かれた保有個人情報利用停止請求書を「受理した」という連絡の中で、菅谷和美校長が「卒業の為に学校所有物購入を要し現金を要求しようとする内容(添付証拠3)」で始まっています。

義務のない支払いが含まれていないと言い切れるなら振替えて良いと書いてあったのですから、違法でなければ振替えて良かったのに、受理した上で現金を要求する内容です。つまり、請求内容に義務のない支払いが含まれています。

市販価格(添付証拠4)を調べ、大層なコサージュをご用意なさるものだと思います。吾妻中学校の卒業年次生は約100人ですね。文章的には一梁2,000円とありますが、校長が徴収できるのは生徒に帰属する現金ですから、**卒業式で一梁2,000円の簡易テントを並べますと言っているようなものです。**

菅谷和美校長に嘘が無いのであれば、吾妻中学校は卒業式に簡易テントを並べる伝統を生み出そうとしています。**意味不明過ぎる要求です。生徒の大切な門出を何だと思っているのでしょうか。**

念の為、学び推進課にも確認したのですが、「保護者が学校に寄贈(物品寄附)するための現金要求」をした事実は無い(添付証拠5)という回答です。つまり、**菅谷和美校長は不正徴収を隠蔽するために本気で簡易テントを並べる卒業式を実施する決意を固めたわけ**です。本当に校長でしょうか？

2,000円×卒業年次生人数で考えると、校長は約20万円を集めたわけですね。丁度、学校で使うテントが一梁20万円くらい(添付証拠6)でした。利用停止請求書を受理して利用停止しなければならない理由が分かりました。

菅谷和美校長の連絡に、学校徴収金の使途を「学年委員」と相談して決めているという文章が出てきます。学年委員は外部団体である吾妻中PTAの委員会(添付証拠7)です。**生徒の委員会(添付証拠8)には学年委員が存在しません。**活動費用を生徒に要求する成人団

体ならば校長は学校での活動を断らなければなりませんし、学校運営を決定する権利も能力も無い団体が学校徴収金の使途を決定するというのもおかしい話です。

2023年5月16日、5つくば学推第453号(添付証拠9)で森田教育長が開示決定した文書の中に、PTA会計監査を募集する内容が含まれています。「PTA会費が」適切に使われているか監査すると明記されています。

そして、2023年5月16日、5つくば学推第450号(添付証拠10)で森田教育長が開示決定した文書の中の「卒業対策費会計報告」には、「PTA会計監査2名が署名」しており、**生徒に帰属しないテント172,018円が計上**されています。

他にも教員用コサージュ代、アレンジメント代、花束代、が計上されています。アレンジメント40冊は卒業年次生徒数の半数ほどで、生徒に帰属しないことが明らかで、冊数で数えられるアレンジメントとは、アルバムのようにオーダーした冊子だと分かります。職員へのプレゼントに用意したものです。

ぱっと見て**生徒に帰属しない使途に279,518円が計上**された会計書類が吾妻中学校から出てきています。

昨年度も簡易テントを並べる卒業式など行われていない事は聞き及んでおりますが、念のため、**昨年度**から簡易テント卒業式が実施されたか、卒業対策費会計報告(添付証拠11)を確認しました。

やっぱり**生徒に帰属しない学校テント代333,476円**が含まれていました。吾妻中学校名義の領収証が出ており、「**つくば市立吾妻中学校**」の名入れ注文です。毎年、新品を購入しては卒業生が千切って持ち帰る意味不明なイベントでもやっているのですか？違いますよね？

学び推進課の回答(添付証拠5)によると、**卒業対策委員は市が雇用している職員ではない**という回答です。学校業務を所属職員以外に命じたり委任できる服務規程があるか(添付証拠12)も確認しましたが、存在しませんでした。

そして、卒業対策委員として誰も雇っていない(添付証拠13)のです。令和6年度の**生徒に帰属する現金である卒業対策費で学校テントを注文**したのは津田先生と明記されておりますが、**津田先生とやらは何者なの**のでしょうか？

所属職員も管理できないつくば市。生徒の委員会にも存在しない、雇用されてもいない学年委員とやらが生徒に帰属する現金を学校所有物購入に勝手に使う卒業対策委員を放置しています。普通に刑事事件ではないですか。誰が見ても大丈夫ではないくらいにメチャクチャです。五十嵐立青市長率いるつくば市は、本当に自治体として機能していると言えるでしょうか。

自治体として確保すべき財源を頼っている相手が未成年者です。正気の沙汰とは思えません。

ずっと生徒に学校所有物を買わせていますよね。援助費や生徒会費からも学校備品の領収証が出てきています。なのに、吾妻中 PTA・吾妻中卒業生・吾妻中在校生からの寄附受領は1件も無い(添付証拠 14)わけです。

菅谷和美校長に適切な事務処理を行う能力が無い事は明らかですが、続投させられる人材ではないほどに学校会計や生徒に帰属する預り金の使途がメチャクチャです。開示決定をしてきた森田教育長が把握していない筈がありません。

陳情人からの通報および責任の所在を問われ、2023 年 12 月 7 日には、5 学推第 1767 号(添付証拠 15)で PTA 等について一方的な誘導にならないよう通達を発行しています。

この文書で参照するよう通達している「学校への寄附に係る受領手続きについて(添付証拠 16)」では、「現金は直接学校が寄附として受け取ることはできません」と明記されています。また、税込み 1 万円以上のものは備品として適切な管理を行うようにも明記されています。

学校テントの領収証には「卒業生一同」の名入れ注文があるから、卒業生が同意して寄附申請をしたのではないかと一抹の希望を抱きたいですよね？しかし、7 つくば教総第 594 号(添付証拠 14)にあるように、寄付申請は1件も無く、つくば市は受領許可もしていないのです。酷すぎます。「酷い」という言葉では言い表せないほど酷いです。

何が酷いか一例を挙げると、つくば市が正式に受領して備品としてきちんと管理していれば速やかに廃棄もできますが、違法に割当て現金徴収しての不正取得が故に学校は申請できませんし、つくば

市は把握していない物(書類上、存在しない備品)の廃棄承認などできません。こうして子供たちの学びの場は不法投棄で溢れかえります。

何故か古くて危険なものが「正直に言えない事情」によって動かずにいる光景を、見たことがあると思います。市役所はこんなにキレイに管理されているのに、未来を担う子供たちの学び舎はどうしてこんなに放置されているのか。誰でも考えたことがあるでしょう。

現在、調査中ではありますが、吾妻中学校校庭に3年は放置されている「危険だから近づかない」と注意するほどのバスケットゴール2台が放置されているのも、受領許可なく勝手に設置されて動かせない物の一つではありませんか？

つくば市教育局教育施設課が「文書保管期限を過ぎたから廃棄した」という、あり得ない回答をしている状態です。

寄附受領申請は、受領後の点検・修理・使用経費・廃棄までを考えて「市の財源で負えるか」を審査する為にあります。購入できる財産があっても、廃棄の時まで約束できるわけでもなく、寄付金に頼る運営は特定の思想に抗えなくなるなど、公施設としては望ましいものではありません。

お金があつたら何でも設置して良いわけではないのです。本来すべき法的な説明や必要な手続きについて校長が説明できない為に、学校は無法地帯になる一方です。

学校が直接現金寄附を受領できないのは、市に属さない現金の保管自体を禁じる地方自治法の定めによるものですが、学校経費の勝手な私費精算で全体経費が不明になると、本当に必要な運営経費が分からなくなり、運営に支障をきたすからです。公施設を不確実な寄付金に頼って運営することはできないからです。

熱中症対策のためのテントが本当に必要なら、正当に請求して公費精算できたものです。令和5年度決算報告(添付証拠17)で折角確保した予算(中学校費)の内、10億円も余らせ、使われなかったのですから。100でも200でも買えばよかったです。200梁買っても4千万円です。学校テントどころか、市内全中学校PTAや生徒に割当て徴収した寄付金の総額でも、つくば市が余らせた10億円には到底届きません。

援助費で購入した謎の教材費「せんべい代」など、指摘した効果か幾らか使途はマシになってはきましたが、吾妻中学校が指導を受けた結果、実施したのは「学年委員が生徒の委員会ではないことがバレないように詳細の記載を伏せる偽装(添付証拠 18)」です。

つくば市は嘗められています。市民も嘗められているでしょう、学校に。令和6年度の卒業対策費(添付証拠 11)の最後に計上されたコピー用紙 4964 枚、卒業間近の3月5日に「教材に使用するため(添付証拠 19)」だそうです。

吾妻中学校は **1 学年 100 人弱** くらいです。3月5日に突然 50 枚の教材プリントを渡していますか？ **卒業生に春休みの宿題** ですか？ 正気とは思えない事務処理が今も続いています。

もう、これはつくば市が事実に向き合って、つくば市から違法・不正会計を排除する確認・指導・**改善確認**を行わなければならない状況であり、攪乱の為の言い逃れに努力をするならば、自治体として「つくば市が主導した不正行為」だと認めるようなものです。

つくば市は「子供の為」が理由なら何の疑いも持たず金を払う保護者が愚かしくて面白くて、不正徴収・違法私費精算がやめられないのですか？

子供たちが安心して学び過ごせる学校の健全な教育環境を守るには、**再三の指摘を受けても法に従う意思が無い職員を取り除かなければ**なりません。

「悪代官ごっこはおうちで楽しんでください。職場に持ち込んではいけません」という注意が必要な学校責任者を見るのは、心底うんざりしています。

第3 添付証拠書類

計 34 枚、添付しました。

以上

送信者: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [REDACTED]

日付: Fri, 11 Jul 2025 16:37:29

件名: 【つくば市教育総務課】6月27日にメールにてお問い合わせ
寄せいただいた件について

①

様

いただいたお問い合わせに関して回答いたします。

学校での現金寄附採納に関する、学校教育法、地方自治法上の法的な整理は [REDACTED] 様のお見込みのとおりです。

現金寄附については、市立学校は法人格を有さないため、金銭を直接受け取ることができず、また、教育委員会には財産の取得決定権がないため、教育委員会名では金銭を受け取ることができません。金銭を財産として受け取るには、「つくば市」という地方自治体として受け取る必要があります。

金銭の寄附を受ける場合には、おっしゃるとおり、地方自治法第210条に定める「総計予算主義の原則」に従い、歳入に含めて予算化し、寄附金を公金化する必要があります。しかしながら、現在つくば市では、金銭の寄附について、学校を指定する形で使用可能な予算として公金化する仕組みがなく、この点から金銭の寄附を受けることができません。

現在の制度上は、「アイラブつくばまちづくり寄附金」制度を利用し、「未来をつくる人が育つまちに関する事業」や具体的な事業名を指定して金銭の寄附をいただくことは可能です。ただし、この場合でも、学校を指定して、自由に使える予算として寄附金を受け入れることができるものではありません。

以上のことから、現在の制度上、学校で使用する用途として現金を寄附で受け取ることができる仕組みが存在しないため、現金での寄附採納はできないという取り扱いにしている、ということになります。

学校施設の維持修繕を含む学校経費についても、地方財政法及び地方財政法施行令の規定により、公費で賄うべきものとなっているため、学校徴収金を充てているような事実があるのであれば、是正が必要な状況と考えます。

学校備品に関しては、自発的な寄附であれば、寄附として受け入れが可能な場合もあるものの、その寄附は強制的なものになってはならないと、当市の「学校徴収金取扱要項(公費・私費負担区分等ガイドライン)」にも謳っています。

「振動費」についての市の認識は、令和5年10月10日市長回答のとおりです。市としては、寄附金の強制徴収は認めていません。

各学校内において「学校徴収金に関するガイドライン」やつくば市PTA連絡協議会が作成している「PTA活動についてのガイドライン(PTA本部向け)」の内容を遵守し、適切な運用となるよう学び推進課と連携して各学校に一層働きかけるとともに、公費で賄うべきものを適切に公費で対応できるよう、学校予算配当を担当する課と連携して、学校が必要とする学校施設維持修繕費用や学校備品等を公費でいかにして適切かつ迅速に措置ができるか、現状のやり方の見直しと今後の方策を検討してまいりたいと思います。

つくば市教育局 教育総務課

担当: 武田

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1-1-1

TEL: 029-883-1111 (代表)

内線: 4610

FAX: 029-868-7608

E-Mail: edc010@city.tsukuba.lg.jp

このメールは、個人情報の
自己開示により交付さ
れた物である。つくば市

2

2025 年 5 月 27 日

保有個人情報利用停止請求書

つくば市立吾妻中学校
菅谷 和美 校長

利用停止請求者氏名：

住所：

電話番号

御校の保有する個人情報について、個人情報保護に関する法律第 98 条第 1 項に基づき、下記の通り保有個人情報の利用停止を請求します。また、同法第 100 条の遵守を要求します。

速やかにご査収いただき、同法第 101 条に従って利用停止決定通知を請求者に発行してください。

記

保有個人情報の名称を 特定するに足る事項	学費等引き落としの為の銀行個人口座情報 ※銀行学費等口座振替依頼申し込み手続きに て提供した個人の口座情報
請求に係わる趣旨及び 理由	(趣旨) 第 8 号該当 → 利用の停止 ※第 3 号：利用目的外の目的に利用または提供され ている場合 (理由) PTA に加入しない。PTA 活動への寄附もしない。 PTA が関わる費用に一切の同意をしない。私人へ の寄付であることを明示せず、あたかも生徒に帰属 する消耗教材費であるかのように徴収する貴校の やり方は一切信用できないので、何があっても同意 しない。法令上、公費負担となる学校所有物となる ものに生徒に割り当てた徴収金を用いるなど実質 寄附金であったり、公費で負担する講師人件費や謝

この写しは、個人情報の
自己開示により交付さ
れた物である。つくば市

1 / 2

証2

礼および式典費用などに使用しながら市に採納されていないなど、貴校の法令違反は目に余る。PTA活動など外部団体経費の引き落としおよび市立中学校の名前であたかも正当に見せ掛けた、市に採納されない学校責任者が保有する私的な寄付金に、個人情報情報を利用することを許可しない。強制的に法令に反する引き落としがやめられないのならば、本来の学費等の引き落とし自体にも個人情報情報を利用することを許可しない。そもそも、つくば市教育局は学校徴収金ガイドラインを周知し、教頭および学校事務に、学校が直接現金での寄付受領を禁止している旨、研修も行っている。その上で強制的に寄付金を徴収し続けることは、違法または不当な行為を助長し又は誘発する恐れがある方法により個人情報を利用してはならないという個人情報保護に関する法律第63条にも違反している。使途の不明瞭な卒業対策経費について、内訳通知も無いまま徴収が繰り返されている。生徒に帰属する教育活動上の経費であり、1円たりとも義務のない支払いを含んでいないと言い切れる場合のみ、振替えて良い。

この写しは、個人情報の自己開示により交付された物である。つくば市

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

Outlook

Re: 本日、お手紙いただいた件について

差出人

日付 2025/06/02 (月) 22:46

宛先

証 3

1/3

菅谷和美 校長

返信確認しました。学年委員はPTAではないですか？まだ欺罔を試みていますか？教委の周知文書等が根本的に理解出来ないですか？

貴校は卒業式にテントが必要で、生徒が使用したテントを持ち帰ると言っている状態です。

生徒から花束代を請求するなら、消耗教材として生徒が消費するか、卒業式で使用して生徒が持ち帰る物だということになります。

貴校は卒業式をテントで実施すると言ったようなものですが、随分、シニールな行事なんですね。

まだ騙せそうか試してますよね？だから通報されるに至ったという事は理解できますか？

要求のテント、公費で精算しなければならない学校所有になる備品ではないですか？または、PTAへの寄付かです。

生徒に割当てて買わせるにしても、公費精算すべきものは公費に歳入してから公費として歳出する事が定められています。そして、教委は学校が現金で寄付を受領する事を禁じていますよね。

今、貴校は市の予算に歳入してない、生徒に割当てた寄付金を私的に所持している状態ですよね？

素でとぼけたのか、本気で説明しているのか、一応、再度確認させてください。

吾妻中学校の卒業式は生徒が個々にテントをはって実施すると主張したければしても構いませんので、そのように具体的な使途を改めて書いてもらえますか？

2025年6月2日(月) 20:03

様

返信が遅くなり申し訳ございませんでした。卒業対策費については、毎年学年によって卒業に向けて何を行うのか、学年主任と学年委員の皆様と相談しながら決めていきます。ですので、現段階ですべてが明確に決まっているわけではなく、年によっては返金を行っ

この当しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市

たこともありました。なので次の金額は現段階での予定であり、今後変更の可能性もあり
ますので、どうぞよろしくお願いします。

卒業証書ホルダー	1000円
コサージュ	700円
卒業記念品 (テント1張)	2000円
卒業式花束	1300円
卒業記念学年行事	3000円
計	8000円

(証) 3

2/3

差出人:

送信日時: 2025年5月27日 19:50

宛先:

件名: Re: 本日、お手紙いただいた件について

菅谷和美 校長

ご連絡確認しました。そもそも証書ホルダー、コサージュ等は式典費で出せるか不要でもあります。

こういった出費に抱き合わせて不正が始まり、やめられないわけですね。バレた人にだけ返金すればいいや、徴収しなきゃいいんでしょ？と。

おべんちゃらは書けても具体的な使途や説明は出来ないと言いたい訳では無いのなら、何にどのくらい必要だと考えての請求額なのか通知発行してください。

2025年5月27日(火) 19:02

様

生徒の個人情報
には ご配慮ください。

つくば市立吾妻中学校長 菅谷和美

日頃より大変お世話になっております。また、先日はつくばフェスティバルで
の生徒たちに差し入れをしていただき、ありがとうございました。

私も会場へ行き、生徒たちの様子を見ていたのですが、さんたち 年生の生徒は、
お客さんの対応はもちろん、入部したばかりの7年生にもやさしく教えながら頑張って

いたのが印象的でした。

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

ご連絡いただいた口座の利用停止ですが、承知いたしました。

ただ、卒業対策費については「卒業証書ホルダー」「卒業式用生徒用コサージュ」「卒業記念行事実行のため費用」なども含まれます。こちらについては、集金をさせていただ
きますが、口座を停止するため、銀行振り込みまたは現金での納入となりますがよろし
いでしょうか。

また、金額についてですが、昨今さまざまなものが値上がりをしている状況ため現段階
では、金額を提示するのは難しい状況です。確定しましたらお知らせをいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

③

3/3

ホーム 初めての方へ お支払方法 会員登録 マイページ カート

検索キーワード

HOME > コサージュ > おめでとう文字入 > 卒業バラ

CAMPAIGN

キャンペーン情報

Sale商品

CATEGORY
カテゴリー

コサージュ

バラ

サクラ

カトレア

胡蝶蘭

ひまわり

おめでとう文字入

ブチコサージュ

その他

ケース

贈呈

式典用リボン

式典用バラ

式典用テープカットリボン

お店からのお知らせ

お買い得情報

Check it

日 月 火 水 木 金 土

2 3 4 5 6

9 10 11 12 13



ZOOM

おめでとう文字入

卒業バラ

220円 (税込み)

在庫 638

商品コード 03-01

03-01 レッド

03-02 ピンク

数量

1

カートに入れる

販売期間

2024/09/01 09:00～2025/08/31 23:55

share

Twitter Facebook

商品詳細

バラに「卒業おめでとう」の文字が入った、タレ付きの商品になります。
入学式・卒業式には欠かせない定番の花です。
花の部分はサチンを使用し、3枚の葉がより一輪花を引き立てます。
お子様の胸元をかわいらしく演出します。

背面部に安全ピンが付いており、さまざまな着衣にもお使い頂けます。

色は赤、ピンクの2色になります。

花サイズ：80mm×80mm
全長：200mm×110mm

証 4

1/2

Original Corage

笑顔と思い出をより華やかに～

TEL
FAX

ホーム 初めての方へ お支払方法 会員登録 マイページ カート

検索キーワード

HOME > 送料について

CAMPAIGN

キャンペーン情報

Sale商品

CATEGORY

カテゴリー

コースージュ

バラ

サクラ

カトレア

胡蝶蘭

ひまわり

おめでとう文字入

プチコースージュ

その他

ケース

機車

式典用リボン

式典用バラ

式典用テープカットリボン

お店からのお知らせ

お買い得情報

Check

日 月 火 水 木 金 土
2 3 4 5 6
9 10 11 12 13

送料について

到着日時について

7日以内での発送となります。配達事情によって前後する場合がございますので、ご了承ください。
また、銀行振込でお支払いの場合は、弊社での入金確認後の発送となります。

配達会社について

ヤマト宅急便またはゆうパックでのお届けとなります。

配達可能地域について

ヤマト宅急便配やゆうパック配達地域であれば、日本全国に配達可能です。ただし、日本国外には配達できません。
宅急便の配達可能地域に関しては、ヤマト運輸・日本郵便ホームページにてご確認ください。

送料について

10,000円以上お買い上げの場合送料無料
下記に記載されている、送料表をご参照ください。
代引手数料については、お客様負担となります。一覧をご覧ください。

送料 4

特典サービスのご案内

いつもご愛顧いただき、ありがとうございます。
このたび、当社ではご利用の皆様へ、特典サービスをご用意いたしました。

※ご購入金額が、**1万円以上**
(1回のご注文金額につき)の方には、
送料無料にてお届けいたします。

※購入金額には代金引換手数料及び送料は、含まれません。

代金引換

決済金額 (税込)

決済手数料 (税込)

～9,999円

330円

2/2

【質問3】

卒業対策委員はPTAとしてやっていない事が正しければ、つくば市が雇っている職員としての活動か、学校と取引のある仲介小売業者ですが、どちらですか？勝手に学校業務やらせてないですよね？念の為、事業者番号あるか請求中なんです。220円の卒業おめでとうコサージュを700円で売りつけられそうになったので。随時学校職員ですか？小売業者ですか？必ずご回答ください。

【回答3】

卒業対策員は、市が雇用している職員ではありません。

③教育総務課へのご質問の中で、「学校への記念品代を現金で菅谷和美校長から要求されている件」についてのご回答

回答が遅れまして大変失礼いたしました。
「学校への記念品代を現金で菅谷和美校長から要求されている件」についてですが、学校に確認しましたところ、学校長が保護者にそのような要求をしていることは確認できませんでした。一般的に、卒業記念品とは、卒業生の保護者の皆様が主体となって準備し学校に寄贈されるものとPTA等から卒業生一人ひとりに記念品として贈られるものの2通りであると捉えております。今回のお問い合わせいただいた内容は前者と理解して回答しております。
なお、卒業対策費を含む、令和7年度の学校諸会計につきましては、学校から丁寧に説明いたしますので、是非学校にお問い合わせください。

この度は、回答までにお時間がかかってしまい大変ご迷惑をおかけしました。

つくば市教育局学び推進課
電話 883-1111 (代表)
メール edc020@city.tsukuba.lg.jp

⑤

From: [REDACTED]
To: つくば市 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>
Date: Wed, 25 Jun 2025 20:59:11
Subject: Re: 【つくば市】ホームページからのお問い合わせ (6/5) へのご回答

学び推進課 御中

学校教育法で学校経費は設置者である市町村が負担すると定められています。市は現金寄付を受領する事も出来ます。

自治法には総計予算主義の原則があり、一会計年度における一切の収入支出は全て歳入歳出予算に編入しなければならないと定められており、市町村に属しない現金の保管自体を禁じています。

ですから、学校経費に用いる為の現金寄付を受領する場合は、法の定めに従って速やかに市の予算に編入しなければ保管してはいけませんので、学校が直接現金を受領する事を禁じています。学校は速やかに市の予算に歳入できる役場ではないからです。

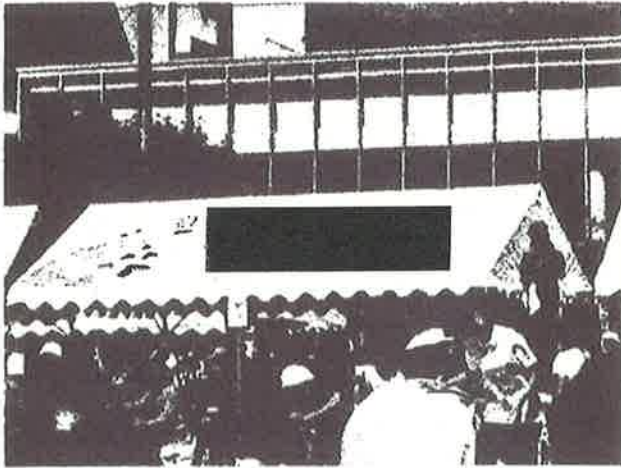
総計予算主義は、設置者であるつくば市が本当に必要な経費を把握出来なくなると正しく必要な予算が確保出来なくなるので、学校教育法に定められた通り、学校経費に用いる為の現金寄付ならば、市の予算に歳入してから、公費として歳出しなければならないよう定められています。

現金寄付自体を禁止していませんが、維持修繕を含む学校経費は公費として歳出しなければならないので、学校経費に用いる為の現金寄付は必ず公費に歳入しなければなりません。

公費に利子は付さない事も自治法で定められているので、利子が計上されている援助費予算決算書は私費会計区分にしか使えない現金である事が明かです。学校には公費を自由に現金で出し入れできる権限を持った職員はおりません。ですから、公費に歳入しない現金はつくば市に帰属させる事ができない現金です。

この写しは、個人情報の自己開示により付与

⑤6



学校の行事に欠かせない名入れテントは、卒業記念品・寄贈品にオススメです。大変喜ばれる贈り物です。

卒業生、保護者会、PTA等寄贈された方々の名称や年度を入れる事で、卒業記念に残る贈り物になります。

テントの天幕に入れる文字は、文字の大きさ、文字の色、位置が選べます。

※文字の大きさ、色によって名入れ金額が異なります。

テントご注文後、再見送りメールをいたします。



1/2

全商品 / ショップ内から探す

証6



金24色
2.4m×3.6m

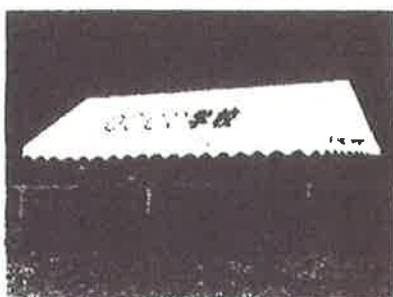


だれでも簡単設置
かんたんてんと 2.4m×3.6m
全12色



飛散防止
UVカット
2.6m×3.8m

テント・ラックシート
ベタックス14c



〇〇中学校

・写真裏 必ず写真とも内容への文字入れとなります。



1/4

☆

学校名入りテント (2間×3間) 柱高1.8m 卒業記念品 文字代込み 運動会 学校行事 学校 保育園 幼稚園 イベントテント 日よけ 雨除け バイブテント
3.6m×5.4m
卒業記念品 文字入れキャンペーン 定額

164,570円 + 送料3,630円
1,496ポイント(1倍) 内訳



2/2

数量

1

+

楽天市場アプリで購入する

お届け先 東京都

配送予定 メーカー直送 レイアウト確認後2週間程で発送

配送情報 送料3,630円
大型宅配便

・離島・一部地域は追加送料がかかる場合があります。

すべての配送方法と送料を見る

☆ 商品をお気に入り添加到

🏠 ☆
ショップ お気に入り

証 7

学年委員会

学年委員会は、学年担当職員と協力して学年、学校における諸問題の解決を図るとともに、会員の研修、交流、ならびに親睦、学校における教育活動を推進する活動を行っています。

- 1 学年委員会は学年毎に構成し、学年毎に委員長・副委員長を選出する。
- 2 第7学年委員会、第8学年委員会は、委員選出細則に従って、本部と連携して次年度の委員の選出を行う。
- 3 第9学年委員会は、卒業対策活動も担当する。

検索

検索...

検索

吾妻中PTAについて

- ・ 組織
- ・ 規約・細則(PDF)

更新情報

- ・ 保護中: 令和7年度PTAだよりNo.1が完成しました
- ・ 令和7年度PTA定例総会のご報告

令和5年度 吾妻中学校生徒会会計決算報告

この写しは、情報公開により交付されたものである。 つくば市

収入	予算額	前年度繰越金	雑収入	合計
	656,800	2,082	4,765	663,647

支出	項目	予算額	決算額
本部事務 運営費	事務費	60,000	100,299
	運営費	10,000	11,347
	文化体育費	90,000	104,959
委員会活動費	代表委員会	1,500	0
	記録・広報委員会	1,500	0
	環境委員会	1,500	0
	福祉委員会	1,500	2,963
	読書推進委員会	1,500	0
	給食委員会	1,500	0
	保健委員会	1,500	0
	放送委員会	1,500	0
	体力向上委員会	1,500	0
	生活・安全委員会	1,500	0
部活動費	サッカー部	40,000	50,584
	男子ソフトテニス部	40,000	40,000
	女子ソフトテニス部	40,000	39,875
	野球部	40,000	40,000
	男子バスケット部	40,000	28,200
	女子バスケット部	40,000	10,000
	バレーボール部	40,000	29,500
	剣道部	40,000	38,664
	陸上部	40,000	0
	美術部	40,000	47,159
	吹奏楽部	40,000	73,706
	パソコン科学部	40,000	39,958
生徒返金			3,800
予備費	手数料等	8,647	2,550
合計		663,647	663,554

証8

差引残高	収入	支出	差引残高
	663,647	663,554	93

差引残高93円は来年度へ繰り越いたします。

令和6年3月25日 生徒会費会計担当 大久保 龍太郎



様式第3号（第6条関係）

行政文書部分開示決定通知書

5.つくば学推第453号

令和5年（2023年）5月16日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 秀

令和5年5月1日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	・令和4年度PTA授業参観及び学年懇談会の開催について（お知らせ）（7年生保護者向け） ・令和4年度PTA総会の開催方法のお知らせ ・令和4年度PTA授業参観及び学年学級懇談会の開催について（お知らせ） ・令和4年度吾妻中学校家庭教育学級開級のお知らせ ・次年度PTA本部役員等の立候補・推薦に関する調査のお願い ・放課後における部活動保護者見守りボランティアの募集について（お願い）10月発出 ・学校美化作業（第7・8学年PTA奉仕作業）の実施について（お願い） ・マナーアップキャンペーン（あいさつ運動）の参加者を募集します！ ・令和4年度吾妻中学校家庭教育学級開催のお知らせ（第2回） ・放課後における部活動保護者見守りボランティアの募集について（お願い）1月発出	
開示することができない部分の概要及びその理由	部分の概要	1 個人の氏名 2 ZoomID、パスワード 3 役員選考委員会のメールアドレス
	理由	1 つくば市情報公開条例第5条第1号該当 開示をすることにより、特定の個人を識別することができる情報のため。 2 つくば市情報公開条例第5条第6号該当 開示をすることにより、懇談会、運営に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 3 つくば市情報公開条例第5条第3号該当 PTA関係者用のメールアドレスを開示することにより、外部からのメールが送付されてしまうことで混乱が生じ、当該法人等の正当な権利を害するおそれがあるため。
開示の実施の方法	写しの交付（送付による交付）	
開示を実施することができる日時及び場所	日 時	令和5年5月19日 午前・午後3時00分
	場 所	総務部総務課

吾妻中学校 PTA 本部役員及び会計監査のお仕事（概要）

1) 本部役員：計 7 名

<共通事項>

- ・ PTA 活動全体の調整（委員会間や学校との調整、予算執行管理等）を行います。
- ・ 役員会・運営委員会に出席して各委員会の活動状況を把握し、必要に応じてサポートします。
- ・ 本校 PTA 活動に係わる配付文書の承認作業を行います。
- ・ 学校行事（体育祭や卒業式等）に来賓として出席します。
- ・ 主に電子メールを使用して情報交換をします。資料作成のために Word や Excel 等を利用します。

<会長 1 名> 本校 PTA 活動全体をマネジメントし、対外的な活動を行います。

- ・ 学校や他のボランティア団体との情報交換や調整を行います。
- ・ 学校が主催する委員会等に PTA 代表として出席します（年に数回程度）。
- ・ つくば市 PTA 連絡協議会の総会や定期連絡会（年 4 回程度）に出席します。

<副会長 2 名> 総会・運営委員会に関する調整、司会進行等を行います。

- ・ 役員会・運営委員会の議事調整、当日の司会進行を行います。
- ・ 新 7 年生の保護者を対象に、次年度の委員の選出を行います。
- ・ 総会資料の取り纏め、当日の司会進行を行います。

<書記 2 名> 総会・運営委員会の資料作成やメールアドレスの管理等を行います。

- ・ 総会や運営委員会などの資料の取り纏め、議事録（PTA だより）の作成を行います。
- ・ PTA 役員及び委員の名簿を作成し管理します。
- ・ PTA 役員及び委員長のメールアドレス及び各種メーリングリストの作成・管理を行います。
- ・ 規約・細則の原本、本部及び各委員会からの配付文書の保管を行います。

<会計 2 名> PTA 活動に必要なお金の管理を行います。

- ・ 各委員会の活動費給付や出納簿作成等、活動費の管理を行い、年 1 回会計監査を受けます。
- ・ 保険の更新、PTA 入卒記念品の注文、慶弔費の支出等を行います。
- ・ 備品や消耗品を管理し、必要に応じて補充します。
- ・ 決算報告及び次年度予算案の作成を行います。

2) 会計監査：計 2 名

- ・ 本校 PTA 会費が適切に使われているかを監査し、監査結果を総会にて報告します。
- ・ 監査は年 1 回（3 月末～4 月初旬）実施します。
- ・ 会長からの要請に応じて役員会や運営委員会に出席していただく場合があります。
- ・ 本部役員のお仕事には関与しません。

※ 本部役員や会計監査の活動内容や頻度については、ホームページで公開している「PTA だより（運営委員会報告）」をご参照ください。ただし、活動内容や時間帯は、各年度メンバーの仕事や家庭の事情を考慮して随時決定します。

吾妻中学校 PTA ホームページ：

証 10

様式第3号（第6条関係）

行政文書部分開示決定通知書

5つくば学推第450号

令和5年（2023年）5月16日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 秀

令和5年5月1日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	・令和4年度第7学年学級費会計決算報告 ・令和4年度第7学年教材費会計報告 ・令和4年度第8学年学級費会計決算報告 ・令和4年度第8学年教材費会計報告 ・令和4年度第9学年学級費会計決算報告 ・令和4年度第9学年教材費会計報告 ・令和4年度第9学年卒業対策費会計報告	
開示することができない部分の概要及びその理由	部分の概要	個人の氏名
	理 由	つくば市情報公開条例第5条第1号該当 開示をすることにより、特定の個人を識別することができる情報のため。
開示の実施の方法	写しの交付（送付による交付）	
開示を実施することができる日時及び場所	日 時	令和5年5月19日 午前・午後3時00分
	場 所	事務局学推課
担当課	教育局学推課 電話番号 029-883-1111（内線）4712	

（注）1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

（審査請求に係る教示）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

1/2

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

第9学年保護者様

令和5年2月18日

つくば市立吾妻中学校長 尾見 裕史
同 9学年主任 海老原 啓一

令和4年度 第9学年卒業対策費 会計報告

標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

1 収入の部

項目	金額	付記
修学旅行預金	5,780	
卒業対策費(手数料32円含む)	1,806,824	22,032円×82名
卒業対策費	88,000	22,000円×3名
学費より徴収	45,804	
合計	1,923,808	

2 支出の部

項目	金額	付記
アルミワンタッチデント重量50kg(天幕文字入れ)	172,018	172,018円×1基
メッセージカード	2,160	2160円×1冊
生徒コサージュ	55,900	680円×86個
先生コサージュ	10,000	1,000円×10個
アレンジメント	80,000	2,000円×40冊
花束	17,500	2,500円×7束
令和4年度卒業アルバム	1,440,000	18,000円×80冊
アルバム送料未購入者 返金(銀行手数料込)	90,550	18,000円×5名
式辞用紙	404	404円×1冊
手数料(卒業対策費を振り込む際にかかる手数料)	2,824	32円×82名
手数料(コサージュ等の代金を振り込む際にかかる手数料)	495	
金種手数料	1,100	
合計	1,872,751	

3 差引残高 $1,923,808 - 1,872,751 = 51,157$

4 返金 $51,157円 \div 85人 = 601.8円$ (小数点は切り捨て)
一人当たり601円返金いたします。
 $51,157円 - (601円 \times 85名) = 72円$
72円については、生徒会費に入金させていただきます。

5 その他 ご不明な点は、学年主任まで問い合わせ願います。

会計監査の結果 上記会計報告に間違い無いことを認めます。

会計監査

3/2

(註) 11

1/4

令和7年3月6日

第9学年保護者様

つくば市立吾妻中学校長 曾谷 和美
同 9 学 年 主 任 津田 美也子

令和6年度 第9学年卒業対策費会計報告

標記の件につきまして、下記の通りご報告いたします。

1 収入の部 1,170,000 円
【内訳】 引落分(13,000円×90名) 1,170,000 円

2 支出の部 1,170,000 円

摘 要	単価
連絡用はがき	7,310 円
卒業対策費返金(6,000円×90名)	540,000 円
卒業対策費返金手数料	550 円
卒業記念品:ポップアップテント2架()	333,476 円
卒業式関連の花及びコサージュ()	193,138 円
メッセージカード	761 円
卒業を祝う会経費(1,000円×81名)	81,000 円
卒業を祝う会不参加者への返金(1,000円×9名)	9,000 円
コピー用紙	4,785 円
合計	1,170,000 円

3 差引残高

1,170,000円 - 1,170,000円 = 0円

会計監査の結果、上記会計報告に間違いがないことを認めます。

令和7年3月7日

会計監査

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

②11

3/4

担当者

No.3

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	令和 7 年 2 月 7 日 その他 (印鑑捺印)
用 途	卒業記念品購入						
合 計	333,476						円
品 名	数量	単価	金額	支払先			
アイルランド・ナント 重量約50kg	2	148,000	296,000				
天幕大字入れ 差込更分の21	2	3,580	7,160				
消費税			30,316				

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 7 年 2 月 7 日

金	333,476	円
---	---------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出 (裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付 (裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	7 年 2 月 2 / 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この書類は、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

3/4

領 収 証

吾妻中学校

様

登録番号

No.

銀行振込

★ 333476-

贈 令和6年度卒業生同窓会 ワンタレント 3x6m ス基

令和7年2月21日 上記正に領収いたしました

祝

スポーツ用品・体育施設・遊楽具金庫

支払金額 ￥303160

消費税額等(10%) 30316

200円

株式会社

代表取締役

〒

茨城県つくば市

FAX

② 11

この写しは、情報公開法により交付された物である。 つくば市

7/4

証 11

吾妻中学校 様

請求書

令和 7年 2月10日

Page 1
2741

〒 茨城県つくば市

株式会社

代表取締役

TEL

FAX

登録番号

お振込先

担当省印

下記の通り御請求申し上げます。

件名: アルミワンタッチテント3×6m 津田先生ご依頼分

	数量	単位	単価	金額	
アルミワンタッチテント 重量約50kg	2	基	148,000	296,000	10%
3.0×6.0m EKA-105 定¥238700					10%
天幕 文字入れ 差額分のみ	2	個	3,580	7,160	10%
天幕正面 角ゴシック体 つくば市立 吾妻中学校 27cm					10%
天幕たれ正面 角ゴシック体 贈 令和6年度卒業生一同 15cm					10%
★運賃配送¥6600サービス・文字入れサービス(文字数制限有り)					10%
			10%税抜計	303,160	
			10%消費税	30,316	
校務金額	303,160	消費税等	30,316	合計金額	333,476

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

証 12

No. 130

様式第4号(第6条関係)

行政文書不開示決定通知書

つくば教総第639号

令和7年(2025年)7月28日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 升

令和7年(2025年)7月6日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市立小・中学校長が学校業務や学校長の業務を所属職員以外にも命令または委任できることが記載された、校長の服務について定めた文書
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 該当する文書を作成していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号 029-883-1111 (内線4610)

(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

証 13

No. 128

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

7つくば吾中第46号

令和7年（2025年）7月28日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 升

令和7年（2025年）7月6日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和4～7年度、つくば市立吾妻中学校に卒業対策委員として学校業務に雇用するための契約書
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 契約をしていないため
担当課	つくば市立吾妻中学校 電話番号 029-852-7751

（審査請求に係る教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

証14

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

つくば教総第594号

令和7年(2025年)7月11日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 芳

令和7年(2025年)6月24日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和5年度及び令和6年度につくば市立吾妻中学校が受領し配置先となった寄附について、吾妻中学校PTA、吾妻中学校卒業生、吾妻中学校在校生から提出された寄附申請書類
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 該当する文書は受領していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号 029-883-1111 (内線4610)

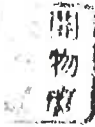
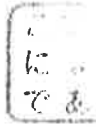
(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会教育長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2025.7.22 tue 着



証 15

5 学推第 1767 号
令和 5 年 (2023 年) 12 月 7 日

市内各学校長 様

つくば市教育局学び推進課長

PTA 等の学校教育活動の運営支援等を行う関係団体の運営等について

近年の社会環境の変化に伴い、PTA 等の学校教育活動の運営支援等を行う関係団体 (以下「PTA 等」という。) が果たす役割は益々重要になってきております。

つきましては、下記について改めて十分にご留意いただき、PTA 等の活動が持続可能なものとなるよう御配慮願います。

記

1 PTA 等への加入について

PTA 等は、保護者、教職員等により運営される任意の団体であることが多く、その活動も団体設置趣旨に基づき、団体が主体的に行うものです。そのため、PTA 等への入会については、入会しようとする者の入会の意思に基づいて行われるべきものです。例えば、PTA への保護者の入会は、保護者の入会意思によるべきであり、学校からの一方的な入会誘導や入会意思を確認しない強制的な入会とならないようにお願いします。入会の意思を確認する方法としては、書面等を用いる方法が考えられます。また、PTA 役員選出や PTA 会費徴収等についても、強制ではなく保護者の意思を確認の上、実施するようにしてください。

2 学校における個人情報の取り扱いについて

平成 29 年 5 月の改正個人情報保護法の施行により、PTA 等においても個人情報を適正に管理し、取り扱う必要があります。PTA 等において個人情報を取り扱う場合は、以下の点にご留意ください。

【基本的なルール】

- (1) 個人情報を集める前
 - ・個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。
- (2) 本人から個人情報を集めるとき
 - ・本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する。
- (3) 個人情報を利用するとき
 - ・取得した個人情報は、あらかじめ決めた目的以外のことに使わない。
- (4) 個人情報を保管しているとき
 - ・集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。
【(例) 紙で保管する場合：鍵のかかるキャビネットに保管。パソコンで保管する場合：ファイルにパスワードを設定する等】
- (5) 個人情報を第三者に提供するとき
 - ・個人情報を本人以外の第三者に提供するときは、原則として、あらかじめ本人の同意が必要である。ただし、本人の同意を得なくても、例外的に個人データを第三者に提供できる場合もある。【(例) 法令に基づく場合、人の生命、財産を守る場合等】
- (6) 本人から保有個人データの開示を求められたとき
 - ・本人からの請求があった場合は、保有個人データの開示、訂正、利用停止などに対応する必要がある。

出典：政府広報「個人情報の取扱いルールとは」より

この
に
あ

証 15

3 PTA 会費等の学校徴収金（団体費）の取扱い及び執行について

より良い教育環境を望む PTA 等の考えに基づき、PTA 等の同意の下、学校に対し PTA 等の善意・自発的な支援の申し出がある場合は、学校は PTA 等からの支援を受けることが可能です。しかし、PTA 等の団体設置趣旨や規約等、保護者負担の軽減などの観点からも、**公費・私費の負担区分を明確**にして適切な PTA 等の会計処理を行うようにしてください。特に次の(1)～(3)についてご留意ください。

(1) 公費と私費の負担区分の明確化

学校の管理運営や教育に必要な経費は、原則設置者である市が負担すべきであり、安易に PTA 等の学校の運営支援等を行う関係団体に負担を求めることは適切ではありません。公費と私費を個別に判断する際は、「学校徴収金取扱要項＜公費・私費負担区分等ガイドライン＞」別表 2 公費及び私費の個別基準（例示）を参照してください。

(2) 保護者負担の軽減

学校徴収金（団体費）は、学校活動において、児童生徒に還元される性質のものですが、保護者に負担を求めるものであり、その徴収及び執行については、必要性の厳選はもとより、最少負担でより効果が上がるように努めなければなりません。

(3) 学校の責務

学校徴収金（団体費）は、PTA 等からその会計事務を負託され預かるお金であり、その会計事務に当たっては、公費同様に適正かつ正確に処理されるべきものです。会計事務を負託された学校長は、**予算・決算**においてその使途について詳細に説明すべき責務があります。

※その他詳細につきましては、別添の「つくば市学校徴収金取扱要項＜公費・私費負担区分等ガイドライン＞」をご参照ください。

4 PTA 等からの寄付について

PTA 等からの自発的な物品の寄付を受ける場合は、つくば市物品規則（第 13 条）に基づき、適切に手続きをしていただけますようお願いいたします。物品の寄付手続きにつきましては、別添の「令和 5 年度学校への寄附に係る受領手続きについて～地域や PTA からの寄附～」をご参照ください。

【問い合わせ】

つくば市教育局学び推進課
指導主事 宮内周也
電話 883-1111(内線 4715)

2/2



9/16
11/16

1/3

1

令和5年度

学校への寄附に係る 受領手続きについて ～地域やPTAからの寄附～

令和5年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和5年(2023年)4月24日(月)

教育総務課



9/16
16日

2/3

7

2 物品の寄附手続きについて

手順1 物品の寄附による受領の意向決定

○各学校において、地域団体や企業、PTAなどから物品の寄附の相談を受けた場合は、実際に物品を受け取る前に、当該物品が寄附を受けることが可能な物品かどうか御確認ください
御不明な場合には教育総務課までご相談ください

○確認のポイント

- ・現金や不動産は直接学校が寄附として受け取ることはできません
- ・学校教育活動に資するもの以外は受け取ることができません
- PTA会議室用のフットマッサーなどはNG
- ・学校の建物維持及び修繕に係るものは寄附として受け取ることができません
- 既存のものよりグレードが上がる等、市の基準以上のものであれば可能

「学校徴収金取扱要項」も参考にしてください

この情報は、情報公開
により提供された物
である。つくば市

9/16
11/16

3/3

10

2 物品の寄附手続きについて

手順3 (必要に応じて備品登録)

- 購入価格又は評価価格が税込1万円以上の物品については、
物品規則上、備品としての取扱いになるため、
備品登録システムに登録し、備品として適切な管理を行ってください

第5条 物品の分類は、次のとおりとする。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えことなく比較的長期間にわたり使用に耐える物及びその性質が消耗性の物であっても美術品及び骨とう品として保管する物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とみなす。
- ア 購入価格又は評価価格が10,000円以下の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出に供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)
- イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
- ウ 記念品、ほう賞品等の贈与を目的とする物

(つくば市物品規則)

令和5年度

証17

つくば市歳入歳出決算書

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

基金運用状況調書

つくば市

1/2

一般会計

歳出

款	項	予 算 現 額
		円
10. 教育費		29,987,310,745
	1. 教育総務費	1,834,428,400
	2. 小学校費	10,089,515,901
	3. 中学校費	5,330,434,222
	4. 幼稚園費	1,335,605,216
	5. 社会教育費	1,143,960,027
	6. 保健体育費	10,253,366,980
11. 災害復旧費		1,000
	1. 災害復旧費	1,000
12. 公債費		6,328,981,000
	1. 公債費	6,328,981,000
13. 諸支出金		2,625,317,078
	1. 普通財産取得費	1,000
	2. 基金費	2,625,316,078
14. 予備費		97,957,252
	1. 予備費	97,957,252
歳 出 合 計		128,438,812,745



支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
円	円	円	円
23,121,934,615	6,771,218,479	1,094,157,652	6,865,376,131
1,717,006,793	18,900,000	98,521,607	117,421,607
8,158,529,553	1,695,970,567	235,015,781	1,930,986,348
4,254,657,246	888,527,578	187,249,398	1,075,776,976
1,199,371,331	48,367,000	87,866,885	136,233,885
1,094,233,991	0	49,726,036	49,726,036
6,698,135,701	3,119,453,334	435,777,945	3,555,231,279
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
6,327,972,365	0	1,008,635	1,008,635
6,327,972,365	0	1,008,635	1,008,635
2,433,892,618	0	191,424,460	191,424,460
0	0	1,000	1,000
2,433,892,618	0	191,423,460	191,423,460
0	0	97,957,252	97,957,252
0	0	97,957,252	97,957,252
112,693,165,240	8,753,172,278	6,992,475,227	15,745,647,505

← ?

7/10
17
2/2

令和6年度 吾妻中学校生徒会会計決算報告

収入	予算額	前年度繰越金	雑収入	合計
	650,600	93	0	650,693

支出	項目	予算額	決算額
本部事務 運営費	事務運営費	150,600	161,931
文化体育費	文化体育活動費	320,000	310,646
委員会活動費	各委員会活動費	80,000	71,595
特別活動費	特別活動費	100,000	100,714
生徒返金	生徒返金	0	4,000
予備費	手数料等	0	0
合計		650,600	648,886

差引残高	収入	支出	差引残高
	650,693	648,886	1,807

差引残高1,807円は来年度へ繰り越いたします。

令和7年3月21日 生徒会費会計担当 大久保 龍太郎 印

(確認印)	校長	教頭	生徒会顧問
			

証18

この資料は、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

証19

1/2

提出者


校長	教頭	事務
		

No. 8

物品購入伺

令和7年3月5日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他(領収書)
用途	教科書の印刷に使用するため						
合計	4,765						円
品名	数量	単価	金額	支払先			
コピー用紙			4,765				

校長	教頭	事務
		

支出伺

令和7年3月6日

金	4765	円
---	------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出(裏面に添付)
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付(裏面に貼付)
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	令和7年3月6日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
				

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

証 19

2/2

領 収 証

2025 年 03 月 06 日 No. 17

吾妻中学校

9 年 生 様

[内 税]

株式会社

代領印捺印

事 務

所 在 地

所 在 地

所 在 地

所 在 地

所 在 地

1	コピー用紙 A4 青包 9/964枚入 4964枚入	1	4765	4765
2				
3				
4				
5				
6				
備 考			合 計	4765 円

上記正に領収いたしました

2025 年 3 月 6 日 領収

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市



要 請 書

1945年8月、広島・長崎に原子爆弾が投下され、今年で80年を迎えます。原子爆弾は30万人の生命を奪っただけではなく、多くの被ばく者を生み、今も健康不安を覚えながら生活を送る人たちがいます。一方で、戦争体験者の高齢化により、被爆・戦争体験の風化が進んでいます。

私たちには、核兵器と戦争の残酷さを後世に伝え、二度と同じ過ちを繰り返さないよう語り継いでいくことが求められています。

4年以上続くロシアのウクライナへの軍事侵攻は、既に30万人以上とも言われる犠牲者を出し、未だ停戦の目途は立っていません。また、2023年に始まったパレスチナ・ガザ地区における紛争も、停戦協議が合意できないまま犠牲者が増え続けています。さらには、イスラエルとイランの紛争は、アメリカによるイランの核施設攻撃により停戦となりましたが、トランプ大統領はこの攻撃を第二次世界大戦の終結につながった広島と長崎への原爆投下になぞらえる発言をし、武力による解決を正当化しています。

このような世界情勢の中、かつての悲惨な戦争の経験からつくられた日本国憲法、特に9条を持つ日本が果たすべき役割は重要です。しかし、日本政府は周辺国による軍事力の強化を理由として、南西諸島での自衛隊の基地建設・増強や辺野古での米軍新基地建設を進め、「核共有論」「核保有論」さえ正当化するなど、「戦争のできる国」へと進みつつあります。私たちは、過去の戦争における被害や加害の事実をまなび、武力ではなく、対話によって平和な社会をめざしていく必要があります。

また、核の被害は戦争だけで起こるものではありません。2011年に発生した福島第一原発事故では、13年が経過した今もなお2万人以上の人が避難生活を余儀なくされています。「核と人類は共存できない」という事実に基づき、原子力エネルギーからの脱却と自然エネルギーへの転換を進めていく必要があります。

私たちは、過去の事実に学び、悲惨な戦争と核の被害を繰り返さないために、「語りつごう、走り続けよう、ヒロシマ・ナガサキ・オキナワの心を！」をスローガンに県内44市町村に対して要請行動に取り組んでいます。

つきましては、取り組みの趣旨を御理解いただき、つくば市におきましても、下記の要請に応えていただけるようお願いいたします。

記

- 一、平和行政を推進するため、原爆パネル展や映画上映などの平和事業を行い、次代を担う子どもたちへ「被爆・戦争体験」を継承する具体策を進めること。
- 一、福島第一原発事故で明らかになった「原子力の安全神話の崩壊」を直視し、東海第二原発をはじめとした全ての原発の廃炉を求めるとともに、原子力エネルギーからの脱却と自然エネルギーへの政策転換を求めるよう、関係各方面に働きかけを行うこと。
- 一、被爆国として世界のすべての核兵器・核実験に反対の意志を表明すること。

2025年8月1日

つくば市議会議員 黒田 健祐 殿

茨城県平和友好祭実行委員

実行委員長

(自治労茨城県本部青年部副部長)



陳情 7 第 9 号

2025 年 8 月 16 日

3058555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1
つくば市役所本庁舎 6 階 つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口 ご担当者様

つくば市議会 黒田健祐 議長

つくば市の不正を隠蔽するために市民への
攪乱目的欺罔行為を職務とすることの根絶を求め
泥をかぶる覚悟で行動できた職員への
正当な評価を求める陳情書

陳情者

住所： [REDACTED] 茨城県つくば市

氏名： [REDACTED]

連絡先： [REDACTED]

第 1 陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、未来を担う児童・生徒らの真に健全な教育環境を守るため、

1. 生徒の就学上必要になる消耗教材費用である学校徴収金を、市が負担する学校経費に流用することがおかしいと思えない職員に「つくば市は生徒ではありません。毎日学校に通って

いても学校職員の皆さんも、生徒ではありませんよ」という所からやさしい日本語で再教育。

2. 地方自治法で禁じられているにもかかわらず、学校経費の私費精算を目的に、未成年者である児童・生徒の就学上必要な経費に見せ掛けた割当て現金徴収および公施設経費の勝手な私費精算について度々通報を受けるなど、**校長に**正常な判断力が無いか、文字や文章が読めても内容が理解できない等の**業務に支障がある可能性を思わせる通報が再三ありながら、適切な配置転換をしない理由**について、市議会で森田教育長に説明させ、その全文を市民に公開。
3. 地方自治法・地方財政法に従わず、**公費負担区分の支払いを目的として徴収した現金を、速やかに市の予算に編入しなかったり、1万円を超える物品を購入しながら備品登録もしない上、寄付採納手続きすらしていなかったり、学校が直接受領した現金寄附(市に属しない現金)の学校保管を行っていないか市内公立小中全校の監査実施。**
4. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、**公費負担区分の私費精算**が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施。
5. **寄付採納および備品登録されていない私費設備がどれだけあるか市内全校調査実施。**
6. 本来の消耗教材費および個人教育活動費用(学費)振替の為に手続きさせた口座情報を不正に利用し、**強制割当寄付金徴収(刑法 246 条 2 : 電子計算機使用詐欺罪)を行った職員の刑事告発**や、法令に従うことなく恣意的につくば市が管理不全に陥るように積極的な**事務的不作為や違法な会計を画策する校長(刑法 233 条 : 偽計業務妨害罪または刑法 193 条 : 職権濫用罪)の刑事告発**を視野に入れた全校調査実施。
7. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、**市教委による年 1 回の監査および指導の徹底**

8. 問題が発覚することを恐れ隠蔽することが職務ではなく、的確に判断し、非難や評価を恐れず「問題解決」に必要な行動ができた職員を正当に評価し、より良いつくば市であるために尽力・貢献した事案を周知し、不正告発を行おうとする職員を委縮させない環境づくりに積極的かつ具体的な施策を市政として示す事。

以上、8件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去3年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2 陳情趣旨

つくば市立吾妻中学校の校庭には、「危険だから近づかないように」と生徒に注意が必要なほど腐食した、3年は放置されているバスケットゴール2台(1対)が放置されていました。

尾身裕史校長在籍時の令和5年度から放置されていました。

吾妻中学校の不正を調査する過程で開示請求したところ、2025年7月23日付7つくば教施第252号で「文書保存期間を満了しており廃棄済み」というあり得ない回答が、つくば市教育委員会事務局(教育局)教育施設課から通知されました。文書の発行者は森田充教育長です。

購入額または評価額が1万円以上であれば備品として廃棄完了まで状態記録し、必要に応じて修繕費や廃棄申請を行わなければならない物品です。

市販価格は36～57万円であり、屋外設置用具ですので、耐用年数1年未満と判断して消耗品に計上することもない物品ですから、当然、審査請求(添付証拠1)しています。

頭ごなしに疑うのは良くないので、7つくば吾中第47号で示されたように、「口頭で依頼を受けたのはどの部署か」を開示請求した所、7つくば教施第252号発行の1日前に「解体・廃棄依頼(施設修繕要望書・添付証拠2)」が起票されておりました。

添付された見積書は2025年7月28日に発行されています。つまり、7月28日時点でもまだ見積もり段階であり、物品が廃棄済みでもないので、教育施設課が森田教育長にあり得ない回答をさせた事実は変わりません。

危険だと判断できるものを校庭に放置し続ける事になった、**そもその原因は吾妻中学校校長の不作為**です。しかし、起票して下さった教育施設課の担当者は子供たちの為、市民の利益の為、泥をかぶる覚悟で起票された事と思います。

あり得ない回答で市民の攪乱を業務とし、問題解決に向けて行動できなかった職員より、ずっとずっと評価されるべきです。**つくば市教育局がデタラメな回答をする部署である事実は消えませんが、**非難や評価を恐れて何もできないより、**改善のために行動できた職員を守ることが市民の利益**でもあります。

吾妻学園においては、未来を担う子供たちを平然と裏切っておきながら「子供を**地域の担い手になるよう家庭教育**をしているか」などと、市民を舐めきったアンケートが実施されております。ふざけすぎです。

これまでの経験上、学校長も教育局も**市民を欺いて怒り狂わせることで楽しんでいるか**のようにふざけた回答が得意ですから、このふざけた環境下でまともな仕事をする職員が不利益を被るような事があってはなりません。

教育委員会には教職員経験者の方が多いと思います。学校において、**息をするように嘘をつくことが職務**になっていて、教育施設における職場環境が酷い有様であることが分かりました。

しかし、冷静に考えてもらいたいのです。嘘で取り繕い、法を無視したデタラメな処理を行う職員が「学校の評価する優秀な、子供たちにとっての見本」であるならば、もう学校は**誰にも必要とされない**場所になっています。それが、つくば市が掲げ、目指し、世界に発信し続ける「世界の明日」なのですか。

教育局の対応があまりに酷いため、「学校備品(管理番号のあるもの)について廃棄申請など、廃棄・撤去までの事務処理について書かれた学校及び教育局担当課の作業フローまたはマニュアル」を開

示請求しました。2025 年 8 月 5 日に受理された審査請求で「あり得ない回答をしている指摘」を受けてから着手したように見えますが、「令和 7 年度予算執行上の注意(添付証拠 3)」が交付されました。

教育局が発行した内容を確認の上、吾妻中学校の校庭で 3 年は放置されていたバスケットゴールの廃棄について書類を確認すると、撤去要請ですから出すべき書類は「物品不用決定伺」であるにもかかわらず、「施設修繕要望書」になっていて、校長印もありません。

市民への攪乱を狙ったよう説明をした事実は全く評価できませんが、機能不全に陥っている吾妻学園は学校長に任せてもおけない状況にあるため、教育施設課で処理を進めていただいた事については、僅かな前進と捉えております。

この度、交付いただいた「令和 7 年度予算執行上の注意」は、憲法が保障している義務教育無償が守られないつくば市民に非常に有益であるため、市民に広く周知されるべき文書と判断しました。公益の為に、この文書が交付されるまでの経緯と共に、未来を担う子供たちの権利と利益を守る為、陳情を認めるに至りました。

平成 29 年度、門脇厚司教育長当時、吾妻小学校で遠藤知昭校長および栗山成孝教頭に法令に反した攪乱目的の欺罔行為を受け、茨城県警に渡した記録(添付証拠 4)、まだ保有しています。

栗山教頭は学校の過失を隠蔽するために、声を荒らげ威圧的態度で保護者を黙らせようとしていました。子供を人質に取るような酷い対応でしたね。当然、五十嵐立青つくば市長にも通報してました。

あれから 9 年経とうとしている門脇教育長の後任である森田教育長下で今も、あり得ない処理をしている有様です。子供たちはいずれ保護者として学校の実態を知るのです。法令遵守できない学校・校長を放置し続ける限り、世界の明日を語る資格は無いと思っています。

第 3 添付証拠書類

計 20 枚、添付しました。

以上

証 1

1/10

2025 年 8 月 5 日

審査庁 総務部法務課 御中
つくば市教育委員会 御中

審査請求人

審査請求書

次の通り審査請求します。

・審査請求人の住所

[REDACTED]

・審査請求に係る処分の内容

実施機関が、2025 年 7 月 23 日 7 つくば教施第 252 号により審査請求人に対して出した「つくば市立吾妻中学校校庭に 3 年は放置されているバスケットゴール 2 台についてつくば市が購入・管理している記録」を開示しない決定

・審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2025 年 8 月 4 日

・審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の開示を求めます。

・審査請求の理由

2025 年 7 月 23 日付で森田教育長から不開示決定通知が発行された 7 つくば教施第 252 号(添付証拠 1)における「3 年は放置されているバスケットゴール 2 台」は、生徒に「危険だから近づかないよう注意」する程腐食が進んでおり、購入された年月日は相当前であることは分かります。

しかし、売価を調べた所、36 万～57 万円(添付証拠 2)はします。つくば市は購入価格が 1 万円以上であれば規則上、備品扱いです。

① 1 7/10

備品登録システムに登録し、適切な管理を行うよう定められています。これは、寄付として受領した場合も同様です。

念の為、補足説明をしておきますと、**評価価格(金銭的にはゼロ円で受け取ったもの)**も同様に**備品扱い**と定められていますから、**取得費用がゼロ円であっても備品管理番号が存在している筈**なのですが、**教育総務課は寄付採納手続きをしていない(添付証拠4)**ようです。

寄附受領した備品でなければ、**廃棄まで購入年月日や資産価値、現在の状態について定期的な記録・管理がなされている筈**です。

一般的にも **30万円を超える物品は資産**として扱われますので、備品管理記録以外の書類も存在しなければならない物品です。最低でも少額減価償却資産として扱う物品かと存じます。屋外設置用バスケットゴールの**耐用年数が1年未満はありません**から、設置当初は資産計上した筈です。

備品廃棄には、**備品管理台帳**の情報が必要です。具体的には、取得年月日・分類・納入者・取得部署または配置施設名です。

また、適切な備品管理がなされていれば、**備品の状態**も記録し、買い替え・撤去・廃棄などの申請を要するか定期的に確認・更新している筈です。廃棄まで**更新する書類は保存期間も更新されていきます**から、**廃棄手続き完了まで保存期間満了が訪れる事はありません**。

教育局教育施設課の文書不存在理由である「文書廃棄済み」が真実であれば、書類上存在しない物品の廃棄処分代など予算執行できるわけもなく、「存在する備品管理簿を廃棄したために」未成年者に危険が及ぶ可能性のあるものを数年に渡り放置する結果になっているなど、**教育施設課は自治体の管理としてありえない事務処理を行っていますと証明する通知文書**です。

それで**間違いないというのなら**、「教育施設課はあり得ない事務処理をするので適切な**廃棄手続きを経ずに文書を廃棄しました**」という**反論書をいただきたい**と思いますが、これが本当に真実でしょうか。

証1

3/10

7つくば吾中第47号で示されているように、吾妻中学校の校長は口頭で伝えられるくらい「撤去を要請する**相手を把握**」しており、教育施設課も把握していない、つくば市も受領していない廃棄物が公施設に放置されているなら、つくば市も**吾妻中学校も不法投棄として「訴える側」**の筈なのに、吾妻中学校の校長は「まだ訴えられていない」という「**訴えられる側**」**目線で回答**(添付証拠5)しています。

この理由からも、2025年7月23日7つくば教施第252号により審査請求人に対して出した「つくば市立吾妻中学校校庭に3年は放置されているバスケットゴール2台についてつくば市が購入・管理している記録」について、教育施設課の「文書保存期間満了により廃棄したため」という**不開示決定理由があり得ない**ので、存在しないなら存在しないで真実を通知してください。

吾妻中学校校長がつくば市が管理できなくなるように**混乱させる事務処理を積極的に行っている**のであれば**偽計業務妨害罪**(刑法233条)で告訴可能だと思います。**普通に刑事事件**です。

もうこれは教育委員会が事実に向き合って、つくば市から違法・不正会計を排除する確認・指導・改善確認を行わなければならない状況であり、攪乱の為の言い逃れに努力をするならば、自治体として「つくば市が主導した不正行為」だと認めるようなものです。

それでも、つくば市教育委員会が隠蔽に加担するように不存在理由が正当だと反論するならば、少なくとも森田教育長率いるつくば市教育委員会が認め、推奨している違法徴収・不正会計であるも同然です。

以上の理由により、2025年7月23日7つくば教施第252号により審査請求人に対して出した「つくば市立吾妻中学校校庭に3年は放置されているバスケットゴール2台についてつくば市が購入・管理している記録」を開示しない今回の決定を取り消し、存在しない真の理由に改めて発行し直すか、存在する場合は開示・公布してください。

① 1 4/10

- ・実施機関による教示の有無

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

- ・証拠書類

計6枚を添付します。

以上

証1 5/10

様式第4号(第6条関係)

行政文書不開示決定通知書

つくば教施第252号
令和7年(2025年)7月23日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 充

令和7年(2025年)7月13日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市立吾妻中学校校庭に3年は放置されているバスケットゴール2台についてつくば市が購入管理している記録。
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 当該文書は保存期間を満了しており、廃棄済みのため
担当課	教育局教育施設課 電話番号 029-883-1111 (内線4920)

(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以

受付 140号

2025.8.4 man 窓口受取

初めて申込+他社
から乗換(MNP)で
※条件あり

最大
30,000円相当

乗換以外に
22,000円相当

SPU

購入金額が0円未満の場合
ポイントアップ



全商品 / ショップ内から探す

1 6/10



※こちらは定置式タイプの販売ページです



ジュニア用
本体とリングが直結！
三和体育の安全配慮設計
リングはバスケット板を挟んで本体フレーム直結！腐食によるボード脱落・リング脱落などの危険な事故を未然に防ぎます

法人限定商品

- 個人宅配送不可・法人名必須
- ※お届け先名に必ず法人名を記載してください
- ※法人名がないご注文はキャンセルとなる場合がございます
- 看板・表札への法人名掲示必須
- ※表記がない場合は配送できかねます

法人名・屋号 必ず記入ください



【P5倍8/5 13-15時&最大1万円クーポン28/4-10】 【法人限定】 バスケットゴール ジュニア用 定置式 体育用品 バスケットボール用ゴール スポーツ用品 部活動 体育クラブ活動 公園 校庭 教育施設 S-9367
【レビューで次回使える最大2000円割引クーポンGET】

メーカー希望小売価格 484,000円

364,100円 + 送料

3,310円(税込) 送料別

数量

お届け先 東京都

配送予定 1ヶ月前後で出荷予定

配送情報 送料別
大型宅配便

※一部地域は追加送料がかかる場合があります

すべての配送方法と送料を見る



この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

7/10
7/10

7/10

1

令和5年度

学校への寄附に係る 受領手続きについて ～地域やPTAからの寄附～

令和5年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和5年(2023年)4月24日(月)

教育総務課

2 物品の寄附手続きについて

1
2/10

手順3 (必要に応じて備品登録)

○購入価格又は評価価格が税込1万円以上の物品については、
物品規則上、備品としての取扱いになるため、
備品登録システムに登録し、備品として適切な管理を行ってください

第5条 物品の分類は、次のとおりとする。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えことなく比較的長期間にわたり使用に耐える物及びその性質が消耗性の物であっても美術品及び骨とう品として保管する物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とみなす。
 - ア 購入価格又は評価価格が10,000円以下の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出に供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)
 - イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
 - ウ 記念品、ほう賞品等の贈与を目的とする物

(つくば市物品規則)

様式第4号（第6条関係）

証1 9/10

行政文書不開示決定通知書

つくば教総第652号

令和7年(2025年)7月30日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田

令和7年(2025年)7月13日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	吾妻中学校の校庭に設置されているバスケットゴール2台について、つくば市が購入・管理している記録または寄附として受領した文書
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 該当する文書を作成していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号 029-883-1111 (内線4610)

(審査請求に係る教示)

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第140号

2025. 8. 4 窓口受取

様式第4号（第6条関係）

証1 10/10

行政文書不開示決定通知書

7つくば吾中第47号
令和7年（2025年）7月31日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 芳

令和7年（2025年）7月13日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	吾妻中学校校庭にある、バスケットゴール2台について、撤去要請している文書及び不法投棄として被害を訴えているつくば市の文書
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) ・撤去要請については、口頭での依頼のため文書が存在しない。 ・不法投棄として訴えられている文書がないため
担当課	つくば市立吾妻中学校 電話番号 029-852-7751

（審査請求に係る教示）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第141号

2025. 8. 4 mon 密受取

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市



【教育施設課扱い】

令和7年度

施設修繕要望書

令和 7 年 7 月 22 日

学校名	つくば市立吾妻中学校	校長名	菅谷 和美	担当者	小飼 美保
番 号	修 繕 内 容			要 望 内 容	
1	案件名 グラウンドのバスケットゴールの撤去	4. 対象物 バスケットゴール2台	1. いつまでに なるべく早く		
	1. 日時	5. 原因 劣化、長期間グラウンドに放置されており、使用して いない状況だった。			
	2. 場所 グラウンド	6. 破損状況等	2. どのような対応を要望か 生徒の安全のためグラウンドからバスケットゴールを 撤去してほしい。		
	3. 原因者				
2	案件名	4. 対象物	1. いつまでに		
	1. 日時	5. 原因			
	2. 場所	6. 破損状況等	2. どのような対応を要望か		
	3. 原因者				

留意事項:①別紙で写真(遠景、近景どちらも)添付してください。 ②必ずしも要望通りに行うものではありません。

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

平成 年 月 日

No. 2990

つくば市長 五十嵐 立青 様

〒
茨城県つくば市
株式会社
代表取締役

TEL

FAX

登録番号:

担当者印

下記の通り御見積申し上げます。

件名: 吾妻中学校屋外バスケットゴール解体撤去

ご商談のとおり
ご商談のとおり
ご商談のとおり
60日

屋外バスケットゴール解体撤去

10%

解体撤去費(解体・撤去処分)

1 対

10%

諸経費(工具機料含む)

1 式

10%

10%税抜計

10%消費税

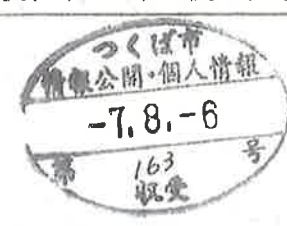
② 2 3/2

合計

様式第1号（第4条関係）

行政文書開示請求書		2025年8月6日
実施機関 宛て	〒 茨城県つくば市	
	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	(法人その他の団体にあっては、代表者の氏名)	
	電話番号	
つくば市情報公開条例第3条の規定により、次のとおり請求します。		
請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	学校備品（管理番号のあるもの）について廃棄申請など、廃棄・撤去までの事務処理について書いた学校及び教員が担当課の作業フローまたはマニュアル。	
求める開示の実施の方法 ☐ にレ印を付してください。	1 文書又は図画の場合 ☐ 閲覧 ☒ 写しの交付 2 電磁的記録の場合 ☐ 閲覧（印刷物として出力したもの） ☐ 専用機器により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 ☐ 用紙に出力したものの交付 ☐ 複写物による写しの交付 写し等の交付方法 ☐ 事務所での交付 ☒ 送付による交付	

（太枠内のみ記入してください。）

受付年月日及び受付番号 	決定期限 令和7年（2025年）8月21日
担当課 教育局 部 教育施設 課 電話番号 029-883-1111（代表）	

2025.8.15 FR 着

証 3 3/7

163

様式第2号（第6条関係）

行政文書開示決定通知書

7つくば教施第313号

令和7年（2025年）8月14日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 芳

令和7年（2025年）8月6日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	令和7年度 予算執行上の注意事項							
開示の実施の方法	用紙に出力したものの交付（送付による交付）							
開示を実施することができる日時及び場所	日	時	年	月	日	午前・午後	時	分
	場	所						
担当課	教育局教育施設課 電話番号 029-883-1111（内線4920）							

（注）1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

2025. 8. 15 FRI 宛受取

証 3 3/7

(小中学校)

令和7年度 予算執行上の注意事項

1 伝票処理について

- ・施設修繕について、10万円未満の支払は各学校で伝票処理をお願いします。
- ・10万円以上の支払については契約事務が必要となりますので、契約から支払いまで教育施設課で処理します。
- ・予算を執行する場合は、正確かつ適正な事務処理に心がけるとともに、請求書受領後は速やかに伝票処理を進めてください。伝票の決裁及び検収は学校長で処理し、決裁後は、直接、会計事務局へ提出してください。
- ・代金の支払は、請求書の受領後30日以内に支払うことと定められており、遅れた場合は遅延防止法にもかかわるため、注意するようお願いします。また、請求書のコピーを必ず保管するようお願いします。

2 修繕(施設・備品共通)について

- ・施設等の修繕が生じた場合は、金額の大小に関わらず、事前に教育施設課の担当者に別添の修繕要望書を提出し、修繕を依頼してください。
- ・危険等で緊急を要するもの(漏水、ガラスの破損等)は、電話で連絡後、修繕要望書を提出してください。
- ・修繕要望書には内容を記載し、該当箇所、状況がわかる写真(カラー印刷したものでも可、近景及び遠景)を添付した上で、担当者へ提出してください。
- ・(緊急ではない)修繕要望書は公共施設整備課と計画的な修繕を行う予定です。
- ・(緊急ではない)修繕要望書については期限を5月末日としますので期日の厳守をよろしくお願いします。

※追加で修繕が必要な箇所が発生した場合は都度、修繕要望書を提出してください

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

③

4/7

(小中学校)

(1) 10万円未満の修繕について

支払等の一連の事務処理については、各学校で処理するものですが、事業者の選定にあたっては、事前に教育施設課の担当者に相談し、修繕を依頼してください。修繕終了後は速やかに請求書の支払事務を進めてください。

(2) 10万円以上の修繕について

修繕の種別により、公共施設整備課に修繕の依頼を教育施設課で行います。修繕要望書を提出する際は、修繕の優先順位付けの徹底をお願いします。

なお、公共施設整備課が行う工事での疑義事項(工期や実施日等)については直接、公共施設整備課にお問い合わせをお願いします。

(3) リース機器の修繕について

リース機器の修繕については、リース契約に修繕等の保守が含まれていない場合もありますので、事前に総合教育研究所に確認してください。

なお、令達予算からリース機器の修繕料を支出する場合は、共通摘要コードの「09リース機器修繕料」を使用し、令達された備品修繕料から支払いください

修繕要望に必要な書類

- ・施設修繕要望書
- ・状況がわかる写真(カラー印刷したものでも可、近景及び遠景)

3 備品購入について

(1) 購入伺の作成上の注意

- ①令和7年度管理備品購入伺を作成してください。なお、備品については、つくば市物品規則の規定により購入価格が税別1万円以上の物品が備品となります。

1万円未満の物品については、消耗品(学務課)として購入してください。ただし、生徒用机椅子は1万円未満の物品であっても備品扱いとなります。

- ②単価は最新版カタログを使用し、必ずカタログの写しを添付してください(購入伺を提出する前に、事業者への見積り依頼はしないでください)

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

② 3 5/7

(小中学校)

- ③備品については、メーカーごとに記入してください。
- ④電気関係の備品については、電気製品カタログから選定してください。
- ⑤教材備品と管理備品の区別については、別添の教材整備指針
(文部科学省ホームページより抜粋)を参考にしてください。

(2) 備品購入伺の提出期限

5月末日としますので期日の厳守をよろしくお願いします。
購入伺提出後、教育施設課で購入できるか検討いたします。
別紙の配当額については目安となりますので、調整が生じる場合がございます。

(3) 備品の登録について

管理備品は備品管理システム<庁内イントラシステム→ポータル→備品管理システム>において登録を行い、備品シールを貼って管理してください。備品管理システムの操作方法及び備品シールについては、<庁内イントラシステム→電子書庫→財務部→管財課→備品管理>にある備品管理システムマニュアルを参照してください。

教材備品は、各学校で管理表を作成し、台帳として保管してください。

(4) 備品の廃棄について

管理備品を廃棄するときは、物品不用決定伺を作成し教育施設課に提出してください。備品管理システムから出力することができます。

起案者の職氏名欄は各学校長とし、印は校長印を押してください。

教材備品については、各学校で廃棄したことが分かるように管理してください。

また、備品が存在しないが台帳に記載があるため不用決定伺を提出されることがありますので、再度、備品と台帳との整合確認の徹底をお願いします。

※図書備品の廃棄については、学務課が担当になりますので、御注意ください。

備品購入に必要な書類

- ・ 備品購入伺
- ・ カタログの写し

備品廃棄に必要な書類

- ・ 備品不用決定伺 (備品管理システムより出力)
- ・ 備品台帳の写し

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

証 3 6/7

(小中学校)

4 植栽の剪定及び伐採等

植栽の剪定、伐採については、教育施設課の担当と協議のうえ進めてください。依頼の際は、「樹木剪定要望書」の提出をお願いします。予算については必要に応じて各学校へ令達します。

植栽剪定要望に必要な書類

- ・ 植栽剪定要望書
- ・ 対象の写真および位置図

5 害虫駆除等について(毛虫消毒・ハチ営巣撤去)

害虫駆除については、教育施設課の担当と協議のうえ進めてください。依頼の際は、「害虫駆除要望書」の提出をお願いします。予算については必要に応じて各学校へ令達します。なお、撤去が必要なハチの営巣が発見された場合は早急に教育施設課に連絡をお願いします。

その際は、①営巣の位置②営巣の高さ③ハチの種類(分かれば)をお知らせください。

害虫駆除要望に必要な書類

- ・ 害虫駆除要望書
- ・ 対象の写真および位置図

6 施設の維持・管理について

施設の不具合や異常、漏水、破損などが生じた場合は、教育施設課の担当者へ御連絡ください。また日頃から学校の環境・衛生上、安全上を確保するためにも、定期的に施設の点検をしていただきますようお願いします。

7 共通注意事項

- (1) ボランティア等で行った除草は各学校の集積所に置いておけば、燃えるゴミの日に収集します。ゴミ袋に詰めて除草とわかるように明記をお願いします。
- (2) 各種書類の提出において、押印が不要な書類については、tkb メールでも受付しています。その際は、お手数ですが担当まで電話連絡をお願いします。

< 教育施設課施設管理係メールアドレス edc042@city.tsukuba.lg.jp >

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

証3

7/7

(小中学校)

「物品不用決定伺」作成上の留意事項について

1 様式について

物品不用決定伺の様式については、管理備品については、備品システムから出力した様式を使用願います。

2 保存年限について

物品不用決定伺の「保存」欄は、物品の種類にかかわらず「5年」で記載願います。

3 不用の理由について

物品不用決定伺の「不用の理由」欄については、主に修繕が不可能であると考えられますので、「修繕が不可能のため」と記載願います。また、台帳と照合の結果、備品がない場合であっても、理由欄は同様の内容で記載してください。

また、取得年月日や取得価格等の詳細がわからない物品については、「不用の理由」欄に理由を記載するとともに、二段書で「取得時に台帳記載漏れのため、取得価格等は不明」と記載してください。

4 処分年月日について

物品の処分年月日は、最終決裁権者の決裁後に処分されることとなります。しかし、教育施設課に提出された段階で、処分年月日が過ぎている、あるいは決裁までに余裕のない期日となっていることがあります。決裁を含めて余裕のある期日の記入をお願いします。

5 備品台帳の添付について

市物品規則で定める備品台帳の写しの添付を忘れずにお願いします。

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市

7月12日（水）

11日に作成した文書を、市教育局に届ける。← 私宛への回答は教育局にもある。

7月13日（木）

が欠席だったため、18:00に担任より保護者に電話を入れる。児童の様子を聞いたところ、「朝伝えたとおりのことであつた。

先日学校に送られた文書について、回答を口頭で行いたいと伝えたところ、理由を聞かれたため、電話対応を教頭に代わる。

教頭より、口頭で回答したいと伝えたが、「どうして文字にできないのか」、「その理由は何か」と聞かれたため、「さんが市に文書を提出しているので、市より回答を求められており、学校は市から指導を受けて対応を回答している。そのため、この文書は公文書扱いとなり、公文書である以上、学校で同様なものを作成して渡すことはできない」と伝える。

何度か同様のやりとりをしたが、理解を得られなかった。

この状況について、18:30頃、学校長に報告が入る。

↑ 狂言。市(教育局)の指示
だと言いつ張っていた。
当惑。情報公開法違反。

7月14日（金）

昨日の件も含めた意見を記入した連絡帳を担任から預かる。

昨日18:00の電話の内容と、今回の連絡帳のコピーを市教育局に送付し、学校長より事情を説明する。

↑ 情報公開制度について説明した記録し。

9 今後の対応

別紙の通り



この写しは、情報公開
により交付された物
である。 2014.7.14



2025 年 8 月 19 日

3058555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1
つくば市役所本庁舎 6 階 つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口 ご担当者様

つくば市議会 黒田健祐 議長

小中学生に稼がせた金で
学校備品や消耗品の購入をやめさせ
暫定的措置として学校職員に現金取扱いを
全面的に禁止することを求める陳情書

陳情者 住所： ██████████ 茨城県つくば市
██████████
氏名： ██████████
連絡先 ██████████

第 1 陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、未成年者を不当な搾取から保護し、真に健全な教育環境を守るため、

1. 小中学生にお金を稼がせた上取り上げ、判断力の未熟さを利用して学校備品や消耗品などに費やす不正会計を全面的に禁止し、刑事告訴を視野に入れた調査の実施。

2. 未成年者らを守る法律を教育できず、市が負担する学校経費に流用することがおかしいと思えない学校職員に「つくば市は児童・生徒ではありません。日本は法治国家です。守らなければならない法律というものがあります」という所からやさしい日本語で再教育。
3. 法令遵守の徹底が確認されるまでは学校職員による現金預かりおよび直接現金精算などの現金取扱いを全面禁止。
4. 公施設経費の勝手な私費精算について度々通報を受けるなど、校長に正常な判断力が無いか、文字や文章が読めても内容が理解できない等の業務に支障がある可能性を思わせる通報が再三ありながら、適切な配置転換をしない理由について、市議会で森田教育長に説明させ、その全文を市民に公開。
5. 到底、公教育とは呼べない「学校に現金を集める行為は素晴らしい」という地方自治法違反(勝手な私費精算)を奨励する教育を、児童・生徒・保護者に行っていないか市内公立小中全校の調査実施。
6. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、公費負担区分の私費精算が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施。
7. 寄付採納および備品登録されていない私費設備がどれだけあるか市内全校調査実施。
8. 法令に従うことなく恣意的につくば市が管理不全に陥るように積極的な事務的不作為や違法な会計を画策する校長(刑法 233 条：偽計業務妨害罪または刑法 193 条：職権濫用罪)の刑事告発を視野に入れた全校監査実施。
9. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、市教委による年 1 回の監査および指導の徹底

10. 問題が発覚することを恐れ隠蔽することが職務ではなく、的確に判断し、非難や評価を恐れず「問題解決」に必要な行動ができた職員を正當に評価し、より良いつくば市であるために尽力・貢献した事案を周知し、不正告発を行おうとする職員を委縮させない環境づくりに積極的かつ具体的な施策を市政として示す事。

以上、10件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去3年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2 陳情趣旨

2025年6月16日、17:00～吾妻小学校ではホタル池祭りが開催されました。部活動の時間に、来場する子供たちにスライムを作る話を聞いた吾妻中学校生徒が集合場所に到着すると、見知らぬ男性に「全てホタル池に使うから」という理由で子供たちから金を取り、その金を渡すよう要求・指示される事件が起きました。

翌日、部活動顧問の田野卓美先生に生徒が確認したところ、吾妻学園として実施しており、「材料費を回収する必要があった」と説明を受けました。

学校が預かれる現金は生徒に帰属する現金だけであり、材料費を回収する必要があったということは、目的外に消費し、バレないように戻す必要があったお金ということになります。横領罪の可能性が出てきました。

6月17日7:59に吾妻小学校へ電話しました。校長は朝の挨拶運動で忙しいとのことで、野原俊之教頭が対応しました。野原俊之教頭は「ホタル池に使うために集めている現金」と言いました。そして、学校経費を勝手に私費精算しているということか追及を受け、「関係機関に相談しないと回答して良いかも分からない」と攪乱に及びました。

「学び推進課ですか。具体的に機関の名称を教えてください。私も通報します」と尋ねましたが、相談すべき機関も答えられませんでした。本当に機関でしょうか。

2025年6月19日、吾妻中学校およびつくば市教育局学び推進課に不審者情報を提供(添付証拠1)しました。2週間過ぎても回答が無かった為、7月8日にも連絡したところ、7月10日に回答(添付証拠2)が得られました。

子供から金を取り渡せと要求・指示した男性は小学校職員で、お金は持ち去られていないから安心しろという驚くべき内容でした。つくば市では学校職員であれば現金を要求してよく、紛失していないならお金は吾妻小学校にあるのです。学校が受け取っています。どこら辺に安心できる要素があるのでしょうか。

地方自治法第210条(総計予算主義の原則)において、一会計年度における一切の収入および支出はすべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと定められています。

同法第235条の4(現金及び有価証券の保管)では、地方公共団体の所有に属さない現金の保管自体を禁止しています。現金を受領するなら速やかに市の予算に編入して公金化してから歳出しなければなりません。

未成年者を経済的搾取から守る為に児童福祉法も存在しますが、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に引き渡す行為を禁じる第34条に抵触していると思います。

児童福祉法をギリギリ避ける説明で逃れようとしていることは分かります。そもそも、吾妻学園の法令ギリギリを攻める考えが教職員としてどうかと思います。

同法同条で15歳に満たない児童に遊芸を業務とさせる行為も禁じられています。遊芸は幅が広く、文芸や学問的なものや、珍しいものを見せたり、演奏、演劇など、楽しませる目的で行われる出し物です。参加型クイズ大会でお金を取っても該当すると考えます。

本件でも、作ったものを販売したというより、来場者を楽しませるためにスライムづくり体験を手伝う作業があったそうです。子供たちが自分達で考えて自分の為に稼いだというより、学校経費の私費精算資金を集めるために児童らを利用しようと誘導したわけですよ、生徒の委員会活動として。

こういう未成年者の経済的搾取を企む輩が跡を絶たないから、親権者でも未成年者の賃金を代わって受け取ってはならないと労働基準法第 59 条で定められているのです。

未成年者の判断力の未熟さを利用して財産的利益を提供させたり、他者に財産的利益を与えさせる行為は準詐欺罪(刑法 248 条)に抵触していると考えます。

しかし、学び推進課が指導したのは「より綿密な連携が必要だったこと」なのです。もっとバレないように口裏合わせて児童・生徒を騙しなさいという指導でしょうか。到底、改善が見込めないわけです。

労働基準法第 60 条では修学時間を含めて 1 日 7 時間を超えて労働させてはならないと定められておりますが、ホタル池祭り開催のチラシ(添付証拠 3)にも記載の通り、19:30 まで作業をさせたわけです。学校の始業時間から 12 時間近く経過していると思います。参加した児童は全員学校を欠席したのでしょうか。

こういった未成年者を守るための法の履行確保を図り、使用者に法令の周知義務があり、労働者自身へも周知が図られています。児童の使用許可にかかる教職員および生徒および保護者に対する周知を担っているのは、卒業後就労する進路もある「中学校の校長」を指導する者(教育委員会組織内)である筈ですが、学校職員への指導を担っているのは学び推進課ではありませんか。

2025 年 6 月 18 日、「ホタル池のために使用する目的として販売などをし、得た現金の合計明細、台帳の全て。預金として保管されていたら表紙を含む通帳の写し」を開示請求(添付証拠 4)しました。

7 月 3 日の時点では、会計書類は無いけれど通帳の写しが出る予定(添付証拠 5)でした。「通帳があった」以外の理由がありません。公費に準じる扱いを指導されながら会計書類が存在しない時点で酷いものですが、金融機関の通帳は存在していました。

ところが 8 月 8 日、通帳が消えました(添付証拠 6)。子供たちはホタルの為に働いてお金を得ました。子供たちがホタルの為に使われると信じた結果が、看板(学校所有備品)55,000 円、画用紙(消耗教材費または学校経費)6 枚 101 円、使途不明の画用紙 100 枚 1400 円です。

そうですね、ホタルの生息には画用紙が欠かせませんね？

ふざけすぎじゃないですか。何処が「科学のまち」なんですか。あの手この手で児童・生徒から金を巻き上げるのが学校だということに関してだけは異常に教育熱心ですね。

子供たちが書いたメニュー表(添付証拠 7)を見てください。丁度、6枚。全てに「全額ホタル池の環境整備にあてます」と書かれています。涙で滲んで読めないくらい、ホタルの為に何かしたいという真っ直ぐな気持ちが伝わってきます。

面白いですか、純粋な子供たちを手玉に取って。

吾妻小学校が広報した内容(添付証拠 8)を確認していきます。1枚目では吾妻小学校が生徒に現金を集めさせる取り組みを「ルールメイキング」とし、児童の自主活動だからと、児童による学校への現金提供を推奨しています。

2枚目にも「ホタル池整備にあてる」と明記されています。参加職員はホタル池プロジェクトメンバーです。池の整備とは、池の環境を良好に保つ為の水質管理・底質改善・外来種の駆除・植生管理などを指します。ホタル池に限って言えば、池をホタルの生息に適した環境にする作業にあてる為の費用にあてる筈でした。

3枚目、スライムの収益は環境整備費として有効に使いますと明記されています。池の清掃などに使われた会計書類は存在しません。

4枚目では、売り上げは5万円を超え、募金してくれた人もいたと書かれています。

5枚目では、ホタル池の為に児童が学校へ現金提供する仕組み(ルールメイキング)が学校生活の大事なことで、学校全体の取り組みになりつつあることが書かれています。

6枚目、昨年度の収益は合計 56,501 円になった報告があります。吾妻小学校から開示された領収証の合計はキッチリ 56,501 円分です。そして通帳が消え、会計書類も存在しないので、今年度の収益が忽然と消えたわけです。口座を解約して残りの現金を隠したのでしょうか。学び推進課の「お金は紛失していない」という回答が正しいければ、地方自治法に違反して吾妻小学校が保有している筈ですが。

7 枚目、イラストの看板を制作。生徒に帰属する消耗教材費とは呼べない使途であり、児童・生徒の収入は**学校所有物に消費**されました。「子供たちに任せている」という、子供のやる事だから良いよね？という言い訳です。

やった人が学校職員なら安心なのですか。学校職員だったら何をして問題ない？そうやって全国的に問題になっていることがまだ分かりませんか。都合が悪くなると子供のせい、保護者のせい。クレーム対応に忙しくて本来の業務ができない？学校が**違法行為と欺罔・攪乱・もみ消しばかりしているから**ではないのですか。

こういう輩が跡を絶たないから、寄付の不当な勧誘の防止に関する法律などが次々に立法されていきます。

法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律(添付証拠 9)では、法人ではない社団も含まれます。具体的に一例を挙げると PTA です。ホタル池祭り開催時間から見ても、業務時間外です。であれば、教職員らも任意団体の活動として参加したでしょう。しかし、「吾妻学園として行っている」とは、吾妻小学校も吾妻中学校も認めました。

第 2 条で寄付の定義が「個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為」と定められていますが、**無償労働も財産上の利益と言える**でしょう。

この法律は**寄付であることの認識を有耶無耶にして適切な判断が困難な状態で勧誘・誘導を禁じる**ものです。使途を誤認させない、好意的な感情を利用して寄附をしなければならぬと思わせてはいけない、寄付をしなければ将来生じる不利益を避けられないと告げ任意決定を妨げる等が該当します。

吾妻学園は小学生に募金や寄付を集めさせる行為を推奨し、入学まもなくから昇降口でお金を集めさせるなど、学校にお金を持ってこさせる行為が異常でした。

何度も指摘受けましたよね。卒業して**通報する人がいなくなったから、再びやりたい放題、子供たちにお金を集めさせている**のですね。吾妻学園は本当に学校でしょうか。任意団体としての活動が学校業務より忙しくて仕方ないようにしか思えませんが。

念の為、吾妻小学校からも寄附受領手続きについての書類(添付証拠 10)を保有しているか確認しました。ありました。吾妻小学校の校長らは知らなくてやってしまったわけではない事が明らかです。

吾妻小学校には学校を拠点として活動している任意保護者団体が複数存在しますが、校長は学校施設使用許可にあたり、どの団体においても団体の活動に問題がないかは全く確認していない(添付証拠 11)そうです。

つくば市教育委員会事務局(教育局)教育総務課は、このような法令違反(市に属しない現金の学校直接受領・違法私費精算)はつくば市全体だと回答(添付証拠 12)しています。学校職員がそんなに直接運営管理に積極的ならば、職員団体に学校法人を設立するなど、違法ではない体制で運営するよう呼びかけ、詐欺師のような真似ばかりしなくて良いと、吾妻小学校の売却を検討して良いと考えます。

それだけ積極的に資金を募って運営したい団体ですし、五十嵐立青つくば市長は公有地売却益で 40 億円を超える利益を出すほど、売却交渉に自信のある方ですから、売却益でつくば市が管理する公教育施設を建て直す手段も含めて、子供たちの教育環境から違法行為を取り除き、本来目指すべき子供たちが安心して学び過ごせる学校の設置を皆さんで考えていただけたらと思い、陳情を認めるに至りました。

一市民として、純粋にホタルを守りたいと思う子供たちに向かって、「ホタルの生息に必要なものは画用紙だ」なんて、どれだけ酔ってふざけても言えません。学校がこんな状態で子供たちに「未来の地域の担い手になるんだよ」なんて言えません。

第 3 添付証拠書類

計 29 枚、添付しました。

以上

送信者:

受信者: つくば市教育局 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

日付: Tue, 08 Jul 2025 00:34:22

件名: Fwd: 不審者情報提供

① 1 1/2

===== メール無害化システム情報 =====

メールの返信、転送時にはメール無害化システム情報を削除してください。

学び推進課 御中

2週間過ぎましたが回答ありません。ホタル池祭の件だけでも早急にご回答いただけますか？

From:

Date: 2025年6月19日(木) 20:21

Subject: Fwd: 不審者情報提供

To: つくば市教育局 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

学び推進課 御中

吾妻小学校で発生した不審者情報を吾妻中学校にも通報しました。吾妻小学校野原俊之教頭は機関に相談しないと回答して良いかも分からないそうなので、私から通報します。

もう教育局が通報した方が良さそうですよ。本件について言い逃れするのか、指導・処分するのか学び推進課の対応をご回答ください。教育総務課にも聞いたほうが良いと思います。お返事は2週間待ちますが、管轄の外部機関に通報はします。

森田教育長にもよろしくお伝え下さい。

From:

Date: 2025年6月19日(木) 19:54

Subject: 不審者情報提供

To:

菅谷和美校長
田野卓美先生
吉岡学年主任
篠塚担任

この写しは、不審者情報の自己開示により交付されたものである

部活動の時間にホタル池祭でスライム作りをする話を聞いた生徒らが部活動だと信じ参加しましたが、顧問教師は不在で、濃い紺色の半袖開襟シャツの中年男性(30~50代)、中肉中背、四角いレンズのメガネの男性が作業台で待っており、「全てホタル池に使うから」という理由でスライム作りを体験した来場者から金を取るよう要求・指示されました。

生徒らは子供から金を取るとは説明を受けておらず、顧問教師の不在で確認できる大人がおらず、沢山の大人が来場・PTAも作業していたにもかかわらず助けてくれる人がおらず、さも当然のように知らない不審者男性に指示され困惑したが、顧問教師が来たら確認しようと、一先ずその不審な男性に従う事にしたそうです。

結局、最後まで顧問教師は来ず、翌日顧問教師に事情を聞いたら、部活動ではなく吾妻学園として行っている、材料費を回収する必要があったと生徒に説明。学校は生徒の消耗教材費以外の現金を預かれず、運営経費等は公費精算となる為、預り金を流用した事になる為、横領罪の可能性が高いです。

また、未成年者の判断力の未熟さを利用して義務の無いことをさせ、その利益(現金等)を得たり、他人に得させたりする行為は刑法248条準詐欺罪に該当すると思われます。

学校は直接現金を受領する事ができません。つくば市の施設である為、市の施設(ホタル池)にかかわる経費として現金を集めた場合、学校からは寄附受領証明書が発行できないからです。市に属しない現金の保管自体が禁じられているので現金を受領する場合は速やかに市の予算に歳入しなければならず、寄付者の住民税請求額が変わってしまうので、教育局教育総務課も学校が直接現金を受領することを禁止しています。しかし、吾妻小学校野原俊之教頭も、ホタル池に使う為に集めている現金と回答しています。小学校教師が命令した場合、職権乱用罪だと思います。

学校は寄付を受領する前に市長の承認を得る必要があります、先に受領する事はできません。つまり、ホタル池の為の寄付がしたい他人の活動資金を集める為の作業要求・指示であり、義務の無い金銭の受取りをさせられ、その現金を不審者男性に渡すよう求められ、現金はその不審者男性が持ち去ったそうです。保護者団体等の任意団体には、子供たちに命令したり支配下に置く権利も能力もありません。

客観的には、見知らぬ不審男性に命じられ、生徒らは金を稼がされて、不審者男性がその現金全てを取り上げ、持ち去りました。吾妻小学校敷地内で起きました。普通に事件です。

吾妻小学校教頭は関係機関に相談しないと回答して良いかも分からない等と、要件を記録し求められた形で回答するよう定められた危機管理マニュアルにも従わず、揉み消しに徹しました。「学び推進課ですか？具体的に機関の名称を教えてください」との質問にも言葉を濁し回答出来なかった事から、吾妻小学校がどの自治体に属しているのかも理解していないか、PTA等の任意団体をさも公的機関かのように見せかける欺罔に及んだとみています。

本当に反省しようとか、本当に改善しよう、法律を守り子供も守れる学校であろうという精神は全く無いんですね、吾妻学園は。全く変わって無くて非常にガッカリしました。

貴校から警察に通報し、注意喚起したらどうですか？吾妻学園が相談できる機関は市教委・県教委・警察くらいだと思いますが、希望機関があれば仰ってください。私も通報しますので。

校長がさも真実そうに教師全員訴えられるからみんなで隠蔽しましょうと言ってきたら警察に行った方が良いと思います。
校長・教頭・学校事務は指導や研修を受けているので知らなかったは通りませんが、校長らに騙されて共犯にされそうになっているなら錯誤させられている状態なので、錯誤させた校長が悪いだけです。

証 1 2/2

この
自己開示書は、
れを物である

送信者: つくば市 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

受信者:

日付: Thu, 10 Jul 2025 18:51:50

件名: Re: 【つくば市】ホームページからのお問い合わせ
(6/5) へのご回答

様

回答が遅れまして、大変ご迷惑をおかけしました。
以下の内容につきまして、学び推進課からの回答をお送りいたします。
よろしくお願いいたします。

①6/19 (木) のメールでのホタル池祭りでの不審者についてのご回答

吾妻小学校のホタル池まつりにつきまして、ご心配をおかけいたしました。
本件につきましては、吾妻小学校にも状況を確認いたしました。
様が不審人物ではないかと疑われた人物は、小学校職員の可能性が高いことが分かりまし
た。

お金が紛失した事実はなく、お金は持ち去られてはおりませんのでご安心ください。
吾妻学園に対しましては、この件につきまして、中学生の参加のしかた等について吾妻中学校
側から丁寧な説明が必要であったこと、また、吾妻小学校においても、チラシやポスター、ホー
ムページ等でイベントの趣旨や目的等について告知していたものの、吾妻学園内でのより綿密な
連携が必要であったことを指導いたしました。

②6/25 (水) のメールでの質問 1, 2, 3 へのご回答

【質問 1】

合唱祭は学校行事ではありませんか？学校行事でないなら任意参加となり、授業で練習など全員
参加させる事が出来ない行事のはずです。学校経費は公費で歳出しなければなりません。生徒が
招聘した講師でもありません。学校運営にかかわる人件費は公費で歳出しなければなりません
が、何故生徒に合唱祭招聘者の弁当代や煎餅代や謝礼金の支払い義務があるのですか？生徒に支
払い義務があるのは消耗教材費が所属する部活動にかかわる個人経費だけです。ご回答くださ
い。

【回答 1】

学校行事である合唱祭にかかる講師謝金につきましては、専門家による講義を受ける体験が生
徒個人に還元されることから私費負担できるという考え方もあり得るものの、講義が学校行事と
して行われたことから公費負担することが適当な経費であると考えます。

【質問 2】五十嵐立青つくば市長が援助費は受益者負担に基づく教育活動費と公式回答していま
す。援助費が任意の寄付金で間違いないなら、つくば市長が虚偽回答し寄付金強制徴収に加担し
たという事で間違いないですか？有印虚偽公文書作成罪および行使罪に問えるので、必ずご回答
ください。

【回答 2】

援助費につきましては、前回の学び推進課からの様へのご回答メール文内で次のように回答
いたしました。「吾妻中学校の援助費は、先述の自発的な寄付として扱うべきと考えられま
す。」

しかし、援助費につきましては、令和 5 年 10 月 10 日の市長からの回答のとおり、「学校教育活動
上必要となる経費として、受益者負担の考えに基づいて児童生徒及び保護者から徴収する経費で
ある学校徴収金の一部である。」との捉え方が正しい理解です。

大変申し訳ありませんでした。

個人所有の
自己印字機より交付さ
れた物である。つくば市

吾妻小ホタル祭り 今年も開催します！

1/1

③

児童が育てたゲンジボタルの鑑賞会を実施します！

開催日時：2025年6月16～18日（17:00～19:30）

※ホタルは遅い時間ほどよく光ります。

開催場所：ホタル池わきの職員室校庭側出入口付近

有志児童によるホタルの解説、ホタルスライム販売、はっぱのおうちによる古書販売なども実施予定です。

校内への出入りは、駐車場の保育所側出入口をご利用ください。（徒歩でお越しください）

（校舎脇をお通りいただく際は、足元が悪いので懐中電灯をご使用ください）

安全面を考慮して必ず保護者同伴でご来場ください。

吾妻小学校ホタル池・環境チーム（チーフ

おやじの会（ホタルまつり担当）

← 吾妻中PTA

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

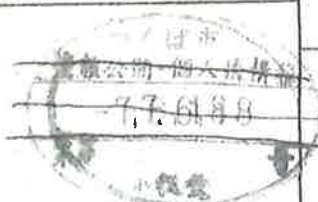
R5 会長
R6 会計
R7 議長

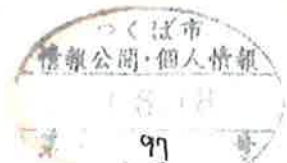


1/1

行政文書開示請求書		2025年6月18日
実施機関 宛て		茨城県つくば市
	住所又は居所	
	氏名又は名称 (法人その他の団体に あつては、代表者の氏名)	
	電話番号	
	つくば市情報公開条例第3条の規定により、次のとおり請求します。	
請求に係る行政文書の 名称その他の開示請求に 係る行政文書を特定する に足りる事項	吾妻学園として実施は「吾妻小ホタル祭」でホタル池の ために使用する目的として販売などをして得た現金の会計 明細、台帳等の全て。現金として保管していたら、通帳 の出納記録の写しと通帳表紙を含む。R6およびR7年度のものを。	
求める開示の実施の方法 □にレ印を付してください。	1 文書又は図画の場合 ☐ 閲覧 ☒ 写しの交付 2 電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 (印刷物として出力したもの) ☐ 専用機器により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 ☒ 用紙に出力したものの交付 ☐ 複写物による写しの交付	
	写し等の交付方法 ☐ 事務所での交付 ☒ 送付による交付	

(太枠内のみ記入してください。)

受付年月日及び受付番号	決定期限	令和 7年 (2025年) 7月 3 日
	担当課	教育局 つくば市立吾妻小学校 課 電話番号 029-851-7101



2025.6.27 F-R1着.

様式第5号（第6条関係）

決定期間延長通知書

7つくば吾小第26号

令和7年（2025年）7月3日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田

令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

行政文書の名称	通帳出納記録の写し、通帳表紙
つくば市情報公開条例 第10条第1項の期間	令和7年（2025年）6月18日 から 令和7年（2025年）7月3日（15日間） まで
延長後の期間	令和7年（2025年）6月18日 から （60日間） ※令和7年（2025年）7月4日から 令和7年（2025年）8月17日 8月17日まで延長 まで
延長の理由	開示請求の内容について、一度に、多くの種類の開示請求があり、 開示・不開示の整理、準備等をするために相当の日数を要するため
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029-851-7101

2025.7.9 受付

1/2

97

様式第3号（第6条関係）

行政文書部分開示決定通知書

つくば市立吾妻小学校 第35号

令和7年（2025年）8月8日



様

証 6



つくば市教育委員会教育長 森 田 充

令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	ホテル池看板代の領収書、用紙代の請求書・領収書		
開示することができない部分の概要及びその理由	部分の概要	・ 個人の印影 ・ 法人の印影及び振込先口座	
	理 由	つくば市情報公開条例第5条第1号該当 特定の個人を識別できる情報のため つくば市情報公開条例第5条第3号該当 法人の印影を開示することにより、印影の偽造に悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。また、法人の振込先口座は、当該法人の内部管理情報であるため	
開示の実施の方法	写しの交付（送付による交付）		
開示を実施することができる日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場 所		
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029－851-7101		

（注） 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。
（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2025. 8. 15 Fk1 窓口受取

年 月 日

子 書 庫 藏 本 樣

金額

上記の金額正に領収いたしました

收入

紙 印

内消費税

摘 要

株式会社

茨城県つくば市

TEL

FAX

現・小・手

納品書兼請求書

登錄番号

有限会社

2025年6月10日

代渡取轉役

汝城县牛久市

TEL

FAX

＜製品先＞

吾囊小学校

機

伝票Na 69893

(000033-1)

商品コード	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1 184 90	画用紙 八切 厚口100枚 (10%)	1		1400	1400
2 033 81	色画用紙 八切 ひまわり 6枚 (10%)	1		101	101
3					
4					
5					
6	内税10%対象額 1,501円 税額 136円				
備 矢野先生		合計			1501

2-319034

警機番号

有限公司

2025年6月18日

代換取排位

市久牛精線裝

TEL

PAX

＜機材＞

吾妻小学校

機

伝票No. 69893

(000033-1)

商品コード	品 名 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
1 184 90	画用紙 八切 厚白100枚 (10%)	1		1400	1400
2 033 81	色画用紙 八切 ひまわり 6枚 (10%)	1		101	101
3					
4					
5					
6	内税10%対象額 1,501円 税額 136円				
矢野先生	合計			総額	1501

2-319034 2026-06-18

メニュー表

⑥7

1/6

ホタルスライム



100円

カラススライム



50円

*全額ホタル池の
環境整備にあてます。

— X — 表 —

○ホタルスライム

証 7

100円

$\frac{2}{6}$

○カラースライム

50円

*

全客付スライムの

種類と準備の(上)

メニュー表

証7

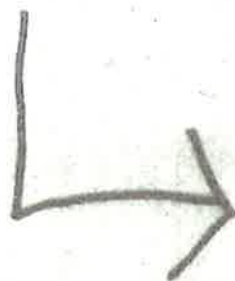
3/6

ホタルスライム



100円

カースライム



50円

※ 全客員ホタル池の
環境整備にあてます。

メニュー表

・ホタルスライム

↳ 100 円

・カラススライム

↳ 50 円

証7

4/6

※全額 ホタル池の
環境整備にあてます。

メニュー表

ホタルスライム

ホタルのように
光るよ!!



100

円

⑦

5/6

50

円

※ 全額 ぜんがく ホタル池の
かんきょうせいび 環境整備にあてます。

メニュー表

ホタルスライム

100円

カラススライム

⑦

6/6

※全額 ホタル池の
環境整備にあてます。

学校ニュース - 2024年6月11日(火曜日)



0611 子供達のアイデア満載！ホタル祭り

ホタル観賞後は、スライムもどうぞ！環境委員会の子供達のアイデアです。さあ、自分達の考えた方法で、ホタル池ルールメイキングの資金は集まるのでしょうか？（複数の写真があります！）



カテゴリ

学校からのお知らせ

更新日

2024年6月11日

証 8

3/7

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市



0611 今日からホタル祭りです！当番の子は18時～20時◎開場は21時まで！

環境委員会の了供達中心に準備やホタル育成に力を入れてきました。おやじの会も支えてくださっています。18時から20時まで、職員室脇でホタル観賞会があります。また、了供達の発案で、光るスライムも作成・販売します。1個100円で販売！**収益は、ホタル池整備にあてるとのこと。**朝、ホタル池担当の先生が、青い顔で相談しに来ました。「スライムに入れる光るものが届きません！」届くか届かないか、やきもきしていました。もしかしたら、普通のスライムになるかもしれません。親子で気を付けていらしてくださいね！

今年は、先生方もコミュニティステッププロジェクトで、3つの区分があります。今日、**参加する職員は「ホタル池プロジェクト」メンバーです！**

カテゴリ

学校からのお知らせ

更新日

2024年6月11日

証8

3/7

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市



0614 来週は、ホタル祭り&古本市も～光るスライムゲットできるかな？～

ポスターステキです。ありがとうございます！来週、月曜日から水曜日までです。はっぱのうちの古本市が、今年があります。ホタルがはっぱの上にいるのも、うなずけますね。ホタルの生態について説明するホタルガイドの役の子供達もいます。スライムの収益は、ホタル池の環境整備費として、有効に使います。ぜひ、親子でいらしてください。

カテゴリ 学校からのお知らせ

更新日 2025年6月14日

証8

3/7

この写しは、情報公開により交付された物である。 つくば市



0614 のべ1,000人を越えた！！ホタル祭りに思うこと★

私も、教頭先生と教務の先生にお土産で運そうと、スライムを作りました！！3日間で1000人をこえる人達が、参加してくれました。また、環境委員会の子供達がスライムをはたるにちなんで「光るスライム」として売るというアイデアを出し、売り上げ金も5万円を超えました。これで、ホタル池の整備にあてることができる。中学生が来て、私に言いました。「ホタル池ルールメイキングは、まだ続いていますか？」「福祉委員会の子は、まだ募金続けていますか？」そうなんです。中学生は、6年生の時に行った委員会のお仕事が大好きでした。大丈夫！！みんなバトンはつながっていますよ。それも、アイデアをどんどん広げてくれています。

業間休みに、環境委員会の子供達から、いろいろな感想が聞けました。「思っていた以上に、人が来てくれました。」「お金を募金してくれた人もいて、感謝の気持ちでいっぱいです。」「中学生が来てくれて、手伝ってくれて、本当に嬉しかったです。」「スライムは、科学フェスティバルの時からずっと大人気で、その流れもあってよかったです。」「自分達で考えたことができて、本当に良かったです。」「

幸せメイキングとは、子供に寄り添い、子供が自走できるよう支援していくことだと感じます。お越しくださった皆様、ホタル祭りを盛り上げてくださった皆様、本当にお世話になりました！（複数の写真、あります！）



5.html



証 8

4/7

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

学校ニュース - 2024年9月6日(金曜日)

アンケートについて

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

アンケートもさつたが？

0906 ホタル池ルールメイキング～環境委員会～

夏休み明け集会では、いろいろな委員会がプレゼンをして、**学校生活の大事なことを呼び掛けていました。**子供から子供へ呼びかけることが上手になり、写真のプレゼンスライドも、子供が作成して、説明していました。これを見ると、**ホタル池ルールメイキングが、学校全体の取り組みになりつつあることがわかります。**嬉しいことです。

カテゴリ

学校からのお知らせ

更新日

2024年9月6日

証 8

5/7

この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市

吾妻っ子



7月号
つくば市立吾妻小学校
令和6年7月2日

いざ鎌倉へ！6年生修学旅行

「絆を深め合う、社会への第一歩」のスローガンのもと、6年生は6月20日、21日の2日間、鎌倉方面への修学旅行に行きました。「約束ごと」や「班別研修の行程」なども自分たちで話し合い、決定して臨みました。道中、予定通りに進まなくても班員で相談し、解決しながら柔軟に対応する姿には頼もしさが感じられました。帰校時には「もう一度みんなと行きたいな。」「最高の二日間だったね。」など、充実した表情でつぶやく姿があちらこちらで見られました。



深まる、絆！5年生宿泊学習

6月4日、5日の2日間、5年生は、さしま少年自然の家への宿泊学習に行きました。自然に囲まれた環境での二日間の共同生活。学校では決して得ることができない、貴重な体験を積むことができました。帰校後の振り返りシートからは、「二日間、みんなと過ごして、絆を深めることができた。」「失敗しながら何度も試して、火を起こすことができてうれしかった。」など、充実した時間を通して、一回りも二回りも成長する様子がうかがえました。



ホタルまつりが開催されました

6月11日(火)～13日(木)の3日間、ホタルまつりが開催されました。日が沈むと、ホタル池の脇にセッティングされた「ホタルの館」の中で、何匹ものホタルが、命の灯を光らせていました。その幻想的な姿を、息をひそめながらじっと見つめる姿が印象的でした。また、会場では、「ホタル博士」や「ホタルスライム作り」など、環境委員会やボランティアの小・中学生が、ホタルまつりを大いに盛り上げ、運営を支えてくれました。3日間、大盛況のホタルスライムづくりでは、56,501円もの収益がありました。これらは、吾妻小学校の環境整備費として大切にに使わせていただきます。

ホタルまつりの開催に向けては、ホタルの生育管理、会場設営や片付け、運営等、たくさんの方々のご尽力を賜りました。この場を借りて、深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

この写真は、情報公開
により交付された物



0319 ホタル池の看板

これは、ホタル池の看板です。写真のイラストが選ばれました。ホタル景りの収益金で、看板を作ってホタル池の環境を守りたいという子供の発想が素敵です。ホタル池をめぐる、様々な対話をしたせいか、環境に気をつかい、生き物に興味をもつ子供が増えました。環境委員会の子供達が繰り広げるアイデアが素晴らしい。いつも子供達に任せています。ルールメイカーが多くなってきて、頼もしい限りです。

カテゴリ 学校からのお知らせ

更新日 2025年3月19日

7/7

7/7

令和四年法律第百五号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 寄附の不当な勧誘の防止
 - 第一節 配慮義務（第三条）
 - 第二節 禁止行為（第四条・第五条）
 - 第三節 違反に対する措置等（第六条・第七条）
- 第三章 寄附の意思表示の取消し等（第八条―第十条）
- 第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援（第十一条）
- 第五章 雑則（第十二条―第十五条）
- 第六章 罰則（第十六条―第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社團若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあいつて、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約
 - イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。ロにおいて同じ。）
 - ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- 二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

第二章 寄附の不当な勧誘の防止

第一節 配慮義務

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二節 禁止行為

（寄附の勧誘に関する禁止行為）

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

- 一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。
- 三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。
- 四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。
- 五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 六 当該個人に対し、健康その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

（借入れ等による資金調達のための要求の禁止）

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）

第三節 違反に対する措置等

（配慮義務の遵守に係る勧告等）

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

証 9

1/3

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(禁止行為に係る報告、勧告等)

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第三章 寄附の意思表示の取消し等

(寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示（以下「寄附の意思表示」と総称する。）をしたときは、当該寄附の意思表示（当該寄附が消費者契約（消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。）に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。）を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- 3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。）が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。
- 4 寄附に係る個人の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下この項において同じ。）、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

(取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間）行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年（同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年）を経過したときも、同様とする。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。）をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

- 一 第八条第一項の規定による取消権
- 二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四条第三項（第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。）（同法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による取消権
- 三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権
- 2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三条の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。
- 3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしなければならない。
- 4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。
 - 一 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - 二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - 三 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務
 - 四 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三条第一項本文の規定によりこれらの権利を行使することができる者が、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(運用上の配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあっては、国務大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条（第四条第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行の日

二 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示（第四条第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示）について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「第二号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和六年五月二四日法律第三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

証9

3/3

様式第2号（第6条関係）

行政文書開示決定通知書

7つくば吾小第31号

令和7年（2025年）8月8日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 充

令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	学校への寄付に係る受領手続きについて			
開示の実施の方法	用紙に出力したものの交付（送付による交付）			
開示を実施することができる日時及び場所	日　　時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分		
	場　　所			
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029 - 851-7101			

（注）1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

証10

2025.8.15 FR / 窓口受取

1/3

2/3

01/10

令和5年度

学校への寄附に係る 受領手続きについて ～地域やPTAからの寄附～

令和5年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和5年(2023年)4月24日(月)

教育総務課



3/3

2 物品の寄附手続きについて

手順1 物品の寄附による受領の意向決定

- 各学校において、地域団体や企業、PTAなどから物品の寄附の相談を受けた場合は、実際に物品を受け取る前に、当該物品が寄附を受けることが可能な物品かどうか御確認ください
御不明な場合には教育総務課までご相談ください

○確認のポイント

- ・現金や不動産は直接学校が寄附として受け取ることはできません
- ・学校教育活動に資するもの以外は受け取ることができません
- PTA会議室用のフットマッサージャーなどはNG
- ・学校の建物維持及び修繕に係るものは寄附として受け取ることができません
- 既存のものよりグレードが上がる等、市の基準以上のものであれば可能

「学校徴収金取扱要項」も参考にしてください

証11

95

様式第4号（第6条関係）

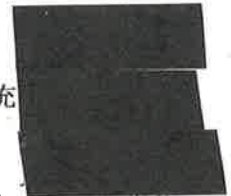
行政文書不開示決定通知書

つくば市教育委員会教育長 森田 充
7つくば吾小第33号
令和7年（2025年）8月8日



様

つくば市教育委員会教育長 森田 充



令和7年（2025年）6月18日付けで開示請求のあった次の行政文書については、
公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は 請求に係る行政文書の 内容	吾妻小学校が学校を拠点として活動する事を許可する根拠となる、 学校と密接な関係にある団体について、吾妻小学校が保有しているホ タル池に係わる経費を預かる会計書類・決算書類を含む全ての文書
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 請求に該当する文書が存在しないため
担当課	つくば市立吾妻小学校 電話番号 029-851-7101

2025.8.15 FRI 窓口受取

送信者: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [REDACTED]

日付: Fri, 25 Jul 2025 15:11:31

件名: 【つくば市教育総務課】 7月13日にメールにてお問い合わせ
わせいただいた件について

① 12

1/1

様

いただいたお問い合わせに関して回答いたします。

吾妻中学校に関する件につきましては、既に学び推進課とやり取りをいただいているかと思いま
す。吾妻中学校への指導助言等、個別の対応については、既に学び推進課で行っており、当課か
らお答えできることがございません。

しかしながら、**学校徴収金に関する問題については、吾妻中学校のみならず、つくば市内の公立
学校全体において、教育局が一体となって問題意識を持って取り組むべき状況であると認識して
おります。**

前回の回答の繰り返しとなりますが、吾妻中学校のみならず、つくば市の学校内において、教育
局や市P連のガイドラインの内容を遵守し、**各学校長が各学校で設定した学校徴収金に関する説明
責任を果たせるような運用となるよう、教育局一体となり、各学校に一層働きかけるとともに、
学校徴収金のあり方についても教育局全体での検討が必要と考えております。**

あわせて、各学校の学校運営が立ち行かなくならないよう、公費で賄うべき必要なものを適切に
公費で対応できるよう、**学校予算配当を担当する課と連携して現状のやり方の見直しと今後の方
策を検討することが必要と考えております。**

今すぐには[REDACTED]様の求める回答ができないことは心苦しい限りですが、教育総務課や学び推進課
だけで対応し切れることではないため、教育局内各課にも問題意識を共有し、改善に向けて進め
ていきたいと考えておりますので、御理解をいただけますと幸いです。

つくば市教育局 教育総務課

担当: 武田

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1-1-1

TEL: 029-883-1111 (代表)

内線: 4610

FAX: 029-868-7608

E-Mail: edc010@city.tsukuba.lg.jp

この写しは、個人情報の
自己開示により交付さ
れた物である。つくば市

From: [REDACTED]

To: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

Date: Sun, 13 Jul 2025 15:24:56

Subject: Re: 【つくば市教育総務課】 6月27日にメールにてお問い合わせいただいた件について

===== メール無害化システム情報 =====

メールの返信、転送時にはメール無害化システム情報を削除してください。

教育総務課 武田様



2025 年 8 月 22 日

3058555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1
つくば市役所本庁舎 6 階 つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口 ご担当者様

つくば市議会 黒田健祐 議長

学校運営を PTA から取り戻すため
法令や指導に従えない職員の処分と
暫定的措置として PTA の学校に係る活動の停止
(施設利用許可取消)を求める陳情書

陳情者 住所 : ██████████ 茨城県つくば市
██████████
██████████
氏名 : ██████████
連絡先 : ██████████

第 1 陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、憲法が定める義務教育
無償の保障と真に健全な教育環境を守るため、学校教育法が定める
学校の独立性と PTA の独立性を守るため、

1. 学校長・教頭・学校事務の PTA 加入を原則禁止し、公私混同
が発生しないよう徹底する。

2. 法令遵守の徹底が確認されるまでは学校職員による現金預かりおよび直接現金精算などの現金取扱いを全面禁止。
3. 市内校長全員に「学校運営を任されているのはPTAではなく学校長です。PTAの加入状況にかかわらず全ての保護者はあなたの部下ではありません」とハッキリ通告する。
4. PTAから学校を拠点とした活動や施設利用許可の申し出があった時点で関係法令の遵守を約束する旨、書面を交わし、保護者の承諾なく生徒をPTAの支配下におく権利も能力も持っていないことの周知徹底。
5. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、公費負担区分の私費精算が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施。
6. 法令に従うことなく恣意的につくば市が管理不全に陥るように積極的な事務的不作為や違法な会計を画策する校長(刑法233条：偽計業務妨害罪または刑法193条：職権濫用罪)の刑事告発を視野に入れた全校監査実施。
7. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、市または外部監査機関による年1回の監査および指導の徹底。

以上、7件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去3年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2 陳情趣旨

令和6年度の吾妻中学校「援助費」会計書類が出揃って監査中ですが、全ての指摘が定例会に間に合わない可能性があるくらい酷いので、取り急ぎ出せる所までは挙げておきたく、吾妻学園の運営は自治体との契約も無い外部団体のPTAであるに等しい実態について述べさせていただきます。

憲法に定められた義務教育無償を保障するため、義務教育課程において施設利用料や人件費など、いわゆる授業料にあたる経費については徴収できませんが、学校徴収金(生徒に帰属する現金)である援助費に含まれた会計書類の中に、人件費または渉外費にあたる支出が含まれていました。

・ 9 月 18 日	薬物乱用防止教室講師謝礼	3,000 円
・ 11 月 11 日	飲酒防止教室講師謝礼	3,000 円
・ 12 月 3 日	喫煙防止教室講師謝礼	3,000 円

上記は、養護教諭である都賀真由美が受領したという処理(添付証拠 1)になっており、

・ 9 月 26 日	ようこそ先輩講師謝礼	51,000 円
------------	------------	----------

上記は、諏訪恵美教頭が受領したという処理(添付証拠 2)になっています。

いずれも金券(クオカード)の購入で、招聘した講師への支払いを生徒にさせたというより、受領した人物が所属教職員になっています。生徒に帰属する現金を、金券に換えて所属教職員のポケットに直接入れたという処理です。

公費に準じる扱いを求められる学校徴収金において受領した相手を不明(使途不明)にするどころか、所属職員が受領した(横領した)形で処理するなど、吾妻学園では有り得ない事務処理が平然と行われます。

「ようこそ先輩」では5万円を超えているので、各人の受領証が無いというのは、源泉所得税徴収および納付もしなかった状態になっています。脱税の可能性まで出てきました。

講師謝礼は人件費や渉外(交際)費または支払手数料に該当します。つくば市議会だより No. 186 で議案第 86 号に福祉保健分科会が「講師謝礼と講習会受講料を計上している」と答弁したように、公費で清算してはならないものではなく、実施を計画したなら予算化(執行可能な予算の確保)が先です。

保健講座講師謝礼(添付証拠 3)には受領した講師は領収証があるように、申し出れば発行する義務が生じますから、本当に受領した講師が存在したのなら、受領(領収)証が必要です。

これでは、謝礼として渡すために金券を購入したことが本当でも、義務教育課程の一部だから受け取れないという理由で受取りを辞退され、講師に渡していない可能性が排除できません。

何故か添付した会計書類の筆跡は保健講座講師謝礼の領収証の筆跡と酷似していますが、受領証が無いなら結論は同じなので一先ず置き、保護者への返還においても領収証を求めているのですから、各講師の受領証が無いなら、受領したのは押印した所属職員だということになります。少なくとも、会計書類上は。

「ようこそ先輩」とは、吾妻中学校で行われているキャリア教育の一部(添付証拠 4)です。キャリア教育も文科省が学習指導要綱に定めておりますので、義務教育課程の一部です。

義務教育無償は憲法第 26 条第 2 項に定められています。

吾妻中学校がこれだけおかしい会計処理をしても、監査している「児童・生徒を守る側」に立つ PTA すら機能していないかのように、何故ここまで法令を無視した暴走ができるのかと言えば、校長は任命を受けた職務を PTA 活動に転嫁させてきたからです。

吾妻中学校は令和 5 年度まで任意団体への強制加入・強制会費徴収を続けており、迂闊に学校懇談会にも出席できない状況にありました。吾妻中ホームページで公開されている令和 5 年度 PTA 総会のご報告(添付証拠 5)にあるように、令和 4 年度の PTA 会長が学校懇談会を開催しています。

校長は自身の業務を PTA 活動に変えて、自治体が契約も雇用もしていない職員を増やし、出資させながら無償労働させる運営形態を生み出していました。

団体の経営・業務・監督など、重要な決定権を持つ役員に諏訪恵美教頭、中田匡紀教務主任、大久保龍太郎学校事務などが名を連ねています。

吾妻中学校 PTA 規約(吾妻中公開ホームページより：添付証拠 6)には、PTA の資産は教育環境整備に使用すること(地方自治法違反)が明記されています。

役員会は「学校の代表者」をもって構成するとあり、その学校の代表者が誰かは、PTA 組織図の役員会に「学校長」であることが明記されています。

学校は不当な支配に服することなく、公教育としての独立性(政治的・行政的な介入から教育の専門性や中立性)を守ることが定められています。例えば自治体の首長から「特別な授業を行っているとして児童から授業料を徴収しよう」などと頼まれても、「法律はそうになっていないから出来ない」と拒否し、公正な意思に基づいて遂行されなければなりません。

しかし、PTA などの任意団体は会員の総意で決定されます。会員の総意で決定できてしまうのです。学校長が幹部を務めていたら、学校が任意加入民間団体の意志で変えられることになります。

また、PTA は学校と対等な立場で意見するために学校から独立した組織の筈ですが、学校長が幹部であれば学校に対して客観的な意見ができない組織になってしまいます。これだと、教員も加入するメリットがありません。

具体例ですが、令和 6 年度 PTA 定期総会のご報告(吾妻中公開ホームページより：添付証拠 7)で、難しいと拒んできた入会意思確認が何故か翌年度にはできてしまった報告と、「生徒の学校生活に必要なのにつくば市による整備が見込めず**生徒に不利益が生じているから**」勝手な私費精算をしているという内容が記されています。

主張が真実であれば、学校長がどれほど意見しているかを持参して**つくば市に抗議する問題**です。学校生活に支障が出るほどなら、学校閉鎖も考えなければなりません。

外部団体として教育環境向上に**本当で取り組む気があったなら、どれくらい要望しても改善されないのかを以て、学校長に早急な事務的手続きを求めるのか、つくば市に是正を求めるのかを判断していた**でしょう。

支障が出るほど学校は放置されているというのに、住民が右肩上がりに増えていると広報されるつくば市。過疎化が進み過ぎて財源が確保できないと報じられていれば納得ですが、何故？と多くの市民が学校や PTA からの報告に矛盾を感じたと思います。

市の特色をアピールするようなイベントを主催する**余裕があるならば十分な予算が確保できている筈で、無いならば学校の運営状況**

を改善する方が先決です。子供たちは時間と成長を止めて待つことなどできませんから。

最初は予算委員会が機能してないのか疑いましたが、折角確保した予算が10億円も余って使われなかった(添付証拠8)のです。そんなに余るなら他に整備を進めたい事業は沢山あるでしょう。令和6年度当初予算案(添付証拠9)は令和5年度当初予算案より13億円減額されました。

予算不足を真実にするには令和6年度決算に巨額の赤字を出さなくてはなりませんが、学校決算が巨額の赤字であったなら、令和7年度では予算が増額されている筈です。しかし、令和7年度当初予算案(添付証拠10)は更に6.4億円減額されています。普通に考えれば、令和6年度も予算は余ったと考えます。「市議会が正常に機能していたら」ですが。

正確な所は今年度、これから歳入歳出決算書が公開されますが、令和6年度決算で巨額の赤字であったのに今年度更に減額する承認をしたということになりますので、誰が賛成して可決されたのか、注視していかなければならない状況です。

令和5年10月10日には五十嵐立青つくば市長が、生徒から学校への「援助」費は「受益者負担区分の学校徴収金(生徒に帰属する現金)」である旨、通知(添付証拠11)しています。

「学校独自の運用を適正な在り方に改善していく」ということは、不当徴収が行われていた事実は認めたわけです。

そして、実態がどうあれ自治体として法令を無視した不当徴収を強行しているとは言えませんから、「つくば市としては寄付の強制徴収を認めていない」としか回答できません。

よって、どういうつもりで徴収したにせよ、援助費は生徒に帰属する現金にしかありません。歳入歳出決算書(添付証拠8)において税外負担を強要しなければならない状況にもなっていませんので、強要しなければならない理由が何処にも無いのです。

「PTAが」または「校長がPTAとして」開催する学校懇談会についての資料を確認しました。令和5年度に五十嵐立青つくば市長は「学校徴収金の在り方自体について見直しを図っていく」と記していましたが、令和7年度実施された吾妻中学校の学校懇談会資料(添付証拠12)でも「学校徴収金について」援助費の内訳は生徒一人

ずつに課した学校経費負担および私人(他生徒の部活動経費)への寄附金です。

令和7年度つくば市立吾妻中学校援助費予算(添付証拠13)の、ざっくりした付記(使途)を見ても非常に香ばしい(怪しすぎる)内容です。

学校がPTAから現金を受領している記載、受益者生徒負担軽減のため、受益者ではない生徒が支出する私人への寄附金を学校(つくば市の公施設)として課す記載です。これは受益者負担ではありません。そもそも何の会の会費として徴収しているのか不明であり、名称不明の架空団体会費を公的に徴収している状態にあります。ですが、連絡先が学校ですから、学校が直接要求した現金です。

会費とは会員が支払うものです。生徒の人数で徴収するということは、会員は生徒です。未成年者に契約を交わしたとしても保護者の同意を得るものですが、そのような入会届通知を配布されたことも無く、同意しない旨を学校に通知しても「ご理解ください」で口座から引き落とした実績があります。

何の会費か不明にしても、学校懇談会を開催したのは吾妻中PTAですから、主催者となったPTAの説明と考える事も出来ます。10月1日までに吾妻中学校は援助費を会費とする団体の名称が分かる書類を提出する予定(添付証拠14)です。五十嵐立青つくば市長は確認した上で「受益者が負担する学校徴収金(生徒に帰属する現金)」と回答済みですから、これから作成するにしても市民に説明責任が果たせるものとなるよう、頑張っていたきたい所存です。

学校懇談会を開催したのは吾妻中PTAであり、学校懇談会で学校徴収金について虚偽説明をし、法令に従わない不当徴収説明でありながらも学校徴収金として援助費を徴収する説明をしたわけですが、吾妻中PTAは「援助費はPTAとは関係がない」という立場(添付証拠15)を取りました。

PTAから現金も受領している吾妻中学校ですが、勿論、PTAを含む誰からも、学校が直接現金を受領する事を禁止(添付証拠16)しています。吾妻中PTAおよび在校生からの寄付採納申請書類は存在しませんでした(添付証拠17)が、学校への寄附に係る受領手続きについて(添付証拠16)には、受領可能か受け取る前に教育総務課に確認することが明記されています。

吾妻中ホームページで公開されている令和5年度分の決算報告(添付証拠18)では

- ・トイレ手洗い用石鹼(学校経費：消耗品費)
 - ・各学年別ゴミ箱(学校経費：消耗品費)
 - ・啓志式および卒業式の花代(学校経費：式典費)
 - ・ミシン修理代(学校経費：修繕費または消耗品費)
 - ・体育館用 Bluetooth(学校経費：設備または備品)
- ※恐らく Bluetooth スピーカーの類を購入・設置。
勝手に設置して良いものではない。

などが使途として記載されています。別件で陳情に添付させていただいた令和5年度援助費決算で報告されている「学年フロアのゴミ箱」が、PTA 決算から出てきました。

菅谷和美校長にとっても援助費は実態として PTA 会費および PTA 活動の一部であることが明白です。菅谷和美校長は援助費と PTA 会費を区別していないのです。

保護者と教師の団体である PTA 会費を生徒に割当て、会員でもない生徒に負担を強要しています。その理由が「生徒に不利益が生じている」からです。保護者でも教師でもない生徒に活動費用を割り当て、負担させることも生徒の不利益です。吾妻中 PTA が活動を計画するほど生徒に不利益が生じる状態にあります。

「生徒に不利益が生じているから、生徒に不利益を生じさせよう」という活動団体の学校施設許可を直ちに取消し、本来行使できるはずの生徒の権利を保護してください。

放置して良い理由が全くありません。

PTA を組織し、学校施設利用許可の申し出があった時点で学校長がきちんと関係法令について説明していれば、ここまで「善意の暴走」のような事態は発生していませんでした。

「役員立候補者が出るまで帰れません」と入学説明会に来たはずが PTA に監禁される経験をした保護者は一人や二人ではありません。普通に 110 番して良い事態だと思っていました。

入学説明会ですから、入学する前です。吾妻中学校でも入学式に PTA が作成した新入生保護者用名札を配布されました。入学式直前であり、PTA 入会届で個人情報を提供した事も無い時点で、新入生全員の名簿を吾妻中 PTA が所有していなければ作成しようがない物を配布していたのです。個人情報保護法違反、守秘義務違反も犯していますよね。

PTA に校章を使用させたり、誰も発注していない(添付証拠 19)のに PTA に学校広報を作成させる(添付証拠 20)など、「嘘・デタラメ・紛らわしい」を追及しているかのような団体は、学校長を役員に構成された団体です。

校長による学校の私物化が甚だしいです。つくば市による公施設運営管理を妨害していると言える状態にあります。こういった指摘を受ける度に「保護者からのクレームが酷くて業務に支障が出る」と報告し、通報者を排除してきたのではありませんか。

到底、信じがたい言動をすれば、真実をそのまま伝えても信じてもらえないから、都合が悪い場面ほど「到底、信じがたい対応」をして保護者のせいにすることを常套手段としてきましたよね。吾妻学園から学んだブレない信念はこれだけです。

PTA 広報であれば、PTA について広報を作成するもので、民間の任意団体が勝手に公施設の広報誌を発行できる(添付証拠 21)ことについて誰も指摘しなかったのかも疑問ですが、吾妻中 PTA は学校長を役員に構成する団体なので、任命された職務を所属職員以外にも手伝わせるために唆し続けた結果だと思います。

「ようこそ先輩」と題した吾妻中学校における、文科省が定めた学習指導要綱に沿って計画されたキャリア教育授業などに登場した謝礼金や金券(クオカード)について、義務教育課程における招聘講師への謝礼が出せない理由はないのですが、つくば市教委はクオカードや商品券による謝礼を認めていません。

金券にして渡すことを認めて発生する不正より、禁止した方が良いという考えは何処にでもあります。

主要教科の通常授業以外はつくばスタイル科や学活の時間を使うそうなので確認しましたが、講師謝礼についての事務処理方法は各学校長へ通知(添付証拠 22)されておりました。

禁止行為のために生徒に帰属する預り金に手を付ける職員が、未成年者の健全な教育を担う施設内でのさばっている状態です。

本件、令和6年度の援助費全体についての中でご報告したかったのですが、部活動経費や近距離にタクシーを使うなどの大判振る舞いで、400万円を超えてしまった残高をなんとか減らして返還を回避しようとしたか、生徒に使ったのだから責めにくいだろうという指摘する側の良心に縋りたかったのか分かりませんが、受益者の負担を軽減させる為に、受益者ではない生徒が負担を強いられる承認をした校長・教頭・学校事務の責任が、生徒の責任に転嫁されることはありません。

尾身裕之校長のように、会計が正当だと生徒に署名させて不正に加担させることは、もう二度と許してはなりません。

教育総務課は目の前で学び推進課がいい加減なもみ消し釈明に徹していても見過ごす加担はしましたが、地方自治法が定める総計予算主義の原則は認識(添付証拠23)しておりました。

ご来庁された方はご存知だと思いますが、つくば市役所は見通しの良いオープンフロアです。奥の窓際にデスクを構えた管理職と思われる方々も、見て見ぬ振りをしておられました。

これでは、信頼が得られないのは当然だと思います。

学校運営を正常化するつもりがあるのなら、学校運営をPTAから取り戻すため、法令や指導に従えない職員の処分と、暫定的措置としてPTAの学校に係る活動の停止(施設利用許可取消)が必要だと考え、陳情を認めるに至りました。

そもそも、通報があった時点で監査し、適切な説明・指導が行われていれば、ここまでに至っていません。通報を握りつぶして機能不全と判断されたら、外部通報や告訴告発、提訴など、悪化の一途を辿るだけです。

第3 添付証拠書類

計51枚、添付しました。

以上

担当者

① 1 1/6

校長	教頭	事務

物 品 購 入 伺

令和 6 年 9 月 18 日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他 ()
			✓				
用 途	薬物乱用防止教室講師謝礼						
合 計	3000						円
品 名	数量	単価	金額	支払先			
クオカード	1	3000	3000				

校長	教頭	事務

支 出 伺

令和 6 年 9 月 26 日

金	3,000	円
---	-------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
 ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
 ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
 ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	6 年 9 月 26 日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印

この資料は、情報公開
により交付された物
である。

調1 3/6

領収書

茨城県つくば市

電話: レジ#1

事業者登録番号
2024年09月18日(水) 18:41 貴712

領収書

吾妻中学校 様

非課税商品 ¥3,000-
合計 ¥3,000

但し

上記正に領収いたしました
2024年09月18日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

茨城県つくば市

電話: レジ#1

事業者登録番号
2024年09月18日(水) 18:41 貴712

領収書

吾妻中学校 様

非課税商品 ¥3,000-
合計 ¥3,000

但し

上記正に領収いたしました
2024年09月18日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

茨城県つくば市

電話: レジ#1

2024年09月18日(水) 18:40 貴712

領収書

クオカード 3000円 3,000

合計 ¥3,000
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,000

お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 240-918-130-1100



茨城県つくば市

電話: レジ#1

2024年09月18日(水) 18:40 貴712

領収書

クオカード 3000円 3,000

合計 ¥3,000
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,000

お買上明細は上記のとおりです。
伝票番号 240-918-130-1100



この領収書は、領収書
により、お買上明細
である。

No. 25



事務

令和 6 年 11 月 11 日

事務

令和 6 年 11 月 15 日

円

公開物
情報た
は、れ
し、つ
写り交
このよ
にで

①

4/6

茨城県つくば市

電話: 〇〇〇〇 〇〇〇〇

事業者登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
2024年11月12日(火) 19:06 資728

領 収 書

吾妻中学校 様

非課税商品 ￥3,000-
合 計 ￥3,000

但し

上記正に領収いたしまし
2024年11月12日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

茨城県つくば市

電話: 〇〇〇〇 〇〇〇〇

事業者登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
2024年11月12日(火) 19:06 資728

領 収 書

吾妻中学校 様

非課税商品 ￥3,000-
合 計 ￥3,000

但し

上記正に領収いたしまし
2024年11月12日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

納品書添付

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

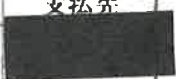
担当者


調1 5/6

校長	教頭	事務
		

物 品 購 入 伺

令和 6年12月3日

会計費目	市 費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	P T A	その他 ()
			✓				
用 途	喫煙防止教室講師謝礼						
合 計		3000					円
品 名	数量	単価	金額	支払先			
クオカード	1	3000	3000				

校長	教頭	事務
		

支 出 伺

令和 6年12月16日

金	3,000	円
---	-------	---

上記のとおり支出してよろしいか。

- ※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
- ※2 市費該当の際は、業者納品書・請求書を糊付けせず、クリップ止めで提出
- ※3 支払い後、「領収書」を添付（裏面に貼付）
- ※4 物品購入決定後、変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支 払 確 認

支払日	R6 年 12 月 17 日				
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印	
					

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

茨城県つくば市

電話: 〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線2

事業者登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2024年12月03日(火) 19:12 責731

領 収 書

吾妻中学校 本館

非課税商品 〃 3,000-
合 計 ¥3,000

但し

上記正に領収いたしました
2024年12月03日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

茨城県つくば市

電話: 〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線2

事業者登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2024年12月03日(火) 19:12 責731

領 収 書

吾妻中学校 本館

非課税商品 〃 3,000-
合 計 ¥3,000

但し

上記正に領収いたしました
2024年12月03日

本票を保管頂く場合は、印刷面を
内側に折り、保管をお願い致します

①

6/6

この票は、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

証 2

2/2

領収書添付

茨城県つくば市

電話: レジ#2

2024年09月27日(金) 16:26 貴278

領収書

クオカード 3000円
¥3,000x 17 51,000

合計 ¥51,000
お預り ¥51,000
お釣り ¥0
お買上明細は上記のとおりです。



伝票番号 240-927-272-7314



茨城県つくば市

電話: レジ#2

2024年09月27日(金) 16:26 貴278

領収書

クオカード 3000円
¥3,000x 17 51,000

合計 ¥51,000
お預り ¥51,000
お釣り ¥0
お買上明細は上記のとおりです。



伝票番号 240-927-272-7314



この領収書は、情報公開
に基づき交付された物
である。

領収書添付

証印3

2/2

領 収 書

つくば市立吾妻中学校長

一金 10,000 円也

つくば市立吾妻中学校「思春期講演会」講師謝礼 として
上記金額正に領収いたしました

令和 7 年 2 月 12 日



この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

世界の
あしたが見えるまち。
TSUKUBA

つくば市記者会 御中

発信日：令和5年（2023年）11月6日（月）

発信元：つくば市立吾妻中学校

■取材依頼 □周知依頼 □募集告知 □その他

吾妻中学校キャリア教育 「ようこそ先輩！」を開催します

本プロジェクトは、キャリア教育の一環として、吾妻学園コミュニティ・スクール協議会委員の協力のもと、生徒アンケートの上位15職種の方々を講師（15名、吾妻中学校出身者や吾妻中学区在住者）としてお招きし、将来や職業についてお話いただくものです。

なお、学校公開日として実施するため、保護者の参観はできますが、一般公開は行いません。

【日時】 令和5年11月18日（土）9:30～11:20

【場所】 吾妻中学校（天久保1丁目9-1）

【講師の職種】 動物、医療、印刷、インフラ・防災、自然環境・生き物
コンピュータ、科学・研究、国や海外に貢献、スポーツ
ものづくり、メディア、芸術、金融、研究、起業

【講話内容】 50分（講話30分+質疑20分）を2回開催

- ・中学校時代の生活
- ・現在の生活について
- ・なぜその職業を目指したのか
- ・職業についての専門性
- ・吾妻中学校の生徒へのメッセージ

【取材方法】 取材をご希望の際は、11月15日（水）までに問合せ先まで御連絡ください。

④

1/1

⑤ち

1/3

つくば市立吾妻中学校

令和4年度PTA会長

令和5年度PTA会長

学校長

尾見 裕史

問い合わせ先:

令和5年度PTA定期総会のご報告

平素よりPTA活動へのご理解とご協力ありがとうございます。今年度のPTA定期総会は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から書面開催としつつも、学校と保護者が対面で意見交換するための新たな試みとして、学校懇親会を設けました。総会に先立ち、多くの会員の皆様に委任状兼回答票の提出にご協力に心より感謝申し上げます。ご提出いただいた委任状兼回答票をもとに議事承認を行いました。以下に、総会での審議の結果をご報告いたします。また、委任状兼回答票を通じていただいたご意見に対する回答は別添の学校懇談会資料に記載しております。

日 程：令和5年4月7日（金）～4月15日（土）

（委任状兼回答票締切：4月14日（金）、審議：4月15日（土））

開催方法：書面にて開催（委任状兼回答票（オンラインフォーム又は回答用紙による議決）

総会資料：スクリレにて発出（3/22）：

委任状兼回答票：回答用紙または右記URLから回答：

1) 総会の成立

委任状兼回答票において、正会員合計288名に対し、出席者合計が244名であることが報告された。PTA規約第15条にしたがい、3分の1以上の出席があることから、総会の成立を確認した。

委任状兼回答票の集計結果

	正会員数	出席者数
保護者	263	226(85.9%)
教職員	25	18(72%)
合計	288	244(84.7%)

・出席者数は、4月15日0時時点の回答数とした。

2) 会長挨拶（令和4年度会長：：要旨

令和4年度PTA会長のです。令和4年度はコロナ禍が収束しつつあるが完全には収束していないという難しい状況下での活動となりましたが、スクリレやGoogleフォームなどのオンラインツールを活用して無理なく活動できる体制を整えたり、対面での意見交換の機会が少なくなったことへの取り組みとして「学校懇談会（兼PTA総会報告）」を開催し、保護者と先生方が対面で意見交換する場を設けたりする等、次に繋がる活動が充分に出来たと思います。これは役員・委員をはじめ会員皆様のご理解・ご協力のお陰です。本当にありがとうございました。

この総会をもちまして新体制に移行しますが、引き続き皆様のご支援をいただけますよう、よろしく願いいたします。

3) 議長団選出

吾妻中学校PTA会員のさん、さんのお二人に議長を依頼し、ご承諾を得て議長団を編成した。

4) 議 事

- 第1号議案 令和4年度PTA活動報告：（総会資料 p.2～3）
- 第2号議案 令和4年度PTA会計決算報告及び会計監査報告：（総会資料 p.4）
- 第3号議案 令和5年度PTA本部役員及び会計監査選出（案）：（総会資料 p.5）
- 第4号議案 令和5年度PTA活動計画（案）：（総会資料 p.6）
- 第5号議案 令和5年度PTA予算（案）：（総会資料 p.7）

採決結果： 回答総数 244票の内、

- ・すべての議案を承認します：179票
- ・議事の一切を議長に委任します：64票 →議長は「承認」と判断
- ・承認しません：1票 →第3号議案、第4号議案を不承認

⇒ 過半数の賛成をもってすべての議案は承認された。

⑤

2/3

いただいたご意見①

民主的な団体であるPTAにとって総会は会員が意見を述べて議論できる重要な機会です。

対面による総会では、議案について会員による質疑応答や議論を経て賛否を決めることができますが、書面開催ではそういった過程を経ずに採決することになってしまいます。

来年度の総会は、可能な限り、対面で開催し、議論できる機会を設けるべきだと思います。

- おっしゃる通りだと思います。
- 今年度については、未だ感染症が完全には収束していないことや授業参観等のスケジュールの関係で「書面開催」を選択しました。
- 一方で、新たな試みとして、PTAだけではなく学校の運営等についても広く議論をできる「学校懇談会」を開催することにしました。
- 次年度のPTA総会の開催方法については、いただいたご意見も踏まえて検討いたします。

⑤ち

3/3

R5年度本部役員の紹介

会長		(8年生)
副会長		(8年生)
		(8年生)
	諏訪 恵美	(教頭)
書記		(7年生)
		(8年生)
	中田 匡紀	(教務主任)
会計		(8年生)
		(7年生)
	大久保 龍太郎	(主事)
会計監査		(8年生)
		(9年生)

吾妻中学校PTA規約

証 6

1/3

第1章 名称

第1条 本会はつくば市立吾妻中学校PTAと称し、事務所を吾妻中学校内におく。

第2章 目的と活動方針

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

- 1 家庭と学校との関係を緊密にし、保護者と教職員が協力して、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- 2 民主教育に対する理解を深めるとともに、成人教育、社会教育の振興をはかり、ならびに、国際理解につとめる。
- 3 生徒の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力する。
- 4 学校、並びに地域社会と連携して、生徒の教育環境の整備をはかる。
- 5 会員相互の親睦をはかり、研修を行う。

第3条 本会は次の諸項を方針とする。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は特定の思想信条に片寄ることなく、また、他のいかなる団体および機関の指示、統制、干渉をも受けず、自主的な活動をはかる。
- 3 その他必要と認める活動をする。

第3章 会員

第4条 本会の会員は、吾妻中学校に在籍する生徒の保護者、または、それに代わる者、および吾妻中学校の教職員とする。

第5条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

第5条の2 全ての会員（教職員を除く。）は、その家庭ごとに、生徒の在籍中に一度（複数の生徒が在籍する場合は、それぞれの生徒について一度）以上、第5章の役員等又は第6章の各種委員会に所属する委員を役職として担当するよう努めなければならない。

第4章 経費

第6条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付金、その他をもって支弁する。

第7条 会費は一世帯月額350円とし、毎年年度始めの総会において決定する。会費は家庭の事情により申し出があった場合は、役員会の審査により減免することができる。

第8条 本会の資産は第2条の目的に使用する。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 役員等

第10条 本会に役員および会計監査をおく。役員は会長、副会長、書記、会計とし、役員および会計監査の構成は次の通りとする。

- 1 会長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（うち1名は教職員）
- 3 書記 3名（うち1名は教職員）
- 4 会計 3名（うち1名は教職員）
- 5 会計監査2名（保護者）
- 6 本会役員が、つくば市PTA連絡協議会副会長および支部代表等の役職を引き受ける場合、本条第2項に加えて副会長を1名増員することができる。

（選出）

第11条 役員および会計監査の選出および就任は次の通りとする。

- 1 役員は役員選考委員会によって選出し、総会の承認を得る。ただし、任期なかばにして役員に欠員が生じた場合、その後任は運営委員会の議を経て選任できる。期間は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の兼任は原則として認めない。
- 3 会計監査は役員の兼任を認めない。
- 4 役員および会計監査の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

（職務）

第12条 役員および会計監査の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、必要に応じて各会議を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。

- 3 書記は各会議の議事を記録、関連文書を保存し、各種会合について通知する。
- 4 会計は本会の全ての金銭の収入、支出を記録し、必要に応じてその収支を報告し、総会において会計監査を経た決算を報告する。
- 5 会計監査はPTA活動の会計事務の監査および中学校の援助費の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

第6章 各種委員会

- 第13条 各種委員会は、役員選考委員会、学年委員会、専門委員会および特別委員会で構成する。各種委員会の運営に必要な事項は、規約の運営則として細則を定める。
- 第14条 専門委員会は、広報、安全、地域交流、PTAホームページの4委員会とする。
- 第14条の2 特別委員会は、家庭教育学級委員会の1委員会とする。

第7章 会議

(総会)

- 第15条 総会は会員全員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 1 総会は定期総会および臨時総会とし、会長が招集する。総会は正会員の3分の1の出席をもって成立とする。ただし、委任状によって出席とみなすことができる。議決は出席者の過半数の同意を要する。
 - 2 定期総会は年1回開く。また、臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、及び全会員の5分の1以上の要求があった場合に、開くことができる。

(運営委員会)

- 第16条 運営委員会は、総会に次ぐ会議であり、必要に応じて会長が招集する。
- 1 運営委員会の構成員は、会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長・副委員長、特別委員会の代表及び学校の代表者とする。
 - 2 運営委員会の定足数は構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第17条 運営委員会は次のことを任務とする。
- 1 会費、寄付等本会の収入に関することの協議。
 - 2 予算原案の作成。
 - 3 次年度事業計画案、並びに各種報告の作成。
 - 4 事業計画執行についての審議。
 - 5 総会の委任事項、及び緊急事項の協議と処理。
 - 6 その他。

(役員会)

- 第18条 役員会は、第10条で規定する役員ならびに学校の代表者をもって構成し、本会目的達成のための事業および緊急を要する事項を企画、立案し、具体的施策の執行にあたる。

第8章 付則

- 第19条 本会の運営に関して必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
- 第20条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正できる。
- 第21条 本規約は平成4年5月2日に議決し、同日より施行する。

規約の改正

- 平成11年4月17日一部改正
- 平成15年4月19日改正
- 平成18年4月15日一部改正
- 平成21年4月11日一部改正
- 平成22年4月10日一部改正
- 平成24年4月14日一部改正
- 平成25年4月13日一部改正
- 平成27年4月25日一部改正
- 平成29年4月15日一部改正
- 平成31年4月13日一部改正 (第10条第6項を追加)

吾妻中学校PTA規約細則

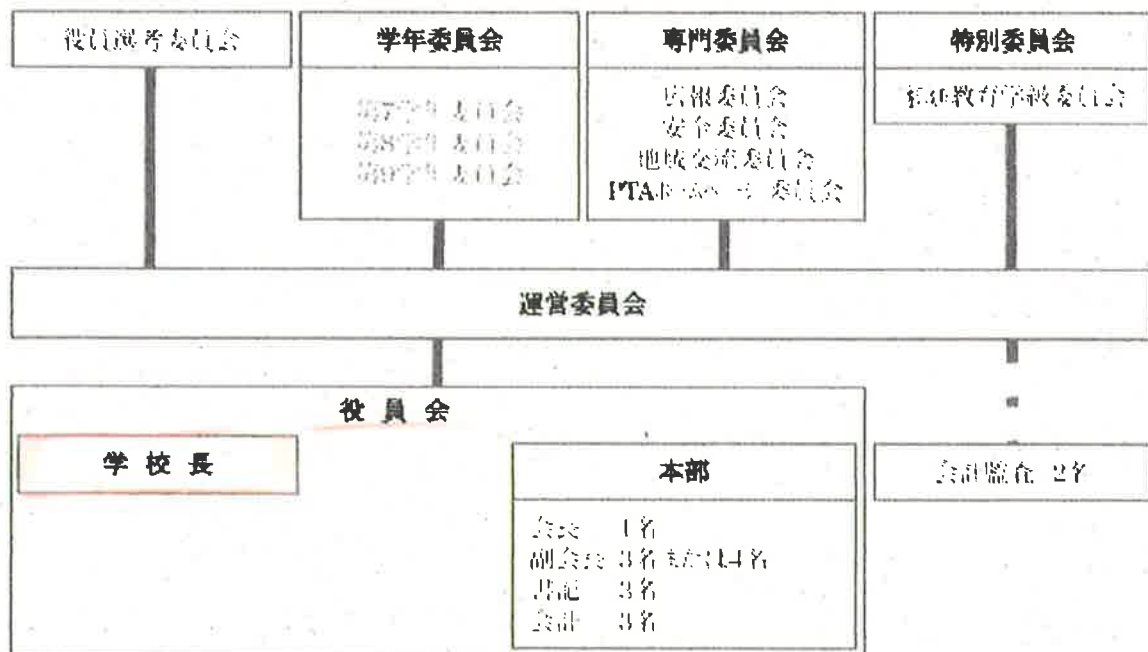
調6 3/3

第1章 一般事項

第1条 本細則は、規約第13条の規程に基づき、各種委員会の運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 各種委員会、役員会及び会計監査の関係と運営委員会の構成員について吾妻中学校PTA組織図として、以下の通り定める。

つくば市立吾妻中学校PTA組織図



第2章 各種委員会

第3条 役員選考委員会は、次年度の役員の選考に当たり、その必要な事項を行う。

第4条 学年委員会は、学年担当職員と協力して学年、学校における諸問題の解決をはかるとともに、会員の研修、交流、ならびに親睦をはかり、学校における教育活動を推進する活動を行う。

- 1 学年委員会は学年毎に構成し、学年毎に委員長・副委員長を選出する。
- 2 第7学年委員会、第8学年委員会は、委員選出細則に従って、本部と連携して次年度の委員の選出を行う。
- 3 第9学年委員会は、卒業対策活動も担当する。

第5条 専門委員会の職務は次の通りである。

- 1 広報委員会は、本会の活動並びに学校の行事についての広報活動を行う。
- 2 安全委員会は、学校と協力して安全教育を図るとともに、地域と連携して環境整備の推進に関わる活動を行う。
- 3 地域交流委員会は地域との交流を図り親睦を深めるための活動を行う。
- 4 PTAホームページ委員会は「PTAホームページの活用に関する指針」に従ってPTAホームページの運用を担当する。

第6条 特別委員会の職務は次の通りである。

- 1 特別委員会の委員は、運営委員会の参加は任意とする。
- 2 特別委員会の会計は、本会とは独立して行う。

令和6年6月吉日

つくば市立吾妻中学校 PTA 会員 各位

つくば市立吾妻中学校

令和5年度 PTA 会長

令和6年度 PTA 会長

学校長

菅谷 和美

問い合わせ先:

証 7 1/2

令和6年度 PTA 定期総会のご報告

平素より PTA 活動へのご理解とご協力ありがとうございます。今年度の PTA 定期総会は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から書面開催としつつも、学校と保護者が対面で意見交換するための新たな試みとして、学校懇親会を設けました。総会に先立ち、多くの会員の皆様に委任状兼回答票の提出にご協力に心より感謝申し上げます。ご提出いただいた委任状兼回答票をもとに議事承認を行いました。以下に、総会での審議の結果をご報告いたします。また、委任状兼回答票を通じていただいたご意見に対する回答は別添の学校懇談会資料に記載しております。

日 程：令和6年4月19日（金）～4月26日（土）

（委任状兼回答票締切：4月27日（土）、審議：4月27日（土））

開催方法：書面にて開催（委任状兼回答票（オンラインフォーム又は回答用紙による議決）

総会資料：スクリレにて発出（4/19）：

委任状兼回答票：回答用紙または右記 URL から回答：

1) 総会の成立

委任状兼回答票において、正会員合計 247 名に対し、出席者合計が 173 名であることが報告された。PTA 規約第 15 条にしたがい、3 分の 1 以上の出席があることから、総会の成立を確認した。

委任状兼回答票の集計結果

	正会員数	出席者数
保護者	222	150(67.6%)
教職員	25	23(92%)
合計	247	173(70.1%)

・出席者数は、4月27日14時時点の回答数とした。

2) 令和5年度会長挨拶

令和5年度会長の です。本日はお忙しい中 PTA 総会へご参加ありがとうございます。Form にて皆様からお寄せいただいた意見については、関連議題の部分で回答させていただきます。また、令和6年度本部の方に確実に引継ぎさせていただきたいと思っています。

令和5年ですが、スクリレがうまく機能せず皆様には大変ご迷惑をおかけしました。1月の臨時総会にて入会の意思確認を行うことを決めさせていただき、至らない点もありましたがどうにか入会希

7) 令和6年度PTA本部役員紹介

令和6年度の小峰PTA会長より令和6年度本部役員の紹介を行った。

証7

8) その他

回答でいただいた自由意見について、PTAとしての方針や考え方を共有した。

質問と回答は以下の通り。

・県P、市Pなど負担金の使途が知りたい。

→安全互助会費として県P連に33,720円を納めているほか、市P連への負担金としてPTA会員1名あたり155円を納めている。その大部分はそのまま県P連に納められている。これらの組織に加入していることへの経済的負担という面だけでなく、マンパワー的な負担も大きく、加入することと見返りのつり合いがとれていないのではないかと、令和5年度の運営委員会で提起をした。令和6年度でも引き続き議論を継続してほしい。

2/2

・PTA会費から学校へ支援しているが、支援する範囲とその根拠を明確にして頂きたい

→PTAからは教育活動環境整備経費として、PTA規約第2条に定める範囲で支援をしている。その大部分は生徒の学校生活に必要なもので、本来はつくば市による整備が必要であるが、**速やかな整備が見込めず、生徒に不利益が生じると考えられるものを購入している。**

なお、本予算は**学校が全保護者から集めている援助費との混同を防ぐため、今総会において3号議案の改定を提案している。**

・除草作業支援費について、年間7万円だけの出費で十分なのか？

→令和5年度の実績を確認したところ、**全く足りておらず、先生が頻繁に除草活動を実施していたことが明らかになった。**気軽に参加できる除草ボランティアの機会を設定するよう提案したい。

・PTAの委員へのなり手が少ない、また、委員への負担が増えることはPTAへの入会率低下につながるのではないか？

→令和4年度に委員の定員を見直したが、令和5年度も委員で定員割れが発生した。今後も適正な仕事量については検討をお願いしたい。

9) 議長団解散

10) 教職員紹介

諏訪教頭先生より吾妻中学校教職員をご紹介いただいた。

令和5年度

つくば市歳入歳出決算書

証 8

1/2

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

基金運用状況調書

つくば市

一般会計

歳出

款	項	予算現額
10. 教育費		円
	1. 教育施設費	29,987,310,746
	2. 小学校費	1,834,428,400
	3. 中学校費	10,089,515,901
	4. 幼稚園費	5,330,434,222
	5. 社会教育費	1,335,605,216
	6. 保健体育費	1,143,950,027
11. 災害復旧費		10,253,366,980
	1. 災害復旧費	1,000
12. 公債費		1,000
	1. 公債費	6,328,981,000
13. 贈支基金		6,328,981,000
	1. 普通財産取得費	2,625,317,078
	2. 基金費	1,000
14. 予備費		2,625,316,078
	1. 予備費	97,967,252
歳出合計		97,967,252
		128,438,812,745

2/2

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
円	円	円	円
23,121,934,615	5,771,218,479	1,094,167,652	6,886,378,131
1,717,006,793	18,900,000	98,521,507	117,421,507
8,158,529,553	1,695,970,567	235,015,781	1,830,986,346
4,254,657,246	888,527,578	187,249,398	1,076,776,976
1,199,371,331	48,387,000	87,966,885	136,233,885
1,084,233,991	0	49,726,036	49,726,036
6,698,135,701	3,119,453,334	436,777,946	3,556,231,279
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
6,327,972,355	0	1,006,635	1,006,635
6,327,972,355	0	1,006,635	1,006,635
2,433,892,618	0	191,424,460	191,424,460
0	0	1,000	1,000
2,433,892,618	0	191,423,460	191,423,460
0	0	97,967,252	97,967,252
0	0	97,967,252	97,967,252
112,683,165,240	8,753,172,278	6,982,475,227	15,745,647,505

繰入歳出差引残額

6,075,706,106円

⑨

$\frac{1}{2}$

令和6年度

つくば市一般会計予算

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
10. 教育費		18,978,092	22,803,410	△3,825,318
	1. 教育総務費	2,508,959	1,770,364	738,595
	2. 小学校費	6,776,203	7,210,560	△434,357
	3. 中学校費	2,613,476	3,956,766	△1,343,290
	4. 幼稚園費	1,370,109	1,297,703	72,406
	5. 社会教育費	1,397,678	1,146,513	251,165
	6. 保健体育費	4,311,667	7,421,504	△3,109,837
11. 災害復旧費		1	1	0
	1. 災害復旧費	1	1	0
12. 公債費		6,493,168	6,375,491	117,677
	1. 公債費	6,493,168	6,375,491	117,677
13. 諸支出金		669,641	425,092	244,549
	1. 普通財産取得費	1	1	0
	2. 基金費	669,640	425,091	244,549
14. 予備費		200,000	200,000	0
	1. 予備費	200,000	200,000	0
歳 出 合 計		111,804,000	108,510,000	3,294,000

⑨ 9 2/2

証 10

$\frac{1}{2}$

令和 7 年 度

つくば市一般会計予算

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
10. 教育費		21,220,357	18,978,092	2,242,265
	1. 教育総務費	2,831,327	2,508,959	322,368
	2. 小学校費	8,971,907	6,776,203	2,195,704
	3. 中学校費	1,973,541	2,613,476	△639,935
	4. 幼稚園費	1,209,061	1,370,109	△161,048
	5. 社会教育費	1,502,004	1,397,678	104,326
	6. 保健体育費	4,732,517	4,311,667	420,850
11. 災害復旧費		1	1	0
	1. 災害復旧費	1	1	0
12. 公債費		7,106,437	6,493,168	613,269
	1. 公債費	7,106,437	6,493,168	613,269
13. 諸支出金		689,709	669,641	20,068
	1. 普通財産取得費	1	1	0
	2. 基金費	689,708	669,640	20,068
14. 予備費		200,000	200,000	0
	1. 予備費	200,000	200,000	0
歳 出	合 計	127,325,000	111,804,000	15,521,000

証10 2/2

(証) 11 1/1

5つくば広聴第181号
令和5年(2023年)10月10日

様

つくば市長 五十嵐 立

御意見等へのお答え

平素から、市政に深い御理解をいただき、誠にありがとうございます。
この度いただいた御意見につきまして、次のとおりお答えいたします。

(件名)

吾妻中学校の学校援助費について

(お答え)

「市長へのメール」をいただき、ありがとうございます。

学校援助費は、県費及び国費以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として、受益者負担の考えに基づき学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費である学校徴収金の一部です。学校徴収金の在り方については、長く慣例的に行われてきた各学校独自の運用を適正な在り方に改善していくための取組の一つとして、つくば市立学校に共通する「学校徴収金に関するガイドライン」を作成し、学校長会を通じて各学校へ周知するなど、適切な運用となるよう努めてきたところで

す。
御指摘いただいた内容について吾妻中学校に確認したところ、保護者に学校援助費の徴収に関して諮る手段として、全家庭へ配布したPTAの定期総会資料の中で、各議案とは別に「その他議事」として記載したとのことでしたが、このような学校援助費の保護者への諮り方については不適切な点があったと認識しています。

つくば市としては寄付の強制徴収は認めておらず、今後は保護者の不信を招くような取扱いが行われないよう、学校やPTAと連携しながら、PTAの入会への意思確認や学校援助費の学校徴収金としての在り方自体について見直しを図っていくとともに、各学校における学校徴収金の手続きに関して適正に行われるよう、引き続き市のガイドラインの周知に努めていきますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

お問合せ先
学び推進課
電話：029(883)1111(代)

証12

1/4

令和7年度 学校懇談会



2025年4月26日(土)

この写真は、公開
により交された物
である。 ついで

① 証 12

2/4

令和7年度

学校徴収金について



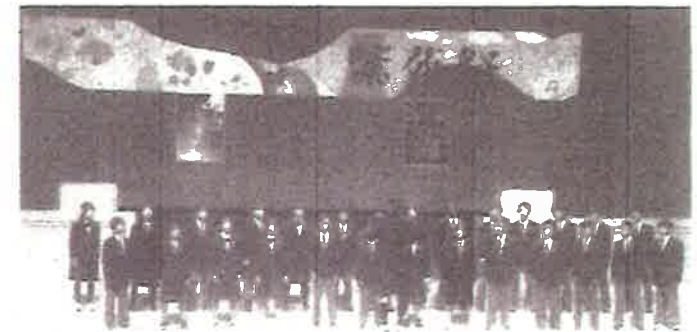
証 12

3/4

援助費について

学校教育をより充実させる、学習の効果を高める生徒の諸活動を活性化するためには、多くの体験学習の中から体得させていくことが大切である。

そこで、援助費を計上し、教育の現場に相応しい環境づくり及び生徒の教育活動の振興を図る。



ここに
に
て

証 12

4/4

1 目的

- (1) 吾妻中学校の教育の充実と振興を援助する。
- (2) 項目 部活動の奨励援助・環境緑化等の整備援助
輸送費補助・教育活動補助 講師謝礼 等

2 集金について

- (1) 教育振興のための教育活動等援助費とし、PTA会費と別枠編成とする。
- (2) 生徒一人につき、月額400円とする。(令和6年度改正)
- (3) 諸経費と同時に納入する。



令和7年度 つくば市立吾妻中学校援助費 予算

証13 1/1

1 収入の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	付 記
会 費	1,315,200	1,368,000	52,800	400円×285人×12か月=1,368,000円
銀 行 利 息	10	0	-10	
繰 越 金	3,224,292	2,668,778	-555,514	前年度繰越金
補 助 金	70,000	110,000	40,000	PTAより、校庭草刈り費(シルバー人材)補助
雑 収 入	0	0	-	
合 計	4,609,502	4,146,778	-462,724	

2 支出の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	差 額	付 記
部 活 動 補 助 金	450,000	450,000	-	4部活動への補助 部活動登録料 等
環 境 緑 化 補 助	140,000	180,000	40,000	花苗、肥料、校内環境整備 等
輸 送 費 補 助	1,000,000	1,000,000	-	学校代表参加バス代、タクシー代 等
教 育 活 動 費 補 助	700,000	700,000	-	学習指導教材、作品応募送料 各種行事経費 等
謝 礼 関 係	80,000	80,000	-	外部講師謝礼 等
予 備 費	2,239,502	1,736,778	-502,724	
合 計	4,609,502	4,146,778	-462,724	

但し、項目間の流用を認める。

令和7年4月26日 つくば市立吾妻中学校長 菅谷 和美

<おねがい>

令和6年度に、部活動の受益者負担の軽減のため、また、在籍中に補助を受けられるなど部活動の骨組みの維持のために部活動補助金の増額させていただきました。また、生徒の教育活動のよりよい充実を図るため、教育活動費を増額させていただきました。おかげさまで、令和6年度も生徒のよりよい教育活動の充実を図ることができました。令和7年度も生徒一人一人の声を聴き、よりよい教育活動及び教育環境の充実を目指していききたいと思います。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<援助費について>

教育をより充実させ、その目標の達成を図るためには、教育施設設備を十分に活用し、学習の効果を高め、生徒の諸活動を活性化し、多くの体験学習の中から体得させていくことが大切である。

そこで、援助費を計上し、教育の現場に相応しい環境づくりおよび生徒の教育活動の振興を図る。

1 目的

(1) 吾妻中学校の教育の充実と振興を援助する。

(2) 項目

・部活動の奨励援助 ・環境緑化等の整備援助 ・輸送費補助 ・教育活動補助 ・謝礼関係

2 集金について

(1) 教育振興のための教育活動等援助費とし、PTA会費と別枠編制とする。

(2) 生徒一人につき、月額400円とする。(令和6年度改正)

(3) 諸経費と同時に納入する。

援助費について、ご賛同いただけない方やご質問がある方は、教頭までご連絡(029-852-7751)ください。

1/1

157

様式第5号（第6条関係）

決定期間延長通知書

つくば市教育委員会教育長 森田

7つくば吾中第52号
令和7年（2025年）8月12日

様

14

つくば市教育委員会教育長 森田

令和7年（2025年）8月4日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

行政文書の名称	つくば市吾妻中学校で援助費を会費とする団体の会の名称が分かるもの
つくば市情報公開条例第10条第1項の期間	令和7年（2025年）8月5日から (15日間) 令和7年（2025年）8月19日まで
延長後の期間	令和7年（2025年）8月5日から (58日間) 令和7年（2025年）10月1日まで ※令和7年（2025年）8月20日から10月1日まで延長
延長の理由	一度に多くの種類の開示請求があり、開示請求に係る公文書を短期間に検索することが困難であるため
担当課	つくば市立吾妻中学校 電話番号 029-852-7751

2025.8.15 FR 宛受取

① 15 1/1

第3号議案 令和6年度PTA規約（案）

総会資料p.5

- これまでのPTAの規約では、会計監査の職務の中に中学校の「援助費」の監査が含まれていた。
- しかし、援助費は、PTA会員以外も含めた吾妻中学校生徒の保護者の全体が対象となっているなど、本来的にはPTAの職務とは関係がない。
- 以上の背景を鑑みて、第5章 第12条を以下のように修正した。

旧 吾妻中学校PTA規約

- 5 会計監査はPTA活動の会計事務の監査および中学校の援助費の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

新 吾妻中学校PTA規約

- 5 会計監査はPTA活動の会計事務の監査を行い、総会において、その結果を報告する。会計監査はすべての会議に出席することができる。

91
16

1/2

令和5年度

学校への寄附に係る 受領手続きについて ～地域やPTAからの寄附～

令和5年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和5年(2023年)4月24日(月)

教育総務課

9/16
2/2

2 物品の寄附手続きについて

手順1 物品の寄附による受領の意向決定

- 各学校において、地域団体や企業、PTAなどから物品の寄附の相談を受けた場合は、実際に物品を受け取る前に、当該物品が寄附を受けることが可能な物品かどうか御確認ください
御不明な場合には教育総務課までご相談ください

○確認のポイント

- ・現金や不動産は直接学校が寄附として受け取ることはできません
- ・学校教育活動に資するもの以外は受け取ることができません
- PTA会議室用のフットマッサージャーなどはNG
- ・学校の建物維持及び修繕に係るものは寄附として受け取ることができません
- 既存のものよりグレードが上がる等、市の基準以上のものであれば可能

「学校徴収金取扱要項」も参考にしてください

様式第4号(第6条関係)

①17 1/1

行政文書不開示決定通知書

つくば教総第594号

令和7年(2025年)7月11日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 美穂

令和7年(2025年)6月24日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和5年度及び令和6年度につくば市立吾妻中学校が受領し配置先となった寄附について、吾妻中学校PTA、吾妻中学校卒業生、吾妻中学校在校生から提出された寄附申請書類
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 該当する文書は受領していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号 029-883-1111 (内線4610)

(審査請求に係る教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会教育長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2025.7.22 着

①18 1/2

R6

PTA会計決算

(R5年度分)

総会資料p.4

収入内訳

項目	予算額	決算額	差額	付記事項
PTA会費	1,181,400	1,176,350	▲ 5,050	
補助金	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0
繰越金	1,159,262	1,159,262	0	
合 計	2,643,662	2,635,625	▲ 8,037	

会費収入：
約118万円

R4繰越金：
約146万円

支出内訳

項 目		予算額	決算額	差額	付記事項
本部費		30,000	13,630	16,370	事務費、印刷費等
役員選考委員会費		7,000	3,732	3,268	事務費、通信費
学年委員会経費	第7学年委員会	5,000	3,898	1,102	通信費
	第8学年委員会	1,000	3,635	365	通信費
	第9学年委員会	10,000	5,199	1,801	事務費、会議費、通信費
専門委員会経費	広報委員会	190,000	174,100	15,900	印刷費、印刷費、通信費、交通費等
	安全委員会	9,000	5,239	3,761	通信費、事務費
	地域交流委員会	25,500	24,500	1,000	在会中に食糧金、通信費
	PTA HP委員会	5,000	1,000	1,000	通信費、HP維持費、本部費支出
生徒福祉経費	学校保健安全費	60,000	60,000	0	印刷活動救急用品、上履、下履、消火器、靴
教育活動環境整備経費	環境整備費	200,000	200,000	0	教育用机、机蓋、背板式、作業式床、机、机
	研究整備費	150,000	150,000	0	研究用机、机、机、机、机、机、机、机
事務経費	消耗品費	50,000	1,281	45,719	印刷費
諸経費	負担金	100,000	80,107	19,893	地区安全互助会、地区安全互助会、地区安全互助会
	名札代	13,100	20,232	▲ 6,832	地区安全互助会、地区安全互助会、地区安全互助会
	記念品代	83,000	89,100	▲ 6,100	地区安全互助会、地区安全互助会、地区安全互助会
	諸費	100,000	50,000	50,000	地区安全互助会、地区安全互助会、地区安全互助会
10周年記念積立		30,000	30,000	0	地区安全互助会、地区安全互助会、地区安全互助会
除草作業支援費		70,000	70,000	0	地区安全互助会、地区安全互助会、地区安全互助会
予備費		1,233,826	0	1,233,826	地区安全互助会、地区安全互助会、地区安全互助会
合 計		2,375,726	988,653	1,387,073	

▲は、マイナスを表す

R5支出：
約99万円

R5繰越金：
約165万円

10

2,635,625
988,653
1,646,972

↑
R6年度分入

268 事務費、通信費

102 通信費

(訂)18 3/2
(拡大)

365 通信費

801 事務費、会議費、通信費

900 広報誌印刷費、通信費、交通費等

761 通信費、事務費

000 吾妻まつり負担金、通信費

000 通信費(日比維持費は本部費支出)

0 部活動救急用品、トイレ手洗い用石鹸 他

0 各学年用ゴミ箱、啓志式、卒業式鉢花代 他

0 ミシン調整代、インク代、体育館用Bluetooth 他

719 用紙費

893 県P安全互助会、県P・県南P・市P負担金等

832 PTA名札(新入生保護者用、前年度名札一部)

100 卒業記念品(証書ホルダー)90個

000 慶弔費、離任記念品等

0 建立用紙 100,000

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

つくば広報第137号
令和7年(2025年)7月23日

様

つくば市長 五十嵐 立

令和7年(2025年)7月11日付けで開示請求のあった次の行政文書について
開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は 請求に係る行政文書の 内容	つくば市（市広報、市教委、教育局、吾妻中学校）が吾妻中PTAに学 校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書全て。R 4～R7年度分の全て。
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 吾妻中PTAに発注した業務はなく、該当する文書は作成していないため
担当課	市長公室広報戦略課 電話番号 029-883-1111（内線）5301

（審査請求に係る教示）

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内に、つくば市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったこと
を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年
を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市長となります。）、処分の取消し
の訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月
以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ
とができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつ
たことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付第138号

2025.8.4 mon 窓口受取

2/6

行政文書不開示決定通知書

証19

つくば教総第650号
令和7年(2025年)7月30日

様

つくば市教育委員会教育長 森田 淳

令和7年(2025年)7月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和4年度から令和7年度の間に、つくば市が吾妻中学校PTAに学校広報を発注した文書(見積書、契約書、納品書、請求書等)
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 吾妻中学校PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書を作成していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号 029-883-1111(内線4610)

(審査請求に係る教示)

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 8/30

2025.8.4 窓口受取

3/6

様式第4号（第8条関係）

行政文書不開示決定通知書

19

つくば学推第788号

令和7年(2025年)7月30日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田

令和7年(2025年)7月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市（市広報、市教委、教育局、吾妻中学校）が吾妻中学校PTAに学校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書全て。R4～R7年度分全て。
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 吾妻中PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書は作成していないため
担当課	教育局学び推進課 電話番号 029-883-1111（内線4780）

（審査請求に係る教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第128号

2025.8.4 mon 窓受取

4/6

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

調 19

つくば教学第 789 号
令和7年（2025年）7 月30日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田

令和7年（2025年）7月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	令和4年度から令和7年度までに教育局が吾妻中学校PTAに学校広報を発注した見積書・契約書・納品書・請求書等の文書
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 吾妻中学校PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書は作成していないため
担当課	教育局学務課 電話番号 029-883-1111（内線）4790

（審査請求に係る教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付第138号

2025. 8. 4 mon 窓口受取

5/6

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

19

つくば教施第250号
令和7年（2025年）7月23日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田 充

令和7年（2025年）7月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市（市広報・市教委・教育局・吾妻中学校）が吾妻中PTAに学校広報を発注した見積書・契約書・納品書・請求書等の文書全て。R7年度分。R7年度分、本日現在まで。
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 （理由） 吾妻中PTAに学校広報を発注しておらず、該当する文書は作成していないため
担当課	教育局教育施設課 電話番号 029-883-1111（内線4920）

（審査請求に係る教示）
この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内

受付 第138号 2025.8.4 mon 窓口受取

6/6

様式第4号（第6条関係）

行政文書不開示決定通知書

調19

つくば生推第546号
令和7年（2025年）7月30日

様

つくば市教育委員会教育長 森田

令和7年（2025年）7月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市（市広報・市教委・教育局・吾妻中学校）が吾妻中PTAに学校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書。令和4～7年度分
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 （理由） 吾妻中PTAに学校広報を発注しておらず該当する文書は作成していない。
担当課	教育局生涯学習推進課 電話番号029-883-1111（内線）4520

（審査請求に係る教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第138号

2025.8.4 mon 窓口受取

吾妻

AZUMA JUNIOR HIGH SCHOOL

令和6年7月12日発行 第71号
生徒数 275名 (令和6年5月14日現在)
茨城県つくば市天久保1-9-1 TEL 029-852-7751
吾妻中学校PTA 広報委員会

吾妻中学校PTAホームページ

吾妻中学校ホームページ
<https://www.tsukuba-school.jp/azuji/>



第7学年
スローガン 挑戦



1/1

Welcome to

AZUMA J.H.S.



第8学年
スローガン

Imagination & Adventure



第9学年
スローガン

どこでも
生きていける人になろう



証 20

生徒が主体となる学校

校長 菅谷 和美

変化が大きく先行きが不透明と言われている現代。このような時代に、子供たちにはどのような力を付けていけばよいのでしょうか。

今年の箱根駅伝で優勝をした、青山学院大学駅伝部の原晋監督は、練習で選手の自主性を重んじています。大学駅伝では多くの大学が、監督主導で練習をする中、原監督は選手自らが練習メニューを決め自主的に取り組むスタイルを確立し、青山学院大学を駅伝強豪校へと育てました。

このような練習をするのは「自己判断をして走れる集団」をつくるためとのことです。駅伝はその日の気象条件や襷を渡された時の順位など、予想外の状況が発生した場合でも、自分で考え、判断しながら走ることができなければ強くなれないし、そうなるためには練習でその力を養わなければならない、と話していました。

今年度学校では、探究的な学び、主体性、自分たちで創り上げる活動を重点にした教育活動をすすめる、自分で考え判断し、最後までやり遂げる力を育てていきたいと考えています。

生徒たちのために、教職員一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1/1 No.138

様式第4号(第6条関係)

行政文書不開示決定通知書

証21

つくば吾中第44号

令和7年(2025年)7月28日

様

つくば市教育委員会教育長 森 田

令和7年(2025年)7月11日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	吾妻中学校が吾妻中PTAに学校広報を発注した見積書、契約書、納品書、請求書等の文書全て(R4~R7年度分)
開示をしない理由	☐ つくば市情報公開条例第5条第 号該当 ☐ つくば市情報公開条例第8条該当 ☒ 文書不存在 (理由) 広報誌の作成はPTAが実施しており、費用はすべてPTA費で支出しているため、学校には該当する文書が存在していないため
担当課	つくば市立吾妻中学校 電話番号 029-852-7751

(審査請求に係る教示)

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第138号

2025. 8. 4 mon 窓口受取

⑤22

1/4



7 総研第8号

令和7年(2025年)4月7日

各学校長 様

総合教育研究所長

令和7年度(2025年度)つくばスタイル科学園事業の予算令達について
(通知)

このことについて、各学校に講師謝礼及び消耗品費の予算を令達しましたので、御確認をお願いします。

予算の執行に際しては、各学校で伝票処理をお願いします。

記

- 1 令達額 (別紙) 各学校令達額のとおり
- 2 予算科目
(講師謝礼) 款10 項01 目02 事業24 節07 細節01
* 謝礼金の場合、財務会計システムで債権者登録情報の確認をお願いします。
(消耗品費) 款10 項01 目02 事業24 節10 細節01
* 摘要は原則「42 教材用消耗品」としてありますが、購入品目に合わせ摘要一覧から検索し、適切なものを選択してください。
- 3 その他
 - (1) 財務会計システムへのログインIDは、パフォーマンスチャージと同一です。
 - (2) 伝票の起票方法については、イントラ電子書庫(「会計事務局」→「1 歳出」→「01 マニュアル・様式」内の各ファイル)を参照願います。

問合せ先

総合教育研究所

担当: 岡崎

電話: 029-867-1080

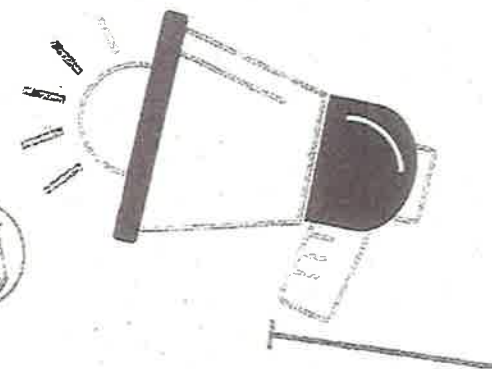
この写しは、情報公開
により交付された物
である。つくば市

この写しは、情報公開
により交付された物
である。 つくば市

令和7年度（2025年度）

つくばスタイル科学園事業

2025/04/01 総合教育研究所



この学校は、特設公費
で運営されています。
ある、つくば市

22
3/4

【令和5年度まで】

学園配当・令達型

講師謝礼・消耗品費▶各学園構成校の児童生徒数に基づき、配当・令達

【令和6年度から】

学校令達型

- 各学校からの要望
 - ▶ 各学校の児童生徒数に合わせた金額を令達してほしいなど
- 学園代表校で予算執行管理が困難
 - ▶ 学園構成校間で予算割り振りをしても、未執行校があるなど
- 事業の予算執行
 - ▶ 学園構成校から請求書が届くのが遅いため、速やかな伝票起票ができないなど



令和7年度も「学校令達型」としています

講師謝礼

- 謝礼金
- 物品（図書カード・花束・菓子折り）

概要

- 令達額 各学校の児童生徒数に基づく
- 支払処理 各学校で支払処理
- 注意事項
 - ▶ 謝礼金は財務会計システムで債権者登録情報の確認
 - ▶ 物品は図書カード・花束・菓子折りのみとし、
クオカードや商品券は不可



送信者: つくば市 教育総務課 <edc010@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [REDACTED]

日付: Fri, 11 Jul 2025 16:37:29

件名: 【つくば市教育総務課】 6月27日にメールにてお問い合わせ
わせいただいた件について

[REDACTED] 様

いただいたお問い合わせに関して回答いたします。

学校での現金寄附採納に関する、学校教育法、地方自治法上の法的な整理は [REDACTED] 様のお見込みのとおりです。

現金寄附については、市立学校は法人格を有さないため、金銭を直接受け取ることができず、また、教育委員会には財産の取得決定権がないため、教育委員会名では金銭を受け取ることができません。金銭を財産として受け取るには、「つくば市」という地方自治体として受け取る必要があります。

金銭の寄附を受ける場合には、おっしゃるとおり、地方自治法第210条に定める「総計予算主義の原則」に従い、歳入に含めて予算化し、寄附金を公金化する必要があります。しかしながら、現在つくば市では、金銭の寄附について、学校を指定する形で使用可能な予算として公金化する仕組みがなく、この点から金銭の寄附を受けることができません。

現在の制度上は、「アイラブつくばまちづくり寄附金」制度を利用し、「未来をつくる人が育つまちに関する事業」や具体的な事業名を指定して金銭の寄附をいただくことは可能です。ただし、この場合でも、学校を指定して、自由に使える予算として寄附金を受け入れることができるものではありません。

以上のことから、現在の制度上、学校で使用する用途として現金を寄附で受け取ることができる仕組みが存在しないため、現金での寄附採納はできないという取り扱いにしている、ということになります。

学校施設の維持修繕を含む学校経費についても、地方財政法及び地方財政法施行令の規定により、公費で賄うべきものとなっているため、学校徴収金を充てているような事実があるのであれば、是正が必要な状況と考えます。

学校備品に関しては、自発的な寄附であれば、寄附として受け入れが可能な場合もあるものの、その寄附は強制的なものになってはならないと、当市の「学校徴収金取扱要項<公費・私費負担区分等ガイドライン>」にも謳っています。

「援助費」についての市の認識は、令和5年10月10日市長回答のとおりです。市としては、寄附金の強制徴収は認めていません。

各学校内において「学校徴収金に関するガイドライン」やつくば市PTA連絡協議会が作成している「PTA活動についてのガイドライン [PTA本部向け]」の内容を遵守し、適切な運用となるよう学び推進課と連携して各学校に一層働きかけるとともに、公費で賄うべきものを適切に公費で対応できるよう、学校予算配当を担当する課と連携して、学校が必要とする学校施設維持修繕費用や学校備品等を公費でいかにして適切かつ迅速に措置ができるか、現状のやり方の見直しと今後の方策を検討してまいりたいと思います。

つくば市教育局 教育総務課

担当: 武田

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園1-1-1

TEL: 029-883-1111 (代表)

内線: 4610

FAX: 029-868-7608

E-Mail: edc010@city.tsukuba.lg.jp

23 1/1

情報の
付き
加え